

**平成12年
鳥取県西部地震の記録**

鳥 取 県

発刊にあたって



平成12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部を震源とする「鳥取県西部地震」が発生し、境港市、日野町の震度6強など、県西部地域を中心に、大きな地震が発生しました。

この地震では、幸いにして、死者はありませんでしたが、負傷者141名、1万6千棟を越える住宅の損壊など、大災害となりました。

この地震による被害を受けられた方々に対し、心からお見舞い申し上げるとともに、また、各方面からいただいた、温かなお見舞い、力強い御激励に対し、厚くお礼申し上げます。

鳥取県では、この災害での体験を教訓に、より安全な県土を築くため、復興に全力を挙げるとともに、防災体制の充実・強化を図り、県民生活の安全確保には最大限の努力を行ってきたところですが、よりいっそうの努力を積み重ねていく所存です。

本書は、この災害の実態を、永く記録にとどめ、今後の防災対策の一助とするため、これまでの経過、施策、措置等について概要をとりまとめたものです。

この記録が、関係各位の今後の災害対策にいささかでも参考になれば幸いです。

終わりになりますが、災害対策、災害復興に御支援、御協力いただいた関係機関各位に心から感謝の意を表しますとともに、本書の刊行に際し協力いただいた各機関の方々に、厚くお礼申し上げます。

平成13年10月

鳥取県知事 片山善博



瓦がはがれたり、屋根が壊れたため、雨を防ぐためのシートがかけられた住宅（日野町）
（日本海新聞）



(日野町)



(西伯町)



(堺港市)

住宅の被害状況



崩落した岩石によりふさがれた県道日野溝口線
停車中の車の運転席・助手席を直撃したが、後部座席にいたため無事であった。



地盤がずれ、外れてしまった橋（西伯町）



一般県道日野溝口線における道路亀裂（溝口町）



一般国道180号における法面崩落（日野町）



主要地方道岸本江府線における路肩崩壊と道路亀裂（江府町）



住宅の裏山の崩落（西伯町）



日野町下黒坂地区 地滑りによる崩落



境港 昭和南-13m岸壁の段差



境港臨海道路の液状化



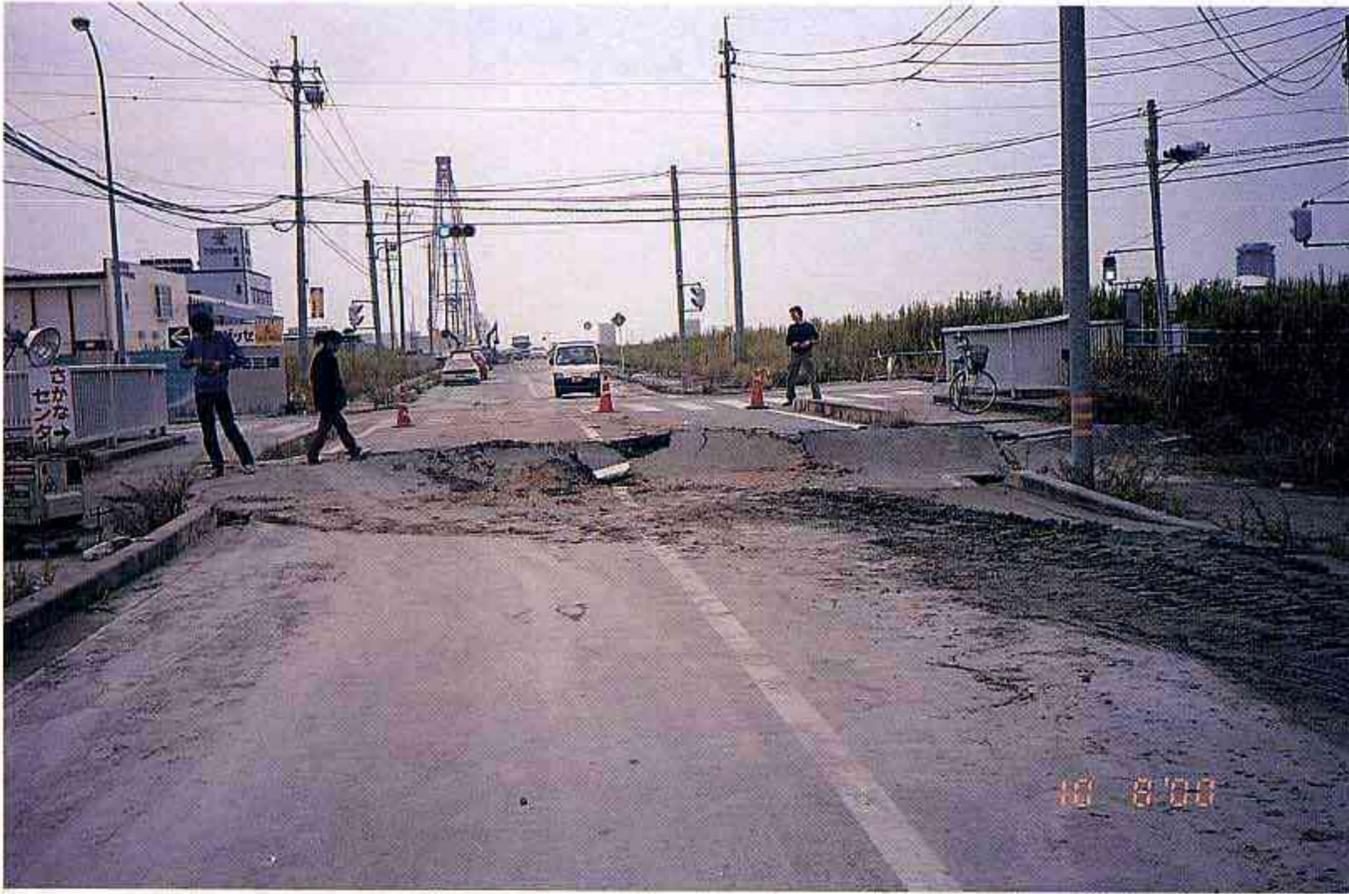
境漁港 約120mにわたり湾曲したかにかご岸壁



東へ移動した市場支柱



市場内の亀裂（長さ100m、幅0.4m）



竹内工業団地内 液状化で噴出した土砂と道路の損傷（境港市）



液状化による沈下で変形した建物



校舎の柱などに多数の亀裂が入り半壊状態となった会見小学校



国指定重要文化財 後藤家住宅
蔵の壁の剥落、土壁の崩壊（米子市）



崩落した土石によってふさがれたJR伯備線と道路（日野町）
（山陰中央新報 平成12年10月9日）



収穫を目前に控えた梨
(新興)の落下(会見町)

液状化による被害を受けた
白ネギ畑



液状化により陥没した
ニンジン畑



日野町内の中学校に避難した人々



体育館に避難した日野郡内の病院の入院患者（日本海新聞）



炊き出しをする自衛隊
(日野町)



簡易風呂による
入浴サービス(日野町)



液状化した道路の土砂
を撤去する自衛隊
(境港市)



給水車による給水活動（日野町）



避難所での医療班の活動



消防防災航空隊による鳥取市から被災地への弁当の搬送



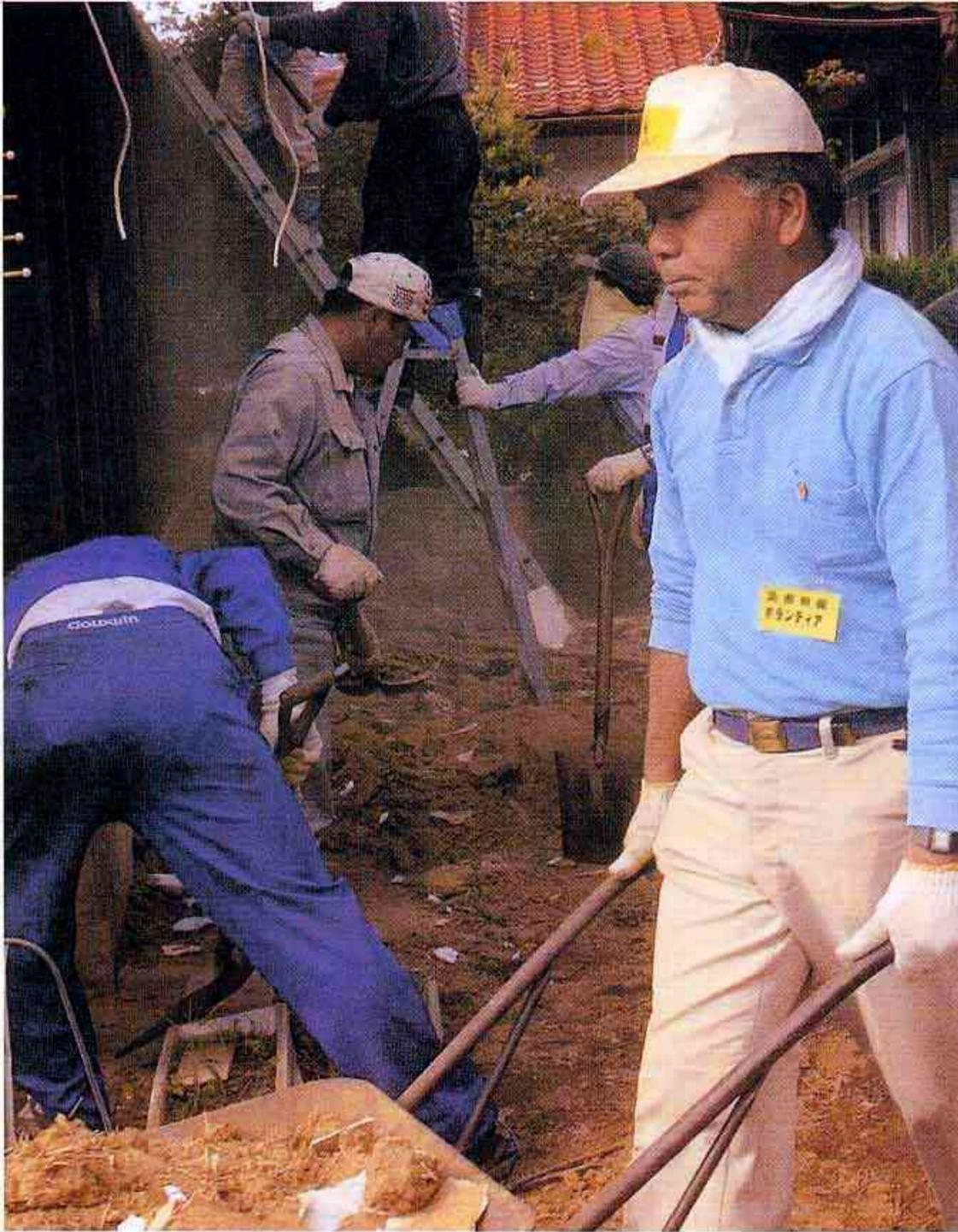
警察コスモス隊 避難所を訪問し、相談を受け付ける隊員



西伯町出前説明会（山陰中央新報社提供）



町民からの被害状況や相談を受け付ける職員（西伯町役場）



崩壊した住宅の壁や瓦を運び出すボランティア(日野町)
(山陰中央新報社提供)



避難所で託児サービスをするボランティアセンターのスタッフ(日野町)



情報収集にあたる溝口町職員



シート張りをするボランティア（西伯町）



仮設住宅（日野町）



皆生温泉で行われた「元気いっぱい！鳥取県」宣言（米子市）

目 次

第1部 地震の概況

| | |
|-----------------|---|
| 第1章 概 要 | 1 |
| 第2章 本震の状況 | 1 |
| 第3章 余震活動 | 5 |
| 第4章 過去の地震 | 9 |

第2部 被害状況

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 総 括 | 11 |
| 第2章 人的被害 | 13 |
| 第3章 家屋被害 | 14 |
| 第4章 事業所などの被害 | 15 |
| 第5章 公共土木施設被害 | 16 |
| 第1節 河 川 | 19 |
| 第2節 道路及び橋梁 | 19 |
| 第3節 砂防、急傾斜地施設 | 20 |
| 第4節 港湾施設 | 21 |
| 第5節 都市公園施設・街路関係 | 23 |
| 第6節 下水道施設 | 24 |
| 第7節 公営住宅 | 24 |
| 第6章 農林水産業施設等被害 | 25 |
| 第1節 農作物及び畜産関係 | 27 |
| 第2節 施設関係 | 27 |
| 第3節 農地・農業用施設関係 | 28 |
| 第4節 林業関係 | 30 |
| 第5節 水産業関係 | 31 |
| 第7章 水道施設被害 | 34 |
| 第1節 上水道、簡易水道等 | 34 |
| 第2節 工業用水道 | 35 |
| 第8章 学校施設等被害 | 36 |
| 第1節 公立学校 | 36 |
| 第2節 私立学校 | 37 |
| 第3節 文化財等 | 37 |
| 第9章 病院、社会福祉施設等被害 | 38 |
| 第1節 社会福祉施設 | 38 |
| 第2節 病 院 | 39 |

| | | |
|------------------|------------|----|
| 第10章 | その他公共施設の被害 | 40 |
| 第1節 | 社会教育・体育施設等 | 40 |
| 第2節 | 廃棄物処理施設 | 40 |
| 第3節 | 自然公園等 | 40 |
| 第4節 | 県営発電所 | 41 |
| 第5節 | 県庁舎 | 41 |
| 第6節 | 県営工業団地 | 42 |
| 第7節 | 主要観光施設等 | 44 |
| 第11章 | 公共機関等の被害 | 45 |
| 第1節 | 通信 | 45 |
| 第2節 | 電力 | 46 |
| 第3節 | ガス | 47 |
| 第4節 | 交通 | 49 |
| 第3部 対策の実施 | | |
| 第1章 | 体制 | 55 |
| 第1節 | 県災害対策本部 | 55 |
| 第2節 | 市町村災害対策本部 | 59 |
| 第3節 | 県警察災害警備本部 | 60 |
| 第2章 | 救助・救護活動 | 61 |
| 第1節 | 災害救助法の適用 | 61 |
| 第2節 | 警察の活動 | 62 |
| 第3節 | 自衛隊の活動 | 65 |
| 第4節 | 避難等の状況 | 67 |
| 第5節 | り災証明の発行 | 68 |
| 第6節 | 医療分野の対応 | 68 |
| 第3章 | 緊急物資等 | 69 |
| 第1節 | 生活関連物資 | 69 |
| 第2節 | 食糧 | 70 |
| 第3節 | 医療物資等 | 70 |
| 第4節 | 応急給水 | 71 |
| 第5節 | 人員応援 | 71 |
| 第4章 | 現地視察 | 72 |
| 第5章 | 要望活動 | 74 |
| 第1節 | 要望活動 | 74 |
| 第2節 | 各部局による要望活動 | 84 |
| 第6章 | 予算 | 85 |

| | | |
|------------|------------------|-----|
| 第7章 | 復旧事業の応援体制 | 86 |
| 第8章 | 激甚災害指定 | 88 |
| 第9章 | 被害の査定 | 89 |
| 第10章 | 公共土木施設の復旧 | 91 |
| 第1節 | 河川 | 91 |
| 第2節 | 道路及び橋梁 | 92 |
| 第3節 | 砂防、急傾斜地施設 | 95 |
| 第4節 | 港湾施設 | 96 |
| 第5節 | 都市公園施設・街路関係 | 98 |
| 第6節 | 下水道 | 99 |
| 第11章 | 農地・農業用施設・水産施設の復旧 | 100 |
| 第12章 | 水道施設等の復旧 | 103 |
| 第1節 | 上水道、簡易水道 | 103 |
| 第2節 | 工業用水道 | 104 |
| 第13章 | 学校教育施設・文化財等の復旧 | 105 |
| 第1節 | 公立学校 | 105 |
| 第2節 | 文化財等 | 107 |
| 第14章 | 社会福祉施設等復旧状況 | 108 |
| 第1節 | 社会福祉施設 | 108 |
| 第2節 | 病院 | 109 |
| 第15章 | その他施設等の復旧 | 110 |
| 第1節 | 廃棄物処理施設の復旧 | 110 |
| 第2節 | 自然公園 | 110 |
| 第3節 | 県営発電所 | 110 |
| 第4節 | 庁舎 | 110 |
| 第5節 | 観光施設 | 111 |
| 第6節 | 事業所などの復旧 | 111 |
| 第7節 | 電気通信設備の復旧 | 111 |
| 第8節 | 電力の復旧 | 112 |
| 第16章 | ボランティア活動状況 | 113 |
| 第17章 | 災害義援金 | 116 |
| 第18章 | 救援物資の提供 | 118 |
| 第4部 | 支援施策の実施 | |
| 第1章 | 県税及び市町村税の特例措置 | 119 |
| 第2章 | 被災者住宅再建に係る支援 | 121 |
| 第3章 | 企業等に対する支援 | 126 |

| | |
|----------------------|-----|
| 第4章 福祉・保健活動 | 129 |
| 第1節 住民の健康相談等 | 129 |
| 第2節 民生委員の対応状況 | 130 |
| 第3節 福祉・保健関係 被災者支援施策 | 131 |
| 第5章 農林水産業支援 | 133 |
| 第6章 教育関係支援 | 135 |
| 第1節 子どもたちの心のケア | 135 |
| 第2節 授業料の減免等 | 136 |
| 第7章 財政支援 | 137 |
| 第1節 市町村資金貸付金による復旧の支援 | 137 |
| 第2節 市町村振興交付金による復旧の支援 | 137 |
| 第3節 地方交付税の特例措置 | 138 |
| 第8章 広報活動 | 140 |
| 第1節 報道機関への情報提供 | 140 |
| 第2節 県政広報の実施 | 140 |
| 第3節 風評被害対策 | 142 |
| 第5部 県議会等の活動 | |
| 第1章 被災地現地調査 | 143 |
| 第2章 各会派の要望・申し入れ | 147 |
| 第3章 臨時会・定例会 | 156 |
| 第1節 全員協議会等 | 156 |
| 第2節 11月臨時会 | 156 |
| 第3節 12月定例会 | 161 |
| 第4節 2月定例会 | 164 |

付録 鳥取県西部地震関連支援対策一覧

(注) 本書における、記載内容、数値等は、特に注記のあるものを除き、平成13年6月末現在のもの
ある。

第1部 地震の概況

第1章 概要

平成12年10月6日13時30分、鳥取県西部の西伯郡西伯町～日野郡溝口町付近（北緯35度16.5分、東経133度20.9分）、深さ11kmでマグニチュード7.3の地震が発生し、鳥取県境港市、日野町で震度6強、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、溝口町で震度6弱を観測したほか、中国、四国、近畿地方を中心に関東地方から九州地方にかけて震度1～6強を観測した。

この地震により、1府9県において負傷者182名、住家全壊433棟、住家半壊3,084棟、住家一部破損17,735棟等の被害が発生した。（平成13年7月31日現在、消防庁調べ）

余震は北北西－南南東方向に約30kmにわたって分布し、本震の発震機構は、東西方向に圧力軸のある横ずれ型で、余震分布から見て左横ずれ断層と推定される。

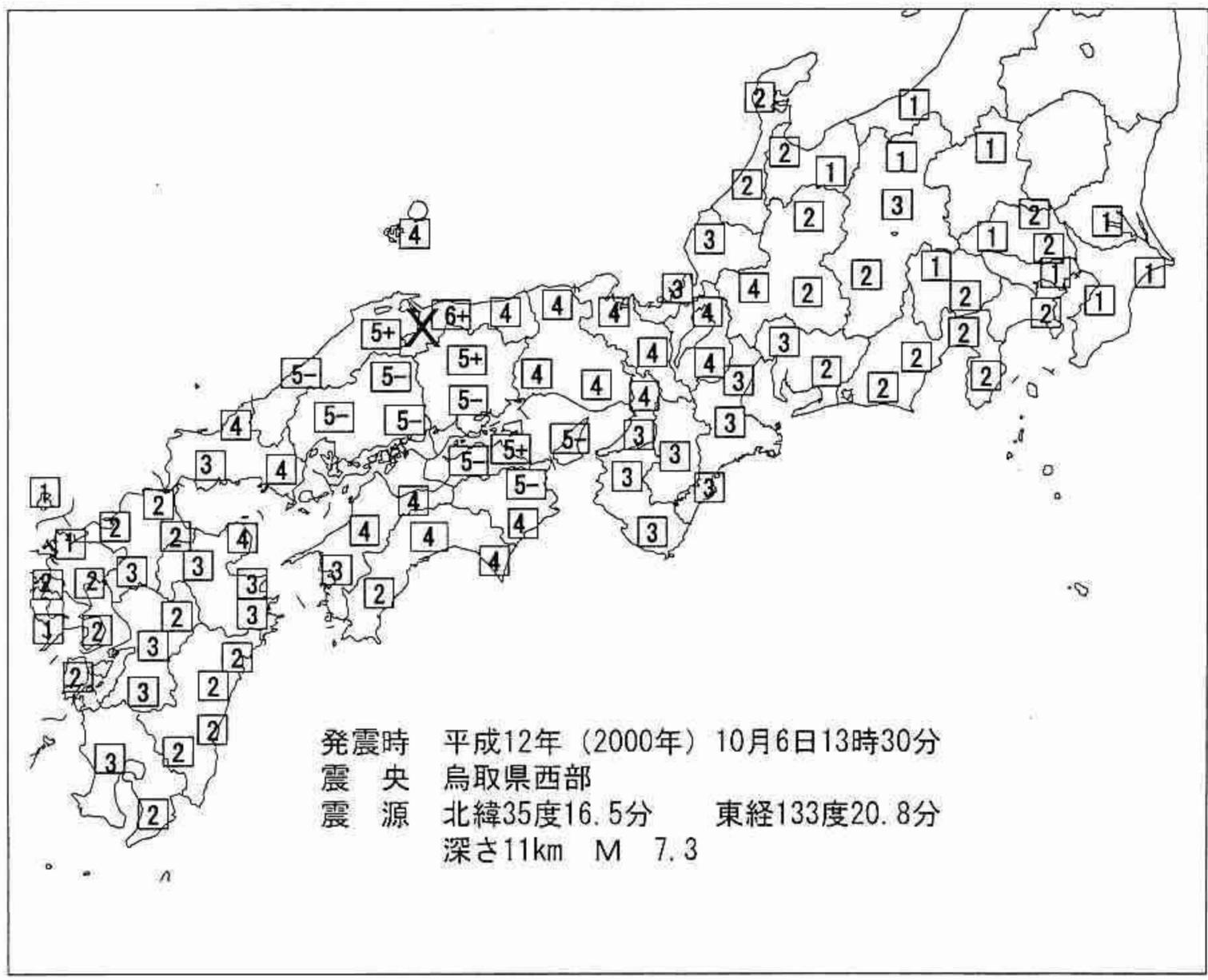
余震活動は順調に減衰している。12月31日24時現在の地震総回数は5371回以上、うち有感地震回数は1065回、12月31日24時現在までの最大余震は、10月8日20時51分に発生したマグニチュード5.0の地震で、最大震度は5弱であった。

気象庁は、この地震を「平成12年（2000年）鳥取県西部地震」と命名した。

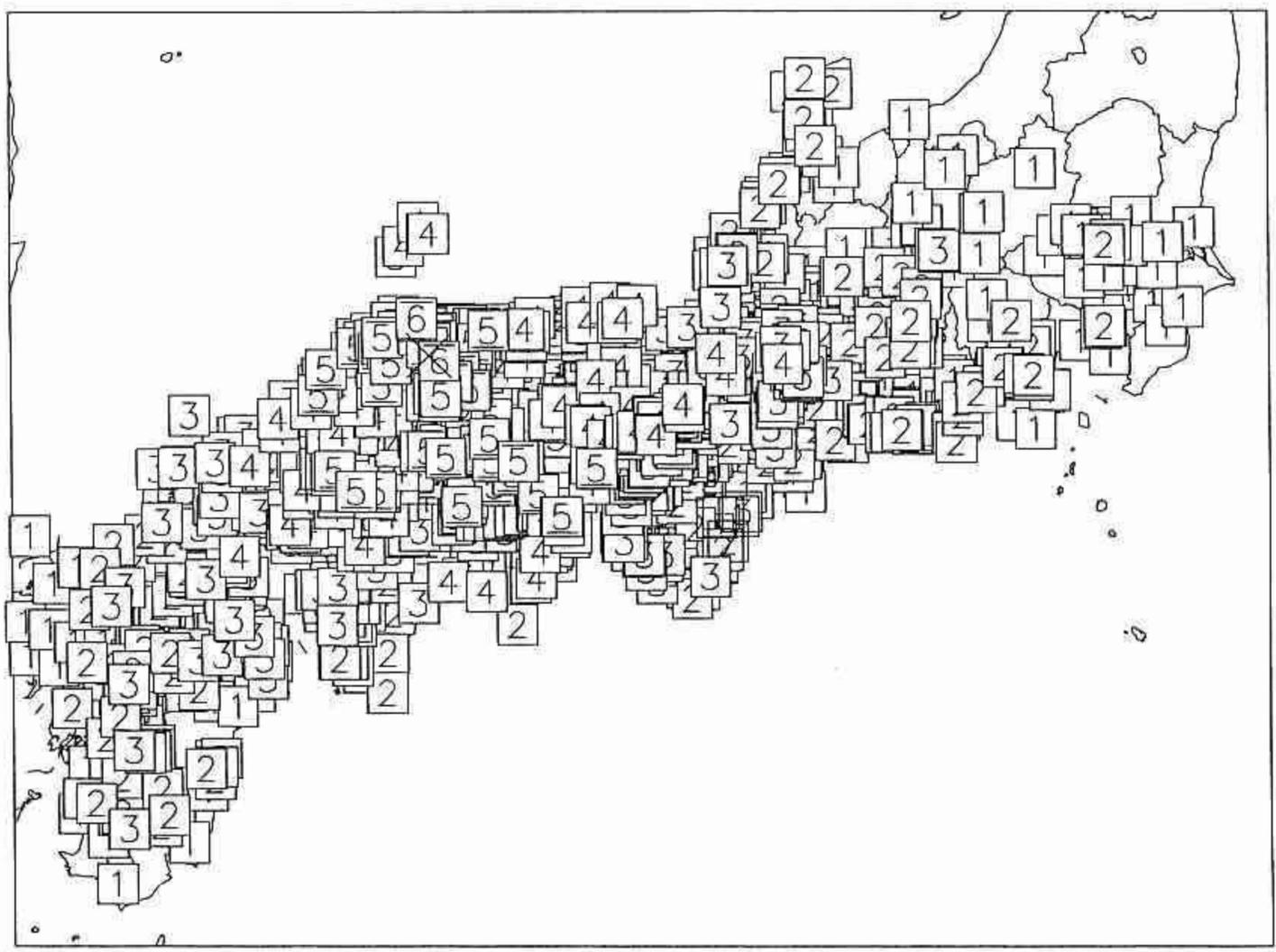
第2章 本震の状況

下記に本震の地域震度分布を第1.1図に、本震の震度分布を第1.2図として示す。

震度5弱以上を観測した府県別の地点の震度観測値を第1.1表に示す。



第1.1図 本震の地域震度分布図



第1.2図 本震の震度分布図

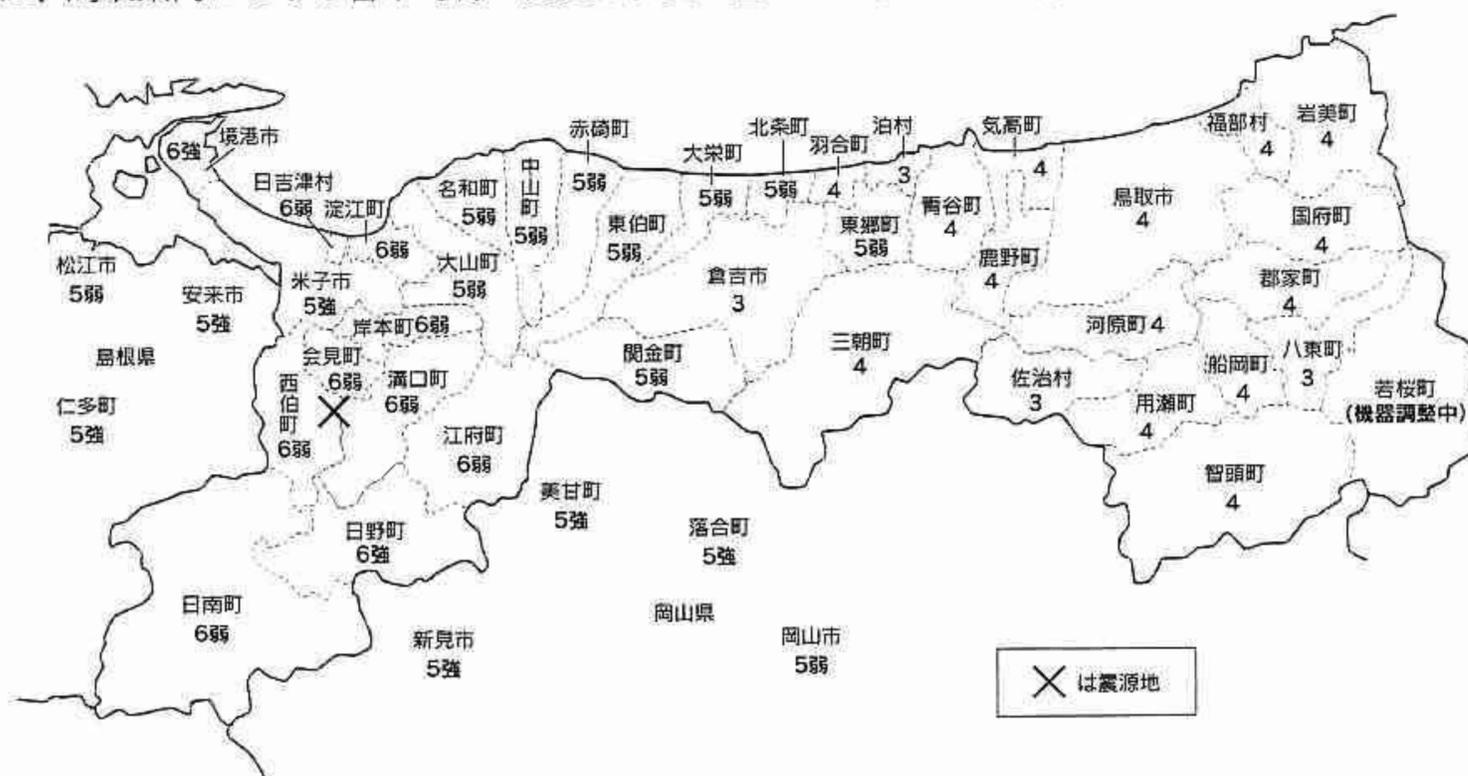
第1.1表 震度5以上を観測した地点の震度観測値

| 県別 | 震度 | 観測地点名 | 最大加速度 (gal) | | | 計測震度 | 震央距離 (km) | |
|---------|-------|------------|-------------|-------|--------|--------|-----------|-----|
| | | | 合成値 | N-S | E-W | | | U-D |
| 鳥取県 | 6 強 | 境港市東本町 | 762.7 | 299.2 | 748.4 | 183.9 | 6.0 | 33 |
| | | 鳥取日野町根雨* | 1584.4 | 675.3 | 1482.4 | 1407.4 | 6.3 | 11 |
| | 6 弱 | 境港市上道町* | 234.1 | | | | 5.6 | 31 |
| | | 西伯町法勝時* | 1077.4 | 607 | 802.1 | 1076.9 | 5.9 | 7 |
| | | 会見町天万* | 982.6 | | | | 5.9 | 11 |
| | | 岸本町吉長* | 670.7 | | | | 5.6 | 15 |
| | | 日吉津村日吉津* | 331 | | | | 5.5 | 19 |
| | | 淀江町西原 | 432.9 | | | | 5.6 | 22 |
| | | 溝口町溝口* | 692.4 | 615.9 | 521.7 | 433.1 | 5.7 | 13 |
| | 5 強 | 米子市博労町 | 285.2 | 280.2 | 219.1 | 144.5 | 5.1 | 19 |
| | 5 弱 | 鳥取東郷町龍島* | 156.6 | 122.9 | 92.4 | 99.1 | 4.6 | 56 |
| | | 関金町大鳥居* | 145.7 | | | | 4.6 | 39 |
| | | 北条町土下* | 118.6 | | | | 4.6 | 50 |
| | | 鳥取大栄町由良宿* | 171 | 139.8 | 142.4 | 79.8 | 4.7 | 46 |
| | | 東伯町徳万* | 130.6 | | | | 4.5 | 42 |
| | | 鳥取大山町国信* | 154.9 | | | | 4.7 | 27 |
| | | 名和町御来屋* | 153.1 | | | | 4.5 | 30 |
| | | 鳥取中山町赤坂* | 170.6 | 150.7 | 128.5 | 143.7 | 4.5 | 36 |
| | 島根県 | 5 強 | 仁多町三成* | 424.2 | | | | 5.4 |
| 安来市安来町* | | | 261.7 | 251 | 245 | 240.4 | 5.3 | 20 |
| 宍道町昭和* | | | 297.3 | | | | 5.0 | 41 |
| 5 弱 | | 東出雲町揖屋* | 282.1 | | | | 4.9 | 25 |
| | | 八束町波入* | 400.5 | | | | 4.9 | 29 |
| | | 松江市西津田 | 239.4 | 221 | 167.8 | 152.6 | 4.8 | 32 |
| | | 島根鹿島町佐陀本郷* | 118.5 | | | | 4.8 | 41 |
| | | 玉湯町湯町* | 140.1 | 93.5 | 138.7 | 75.5 | 4.8 | 34 |
| | | 仁摩町仁万* | 100.5 | | | | 4.8 | 86 |
| | | 島根大東町大東* | 266 | 230.2 | 163.6 | 102.9 | 4.7 | 34 |
| | | 島根加茂町加茂中* | 272.4 | 110.3 | 264.6 | 66.8 | 4.7 | 39 |
| | | 八雲村西岩坂* | 239.5 | 223.2 | 198.9 | 156.7 | 4.6 | 26 |
| | | 三刀屋町三刀屋* | 229.8 | | | | 4.5 | 41 |
| | | 斐川町荘原町* | 122.7 | | | | 4.5 | 46 |
| | | 湖陵町二部* | 130.9 | 79.5 | 124.6 | 55.7 | 4.5 | 60 |
| | | 桜江町川戸* | 121 | 106.4 | 90.8 | 56.6 | 4.5 | 98 |
| 岡山県 | 5 強 | 哲多町本郷* | 824.6 | 282.7 | 785 | 123.7 | 5.2 | 39 |
| | | 落合町西河内* | 359.7 | 344 | 297.9 | 136.6 | 5.2 | 46 |
| | | 大差町小阪部* | 219.4 | 162.3 | 160.9 | 204.2 | 5.0 | 29 |
| | | 新見市新見 | 815.3 | 203.4 | 783.3 | 300.1 | 5.0 | 36 |
| | | 美甘村美甘* | 343.9 | 271.8 | 342.5 | 138 | 5.0 | 30 |
| | 5 弱 | 久世町久世* | 370.3 | 349.3 | 342.4 | 168.8 | 4.9 | 44 |
| | | 新庄村役場* | 327.8 | 264.2 | 284.7 | 179.7 | 4.9 | 23 |
| | | 玉野市宇野* | 126.8 | 87.4 | 123.2 | 39.4 | 4.9 | 104 |
| | | 岡山川上村上福田* | 276.3 | 231.2 | 218.1 | 180.7 | 4.8 | 29 |
| | | 北房町下皆 | 255.7 | 221.6 | 220.9 | 93.8 | 4.8 | 43 |
| | | 八束村上長田* | 400.5 | 201.1 | 237 | 381.2 | 4.7 | 33 |
| | | 中和村下和* | 241.3 | 193.4 | 206 | 119.5 | 4.7 | 41 |
| | | 神郷町下神代* | 410.4 | 220.6 | 378 | 234 | 4.7 | 32 |
| 岡山市大供* | 247.3 | 117.1 | 215.2 | 88 | 4.6 | 87 | | |

| 県別 | 震度 | 観測地点名 | 最大加速度 (gal) | | | | 計測震度 | 震央距離 (km) |
|--------|-------|-----------|-------------|-------|-------|-------|------|-----------|
| | | | 合成値 | N-S | E-W | U-D | | |
| 岡山県 | 5 弱 | 岡山御津町金川* | 182.8 | 155.2 | 156.3 | 83.8 | 4.6 | 75 |
| | | 早島町前潟* | 106.8 | 62.7 | 103.7 | 26.1 | 4.6 | 87 |
| | | 真備町箭田* | 117.3 | 80.4 | 112.6 | 45.4 | 4.6 | 78 |
| | | 有漢町有漢* | 188.6 | 103 | 180.2 | 57.4 | 4.5 | 50 |
| | | 賀陽町豊野* | 173.9 | 157.9 | 143.8 | 63.2 | 4.5 | 56 |
| | | 岡山勝山町勝山* | 300.7 | 287.1 | 209.2 | 95.2 | 4.5 | 39 |
| | | 笠岡市笠岡* | 148.6 | 113.8 | 139.7 | 63.1 | 4.5 | 87 |
| | | 岡山瀬戸町瀬戸* | 114.3 | | | | 4.5 | 88 |
| | | 灘崎町片岡* | 119.3 | 70.1 | 112.7 | 70.5 | 4.5 | 95 |
| | | 船穂町船穂* | 110 | 81 | 104.9 | 33.8 | 4.5 | 84 |
| 香川県 | 5 強 | 土庄町甲 | 324 | 297.5 | 156.7 | 108.7 | 5.0 | 117 |
| | 5 弱 | 香川白鳥町湊* | 146.5 | 145.5 | 99.3 | 28.3 | 4.7 | 149 |
| | | 香川池田町池田 | 164.1 | 123 | 157.9 | 59 | 4.7 | 120 |
| | | 庵治町役場 | 107.1 | 76.4 | 101.2 | 47.6 | 4.6 | 122 |
| | | 観音寺市観音寺町 | 112.1 | 108.2 | 101.1 | 31 | 4.5 | 130 |
| | | 香川国分寺町新居* | 127.4 | 82.6 | 124 | 33.7 | 4.5 | 122 |
| | | 香川三野町下高瀬* | 120.7 | 67.3 | 110.9 | 35.8 | 4.5 | 124 |
| 豊中町本山* | 110.6 | 72.7 | 89.8 | 29.1 | 4.5 | 129 | | |
| 兵庫県 | 5 弱 | 津名町志筑* | 100.7 | 81.9 | 97.9 | 31.5 | 4.7 | 170 |
| 広島県 | 5 弱 | 広島高野町新市* | 344.4 | | | | 4.9 | 46 |
| | | 福山市駅家町* | 211.9 | | | | 4.8 | 80 |
| | | 広島大崎町中野* | 323.2 | | | | 4.8 | 122 |
| | | 川尻町西* | 165.7 | | | | 4.6 | 129 |
| | | 府中町大通り* | 116.9 | | | | 4.6 | 125 |
| | | 新市町新市* | 206.9 | | | | 4.5 | 80 |
| 徳島県 | 5 弱 | 徳島市大和町 | 61.3 | 57.5 | 44.6 | 15.6 | 4.5 | 176 |
| | | 徳島市新蔵町* | 65.9 | | | | 4.5 | 175 |

*の地点は地方公共団体の観測点。それ以外は気象庁の観測点。

また、鳥取県内における各市町村の震度は、次の図のとおりであった。



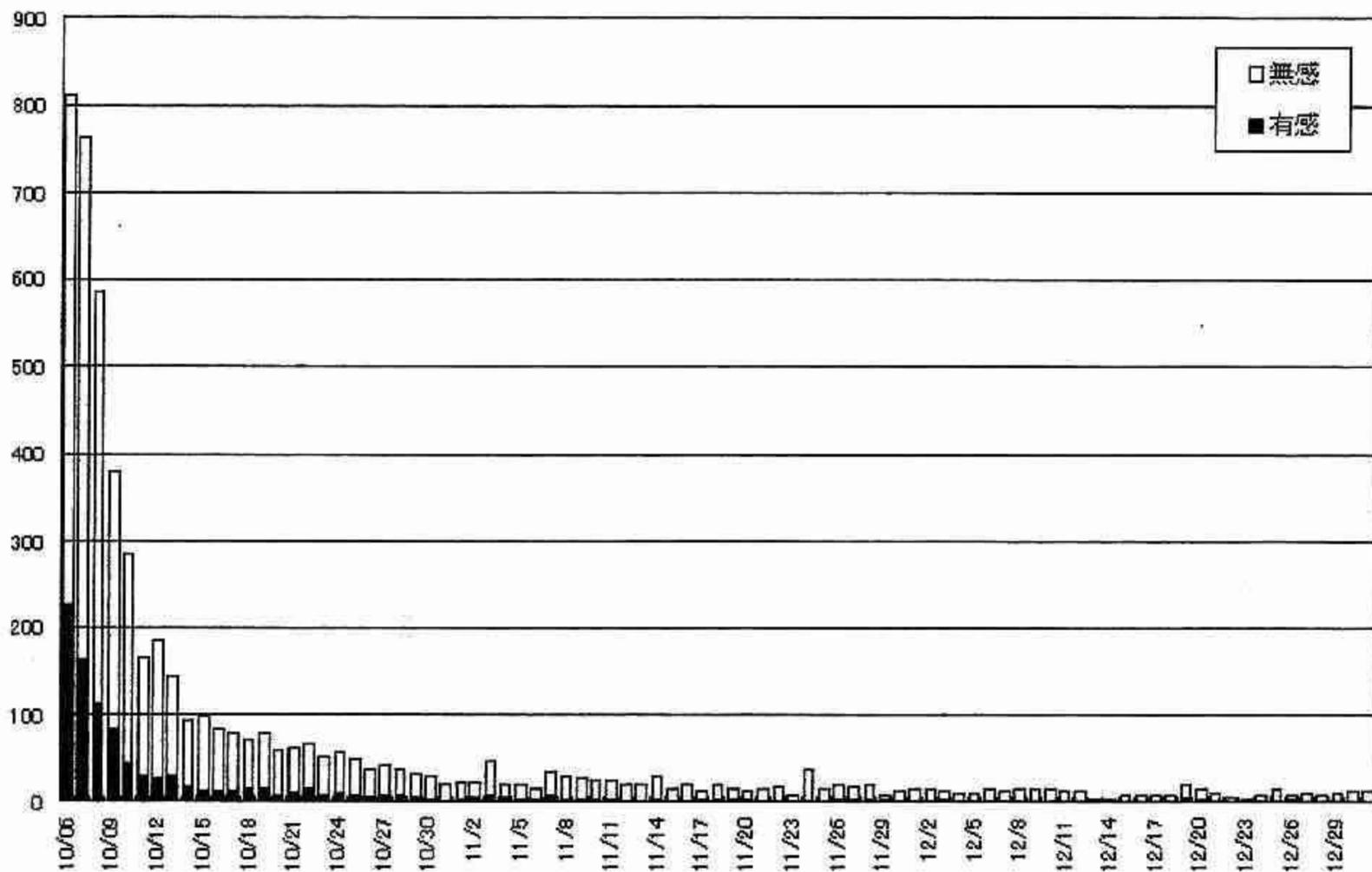
第3章 余震活動

余震活動は順調に減衰し、平成12年12月31日までの余震総回数は5,371回以上、うち有感余震回数は震度5弱2回、震度4が12回、震度3が95回、震度2が290回、震度1が665回で合計1,064回である。

最大余震は10月8日20時51分にM5.0が発生し、鳥取県西伯町で震度5弱を観測している（第1.2表、第1.4図参照）

第1.2表 最大震度別有感地震回数表

| 期 間 | 最大震度別回数 | | | | | | | | | | 有感回数 | | 地震回数 | |
|----------------------------------|---------|-----|----|----|----|----|----|----|---|------|------|------------|------------|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 | 回数 | 累計 | 回数 | 累計 | |
| 2000 10/06.00:00～ 10/31.24:00 | 567 | 242 | 87 | 9 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 908 | 908 | 4368 以上 | 4368 以上 | |
| 2000 11/01.00:00～ 11/30.24:00 | 61 | 32 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 101 | 1009 | 642 | 5010 以上 | |
| 2000 12/01.00:00～ 12/31.24:00 | 37 | 16 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 56 | 1065 | 361 | 5371 以上 | |
| 計 | 665 | 290 | 95 | 12 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1065 | — | — | — | |

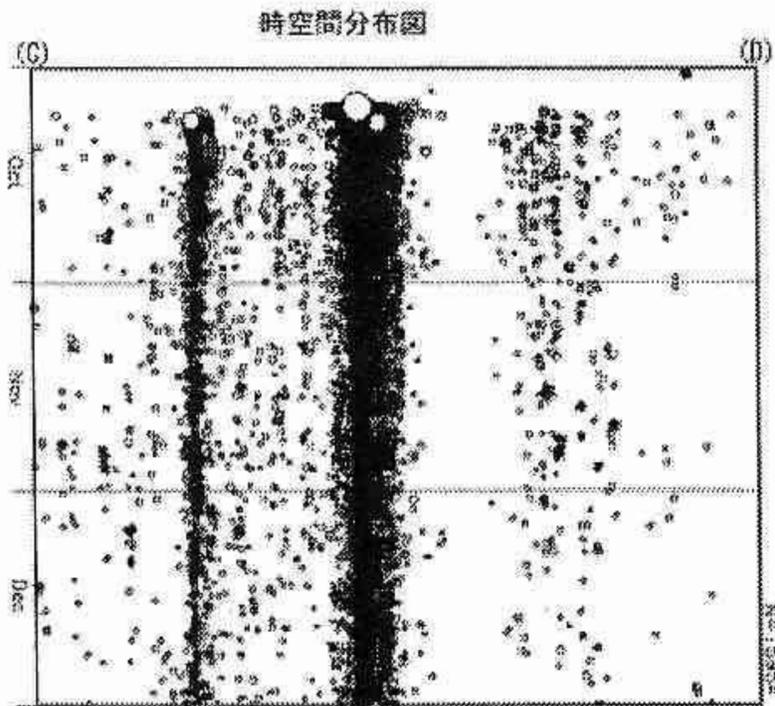
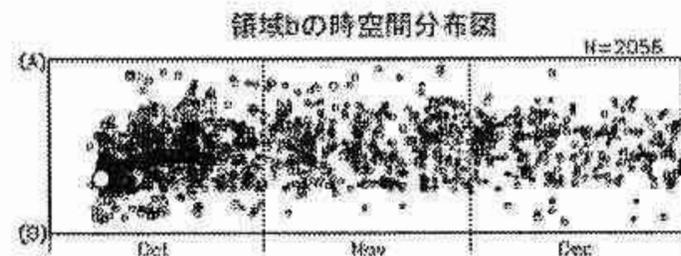
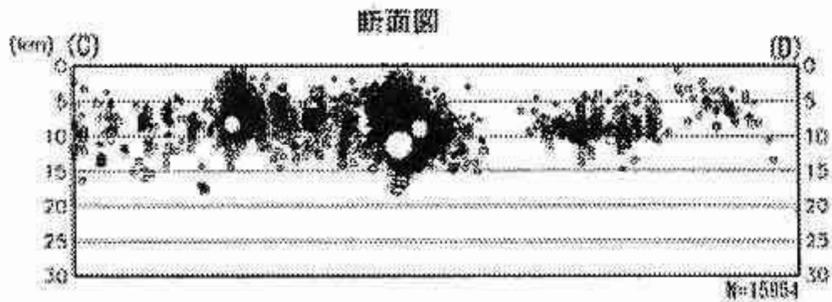
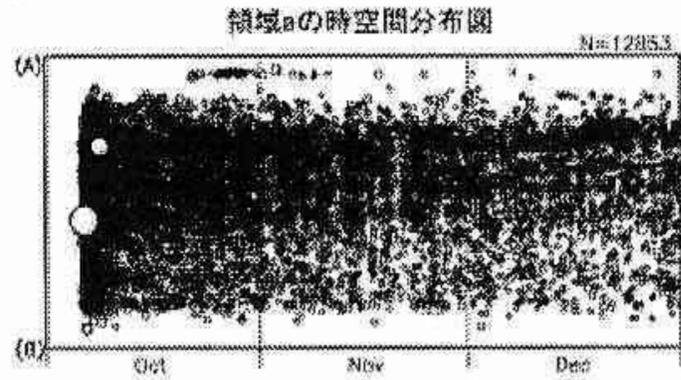
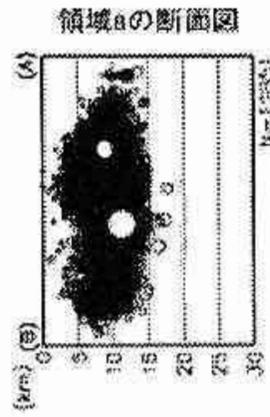
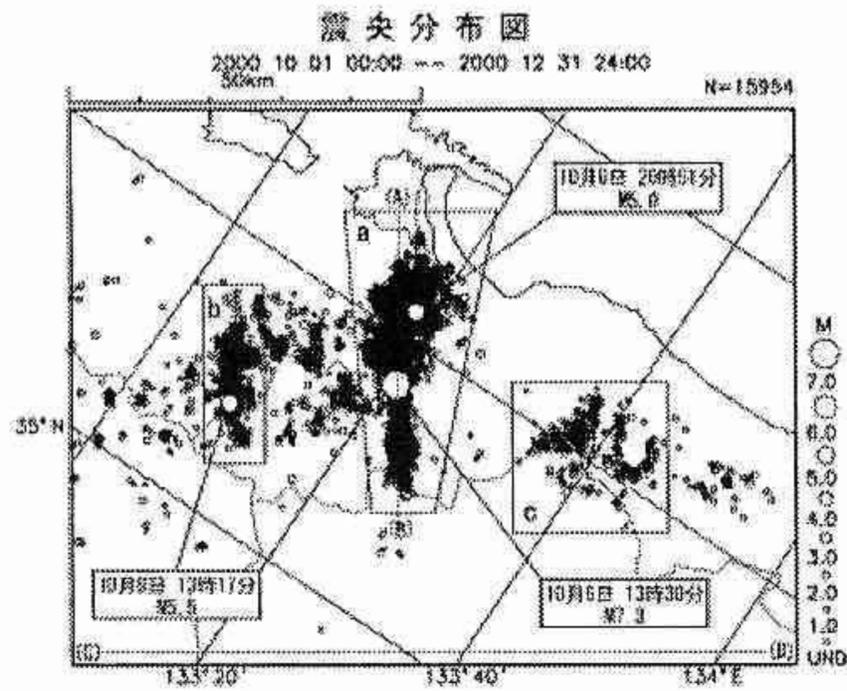


第1.4図 鳥取県西部地震の日別地震回数

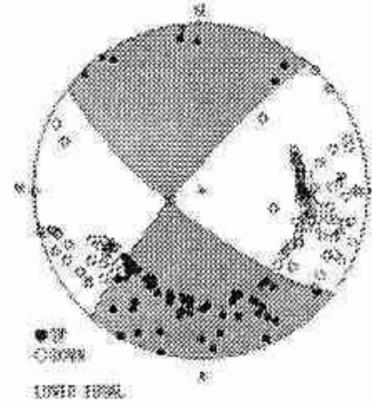
主な地震（最大震度4以上）

| | 月日 | 日時 | マグニチュード | 最大震度 | 最大震度観測点 |
|---|--------|--------|-----------|------|-------------------------|
| ① | 10月6日 | 13時30分 | (本震) M7.3 | 6強 | 境港市東本町、鳥取県日野町根雨 |
| ② | | 14時36分 | M4.2 | 4 | 日野町根雨 |
| ③ | | 14時52分 | M4.4 | 4 | 鳥取県会見町天万 |
| ④ | | 16時21分 | M4.2 | 5弱 | 会見町天万 |
| ⑤ | | 22時56分 | M3.9 | 4 | 日野町根雨 |
| ⑥ | 10月7日 | 04時59分 | M4.4 | 4 | 日野町根雨、鳥取県溝口町溝口 |
| ⑦ | | 08時17分 | M3.9 | 4 | 米子市博労町 |
| ⑧ | | 12時03分 | M4.2 | 4 | 会見町天万 |
| ⑨ | 10月8日 | 20時49分 | M3.9 | 4 | 会見町天万 |
| ⑩ | | 20時51分 | M5.0 | 5弱 | 鳥取県西伯町法勝寺 |
| ⑪ | 10月10日 | 21時57分 | M4.4 | 4 | 米子市博労町、境港市東本町、西伯町法勝寺 |
| ⑫ | 10月17日 | 22時16分 | M4.2 | 4 | 日野町根雨 |
| ⑬ | 11月3日 | 16時33分 | M4.5 | 4 | 境港市東本町、西伯町法勝寺 |
| ⑭ | 12月7日 | 23時09分 | M4.2 | 4 | 境港市東本町、会見町天万、鳥取県日吉津村日吉津 |
| ⑮ | 12月19日 | 06時18分 | M4.1 | 4 | 米子市博労町、境港市東本町、日吉津村日吉津 |

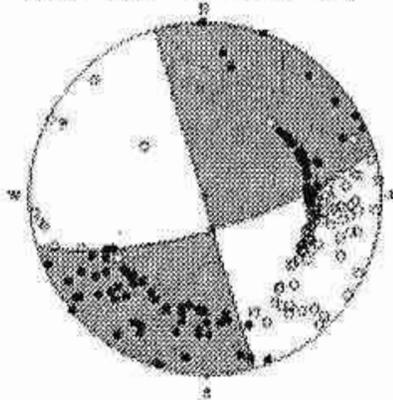
第1.5図に震央分布図、断面図、時空間分布図を、第1.6図に地震活動経過図（M-T図）を示す。



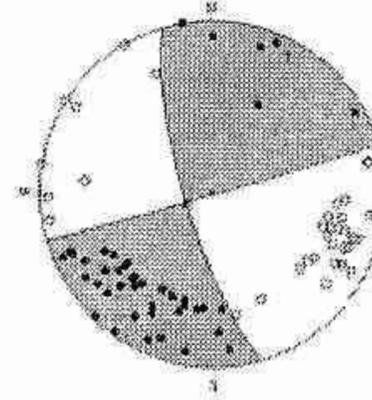
2000年10月6日 13時30分
北緯35.3度 東経133.3度
深さ11km マグニチュード7.3



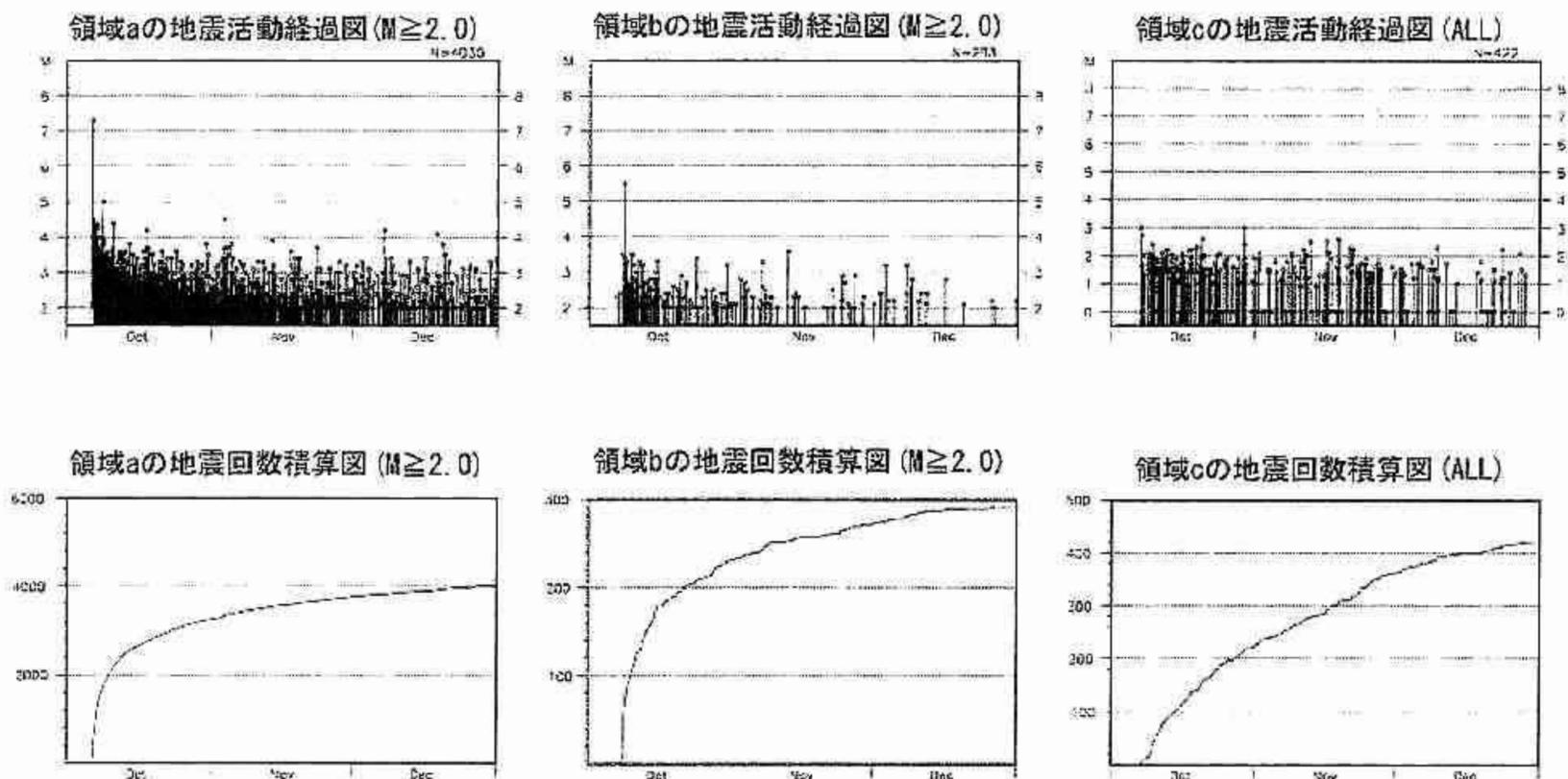
2000年10月8日 13時17分
北緯35.1度 東経133.2度
深さ8km マグニチュード5.5



2000年10月8日 20時51分
北緯35.4度 東経133.3度
深さ8km マグニチュード5.0



第1.5図 余震の地震活動(1) (2000年10月1日~12月31日)



第1.6図 余震の地震活動(2) (2000年10月1日～12月31日)

地震活動は、本震—余震型で順調に減衰した。平成12年12月31日までの最大余震は、本震約2日半後の10月8日20時51分に、本震の北北西約10kmの所でM5.0の地震が発生し、西伯町で震度5弱を観測している。震度5弱以上の観測点は北北西—南南東方向に延びており、余震域の走行と一致している。これは、断層の破壊が震源から北北西方向と南南東方向の2方向に進んだと考えられる。

本震の発震機構は、東西方向に圧縮軸のある横ずれ型で、余震分布から見て左横ずれ断層と考えられる(第1.5図 震央分布図a領域)。

鳥取県西部地震の2日後の10月8日13時17分、島根県東部でM5.5の地震があり、島根県大東町、斐川町で震度4を観測した。この地震も本震—余震型で順調に減衰している。

発振機構は、西北西—東南東に圧縮軸のある横ずれ型である(第1.5図 震央分布図b領域)。

また、鳥取県西部地震の東約30kmの関金町付近(鳥取・岡山県境付近)では、10月7日から地震活動が活発になり、12月31日までに4回の有感地震を観測している(第1.5図 震央分布図c領域)。

それぞれb、c領域の地震活動は、鳥取県西部地震に誘発されたと考えられる。

第4章 過去の地震

この地震の発生する以前、過去100年間に、鳥取県内で発生した地震のうち主なものは、下表のとおりである。

| 発生年月日 | 場 所 | 規 模 | 概 要 |
|-------------------------------|-------|-------------------------|--|
| 大正14年7月4日 | 美保湾 | M=5.8 | 境・米子付近で被害が大きく、壁の亀裂、屋根瓦の落下、道路・堤防の亀裂、石垣の破損、地割れや井戸の埋没がみられた。 |
| 昭和18年3月4日 " 3月5日 | 鳥取沖 | M=6.2 M=5.7 M=6.2 | 鳥取県東部が被害を受けた。建物の倒壊68戸、同半壊515戸、湖山村では延長300メートルに渡り崖が崩れ、温泉にも異常が見られた。 |
| 昭和18年9月10日 | 鳥取付近 | M=7.2 | 鳥取市の被害が全体の約80パーセントに達した。 死者 1,083人 家屋全壊 7,485戸 土木関係のほか、交通網、通信網にも大きな被害を受けた。 |
| 昭和30年6月23日 " " " " | 鳥取県西部 | M=4.3 M=4.6 M=5.5 | 日野郡根雨町付近で石垣や橋の脚台が破損 |
| 昭和58年10月31日 | 鳥取県中部 | M=6.2 M=5.9 | 負傷者13人、約200戸が断水（青谷町） 住家一部破損689戸、非住家98戸、被害総額2,455万9千円 |
| 昭和60年7月2日 | 大山付近 | M=4.9 | 群発地震 |
| 平成元年10月27日 11月2日 | 鳥取県西部 | M=5.3 M=5.4 | 被害総額1億円 |
| 平成2年11月21日 11月23日 12月1日 | 鳥取県西部 | M=5.1 M=5.2 M=5.1 | 目立った被害は見られなかった。 |
| 平成9年9月4日 | 鳥取県西部 | M=4.6 M=5.1 | 一部断水が生じたり、屋根瓦の破損や墓石の倒壊が見られたが、目立った被害は見られなかった。 |

資料提供：大阪管区気象台

第2部 被害状況

第1章 総括

この地震では、県西部地区を中心に、大きな揺れが発生し、これによって西部を中心に県内各地で非常に大きな被害が発生した。

人的被害は、重傷者31名、軽傷者110名の計141名である。

住家被害は、全壊391棟、半壊2,472棟、一部損壊13,195棟と多数発生している。原因として、直接地震の揺れにより損壊したもののほか、地盤の液状化により地盤沈下、傾斜などしたものもあった。

そのほか、公共土木施設、農林水産業施設をはじめ、各種施設などに被害が発生した。

また、一部で水道が断水したほか、交通機関、通信等にも混乱が生じた。

この地震による被害の概況は次ページのとおりである。(平成13年6月30日現在)

なお、本書において、特に明示のないものについては、平成13年6月末時点の状況である。

| 災害名 | 平成12年鳥取県西部地震 | | | 区 分 | | | 被 害 | |
|----------------------|--|-----------------|-----------|-----------------|---------|------------|-----------|------------|
| | | | | 田 | 流出・埋没冠水 | ha | | |
| | | | | 畑 | 流出・埋没冠水 | ha | | |
| | | | | | | ha | | |
| | 区 分 | | 被 害 | | | | | |
| 人的被害 | 死 者 | 人 | 0 | | 文教施設 | 箇所 | 169 | |
| | 行方不明者 | 人 | 0 | | 病院 | 箇所 | 17 | |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | 31 | | 道路 | 箇所 | 581 |
| | | 軽傷 | 人 | 110 | | 橋りょう | 箇所 | 20 |
| 住家被害 | 全 壊 | 棟 | 391 | そ の 他 | 河 川 | 箇所 | 48 | |
| | | 世帯 | 399 | | 港 湾 | 箇所 | 91 | |
| | | 人 | | | 砂 防 | 箇所 | 30 | |
| | 半 壊 | 棟 | 2,472 | | 清掃施設 | 箇所 | 6 | |
| | | 世帯 | 2,562 | | 崖くずれ | 箇所 | 348 | |
| | | 人 | | | 鉄道不通 | 箇所 | 1 | |
| | 一 部 破 損 | 棟 | 13,195 | | 被害船舶 | 隻 | 5 | |
| | | 世帯 | | | 水道 | 戸 | 5,744 | |
| | | 人 | | | 電 話 | 回線 | 134 | |
| | 床 上 浸 水 | 棟 | | | 電 気 | 戸 | 9,277 | |
| | | 世帯 | | | ガ ス | 戸 | 71 | |
| | | 人 | | | ブロック塀等 | 箇所 | 多数 | |
| 床 下 浸 水 | 棟 | | 空 港 | 箇所 | 1 | | | |
| | 世帯 | | り 災 世 帯 数 | 世帯 | 2,729 | | | |
| | | 人 | り 災 者 数 | 人 | 8,304 | | | |
| 非 住 家 | 公 共 建 物 | 棟 | 124 | 火災発生 | 建 物 | 件 | 0 | |
| | そ の 他 | 棟 | 1,839 | | 危 険 物 | 件 | 0 | |
| 都道府県 災害対策 本 部 | 名 称 | 鳥 取 県 災害対策本部 | | | そ の 他 | 件 | 0 | |
| | 設 置 | 10月6日13時30分 | | 公 立 文 教 施 設 | 千円 | 859,605 | | |
| | 解 散 | 11月2日19時40分 | | 農 林 水 産 業 施 設 | 千円 | 7,318,802 | | |
| | | | | 公 共 土 木 施 設 | 千円 | 23,109,070 | | |
| 災害対策 本部設置 市町村名 | 米子市、倉吉市、境港市、青谷町、 関金町、東伯町、赤碕町、西伯町、 会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、 大山町、名和町、中山町、日南町、 日野町、江府町、溝口町 | | | そ の 他 の 公 共 施 設 | 千円 | 4,633,269 | | |
| | 計 | | | 小 計 | 千円 | 35,920,746 | | |
| | 団体 | | | 公共施設被害市町村数 | 団体 | | | |
| | | | | 農 産 被 害 | 千円 | 200,811 | | |
| | | | | 林 産 被 害 | 千円 | 79,661 | | |
| 災害救助 法適用 市町村 | 米子市、境港市、西伯町、会見町、 日野町、溝口町 | | | そ の 他 | 畜 産 被 害 | 千円 | 80,490 | |
| | 計 | | | | 水 産 被 害 | 千円 | 1,359,258 | |
| | 団体 | | | | 6 | 商 工 被 害 | 千円 | 1,819,570 |
| 消防職員出動延人数 | | | 人 | | 1,406 | そ の 他 | 千円 | 9,631,679 |
| 消防団員出動延人数 | | | 人 | | 2,502 | 被 害 総 額 | 千円 | 49,092,215 |

第2章 人的被害

この地震では、幸いにも死者はなかったが、鳥取県内16市町村で、141名の負傷者が発生した。

市町村別負傷者数

| 市町村 | 負傷者数 | 内 訳 | |
|------|------|------|------|
| | | 重傷者数 | 軽傷者数 |
| 米子市 | 16 | 8 | 8 |
| 境港市 | 86 | 11 | 75 |
| 倉吉市 | 1 | 0 | 1 |
| 大栄町 | 1 | 0 | 1 |
| 西伯町 | 7 | 2 | 5 |
| 会見町 | 3 | 2 | 1 |
| 岸本町 | 0 | 0 | 0 |
| 日吉津村 | 0 | 0 | 0 |
| 淀江町 | 1 | 1 | 0 |
| 大山町 | 3 | 2 | 1 |
| 名和町 | 0 | 0 | 0 |
| 中山町 | 0 | 0 | 0 |
| 日南町 | 2 | 0 | 2 |
| 日野町 | 15 | 4 | 11 |
| 江府町 | 2 | 0 | 2 |
| 溝口町 | 4 | 1 | 3 |
| 計 | 141 | 31 | 110 |

第3章 家屋被害

この地震では、住家の全壊391棟など、県内22市町村で多くの建物に被害が生じた。

市町村別建物被害状況

| 市町村名 | 住 家 (棟) | | | 非住家 (棟) | |
|-------|---------|-------|--------|---------|-------|
| | 全 壊 | 半 壊 | 一部破損 | 公 共 | そ の 他 |
| 智 頭 町 | | | 1 | | |
| 倉 吉 市 | | | 30 | | 1 |
| 泊 村 | | | 1 | | |
| 三 朝 町 | | | 3 | 1 | |
| 関 金 町 | | | 5 | | |
| 北 条 町 | | | 2 | | |
| 大 栄 町 | | | 8 | | |
| 東 伯 町 | | | 5 | | |
| 米 子 市 | 102 | 1,075 | 5,252 | 3 | 314 |
| 境 港 市 | 71 | 282 | 1,144 | | 417 |
| 西 伯 町 | 40 | 392 | 1,206 | 2 | 174 |
| 会 見 町 | 2 | 43 | 879 | 1 | 70 |
| 岸 本 町 | | 10 | 1,097 | 12 | 67 |
| 日吉津村 | 1 | 12 | 173 | 9 | 8 |
| 淀 江 町 | | | 357 | | |
| 大 山 町 | | 1 | 106 | | 6 |
| 名 和 町 | | 1 | 19 | | |
| 中 山 町 | | | 7 | | |
| 日 南 町 | | 12 | 368 | 16 | 63 |
| 日 野 町 | 129 | 441 | 945 | 15 | 506 |
| 江 府 町 | | 1 | 847 | 43 | |
| 溝 口 町 | 46 | 202 | 740 | 22 | 212 |
| 計 | 391 | 2,472 | 13,195 | 124 | 1,839 |

ただし、火災による被害は発生しなかった。

特徴的な被害については以下のようなものであった。

(1) 液状化の被害

境港市、米子市を中心に液状化が発生、噴砂や地盤流動が生じた。境港の荷揚場も1mあまりの側方流動により地盤沈下、上屋の柱が大きく傾斜するなどの被害を受けた。米子市内の住宅地でも砂、水が噴き出し、基礎下の地盤が陥没したという被害が生じた。住宅団地では、液状化により軽微ながら基礎ごと傾いた住宅も多くあった。

(2) 中山間地の被害

傾斜地や、築後長期間経過している家屋が多く、高齢者率も3割を超えている中山間地域では、屋根土に瓦葺き、土壁、布石基礎、筋交いの無い農家住宅が多く、被害が大きい。また、地域によってはほとんどの住宅で屋根瓦が被害を受けており、外観は無事でも建物内部で柱が折れたり、梁がはずれたりしたものもあった。

これらの地域の大きな特徴として、斜面が多いことから、石垣、擁壁が多くあり、石垣の上に直接基礎が乗っている住宅の中には、住宅は無事でも、地盤崩壊が迫ってきているもの、隣の石垣が崩れて住宅に迫ってきているものがあった。

第4章 事業所などの被害

事業所などの被害は、西部の市町村すべてに及び、特に日野郡においてその被害が目立った。被害額（直接被害）の内訳は次のとおりである。

事業所などの被害内訳表

(単位：件、千円)

| 市町村 | 被災事業所数 | 商工被害 | | | その他の被害額 | | | | |
|-------------|--------|------------|--------------|-----------|-----------|-------------|---------|-----------|-----------|
| | | 機械装置 関係 | 商品(製 品)関係 | 計 | 建物被害 | 敷地及び 駐車場 | その他 | 計 | |
| 市 | 米子市 | 392 | 356,430 | 307,440 | 663,870 | 713,950 | 236,850 | 300,000 | 1,250,800 |
| | 境港市 | 253 | 369,060 | 443,030 | 812,090 | 1,599,460 | 643,180 | 133,910 | 2,376,550 |
| | 計 | 645 | 725,490 | 750,470 | 1,475,960 | 2,313,410 | 880,030 | 433,910 | 3,627,350 |
| 西 伯 郡 | 西伯町 | 120 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200,000 | 200,000 |
| | 会見町 | 34 | 4,550 | 340 | 4,890 | 47,000 | 0 | 0 | 47,000 |
| | 岸本町 | 32 | 64,830 | 15,890 | 80,720 | 101,500 | 12,610 | 0 | 114,110 |
| | 日吉津村 | 30 | 29,670 | 37,690 | 67,360 | 250,890 | 0 | 0 | 250,890 |
| | 淀江町 | 12 | 0 | 2,000 | 2,000 | 7,000 | 5,000 | 0 | 12,000 |
| | 大山町 | 23 | 3,700 | 0 | 3,700 | 45,100 | 5,000 | 0 | 50,100 |
| | 名和町 | 3 | 0 | 20,000 | 20,000 | 30,000 | 0 | 0 | 30,000 |
| | 中山町 | 1 | 0 | 80 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 255 | 102,750 | 76,000 | 178,750 | 481,490 | 22,610 | 200,000 | 704,100 |
| 日 野 郡 | 日南町 | 24 | 3,100 | 1,530 | 4,630 | 13,530 | 500 | 0 | 14,030 |
| | 日野町 | 104 | 59,520 | 45,090 | 104,610 | 393,970 | 24,400 | 0 | 418,370 |
| | 江府町 | 51 | 22,900 | 3,200 | 26,100 | 54,500 | 5,600 | 0 | 60,100 |
| | 溝口町 | 43 | 47,960 | 2,730 | 50,690 | 113,820 | 2,650 | 0 | 116,470 |
| | 計 | 222 | 133,480 | 52,550 | 186,030 | 575,820 | 33,150 | 0 | 608,970 |
| 郡計 | 477 | 236,230 | 128,550 | 364,780 | 1,057,310 | 55,760 | 200,000 | 1,313,070 | |
| 合計 | 1,122 | 961,720 | 879,020 | 1,840,740 | 3,370,720 | 935,790 | 633,910 | 4,940,420 | |

第5章 公共土木施設被害

地震により、がけ崩れや地盤の液状化、路面の亀裂などが発生し、道路、港湾を始めとする公共土木施設が甚大な被害を受け、最終的な被害は県と市町村を合わせ706箇所、約133億8千万円にのぼった。

これらの被害を、工種別、土木事務所管内別にみると表1-1のとおりであり、米子、根雨土木事務所管内に被害が集中した。

また、工種別、市町村別に見ると表1-2のとおりであり、震源に近い西伯町、日野町、都市部の米子市、境港市を始めとして、県下3市、15町、2村の計20市町村にわたる被害となった。

工種別被害としては、箇所数比で、道路が全体の70.2%を占め、以下、港湾が7.9%、河川が7.2%、下水道が5.6%と続いている。また金額比では、道路が全体の56.1%を占め、以下、港湾が28.5%、河川が3.8%、下水道が3.7%と続いている。

10月6日の地震発生直後から被害調査を行ったが、度重なる余震が発生したことで、被害箇所が増加するとともに被害の程度も大きくなり、被害の把握、整理に苦慮した。

表1-1 公共土木施設等被害状況(県・市町村) 所管土木事務所別

(単位:千円)

| 土木事務所名 | 工種 | 河川 | | 砂防 | | 道路 | | 橋梁 | | 急傾斜地 | | 港湾 | |
|--------|-------|-----|---------|-----|---------|-----|-----------|-----|---------|------|---------|-----|-----------|
| | | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 |
| 倉吉 | 県工事 | 1 | 28,933 | | | 2 | 27,894 | | | | | | |
| | 市町村工事 | | | | | 3 | 32,316 | | | | | | |
| | 計 | 1 | 28,933 | | | 5 | 60,210 | | | | | | |
| 米子 | 県工事 | 15 | 90,208 | 16 | 158,541 | 86 | 1,104,134 | 4 | 62,957 | | | 56 | 3,818,944 |
| | 市町村工事 | 9 | 84,999 | | | 188 | 2,050,149 | 2 | 37,329 | | | | |
| | 計 | 24 | 175,207 | 16 | 158,541 | 274 | 3,154,283 | 6 | 100,286 | | | 56 | 3,818,944 |
| 根雨 | 県工事 | 22 | 288,422 | 7 | 28,476 | 131 | 3,324,703 | 9 | 115,107 | 3 | 137,654 | | |
| | 市町村工事 | 4 | 16,576 | | | 86 | 976,007 | 3 | 25,260 | | | | |
| | 計 | 26 | 304,998 | 7 | 28,476 | 217 | 4,300,710 | 12 | 140,367 | 3 | 137,654 | | |
| 計 | 県工事 | 38 | 407,563 | 23 | 187,017 | 219 | 4,456,731 | 13 | 178,064 | 3 | 137,654 | 56 | 3,818,944 |
| | 市町村工事 | 13 | 101,575 | | | 277 | 3,058,472 | 5 | 62,589 | | | | |
| | 計 | 51 | 509,138 | 23 | 187,017 | 496 | 7,515,203 | 18 | 240,653 | 3 | 137,654 | 56 | 3,818,944 |

| 土木事務所名 | 工種 | 公園 | | 下水道 | | 街路 | | 公営住宅 | | 計 | |
|--------|-------|-----|---------|-----|---------|-----|--------|------|---------|-----|------------|
| | | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 |
| 倉吉 | 県工事 | 1 | 1,829 | | | | | | | 4 | 58,656 |
| | 市町村工事 | | | | | | | | | 3 | 32,316 |
| | 計 | 1 | 1,829 | | | | | | | 7 | 90,972 |
| 米子 | 県工事 | 1 | 3,081 | | | | | 4 | 57,202 | 182 | 5,295,067 |
| | 市町村工事 | 6 | 319,933 | 40 | 501,239 | 2 | 18,691 | 2 | 49,639 | 249 | 3,061,979 |
| | 計 | 7 | 323,014 | 40 | 501,239 | 2 | 18,691 | 6 | 106,841 | 431 | 8,357,046 |
| 根雨 | 県工事 | | | | | | | 1 | 1,198 | 173 | 3,895,560 |
| | 市町村工事 | | | | | | | 2 | 21,571 | 95 | 1,039,414 |
| | 計 | | | | | | | 3 | 22,769 | 268 | 4,934,974 |
| 計 | 県工事 | 2 | 4,910 | | | | | 5 | 58,400 | 359 | 9,249,283 |
| | 市町村工事 | 6 | 319,933 | 40 | 501,239 | 2 | 18,691 | 4 | 71,210 | 347 | 4,133,709 |
| | 計 | 8 | 324,843 | 40 | 501,239 | 2 | 18,691 | 9 | 129,610 | 706 | 13,382,992 |

※米子土木事務所 港湾施設には、境港管理組合分(35箇所 2,244,400千円)を含む。

表1-2 公共土木施設等被害状況(県工事)

| 市町村名 | 工種別 | 河川 | | 砂防 | | 道路 | | 橋梁 | | 急傾斜地 | | 港湾 | | 公園 | | 下水道 | | 街路 | | 公営住宅 | | 計 | |
|------|------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-------|-------|-----|----|-----|----|--------|--------|-----------|-----------|
| | | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 |
| 都市部 | 米子市 | 2 | 9,314 | | | 22 | 343,003 | | | | | 21 | 1,574,544 | 1 | 3,081 | | | | | 3 | 52,859 | 49 | 1,982,801 |
| | 倉吉市 | | | | | 1 | 2,444 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2,444 |
| | 境港市 | | | | | 3 | 90,941 | | | | | 35 | 2,244,400 | | | | | | | | | 38 | 2,335,341 |
| 都市部計 | 2 | 9,314 | | | 26 | 436,388 | | | | | 56 | 3,818,944 | 1 | 3,081 | | | | | 3 | 52,859 | 88 | 4,320,586 | |
| 東伯郡 | 泊村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 30,762 |
| | 東郷町 | 1 | 28,933 | | | | | | | | | | | 1 | 1,829 | | | | | | | | |
| | 三朝町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 東伯町 | | | | | 1 | 25,450 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 25,450 |
| | 赤碕町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東伯郡計 | 1 | 28,933 | | | 1 | 25,450 | | | | | | | 1 | 1,829 | | | | | | | | 3 | 56,212 |
| 西伯郡 | 西伯町 | 12 | 58,223 | 14 | 134,226 | 33 | 538,626 | 3 | 52,432 | | | | | | | | | | | | | 62 | 783,507 |
| | 会見町 | 1 | 22,671 | 1 | 19,957 | 10 | 34,644 | 1 | 10,525 | | | | | | | | | | | 1 | 4,343 | 14 | 92,140 |
| | 岸本町 | | | 1 | 4,358 | 9 | 59,554 | | | | | | | | | | | | | | | 10 | 63,912 |
| | 日吉津村 | | | | | 1 | 9,916 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 9,916 |
| | 淀江町 | | | | | 1 | 5,034 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 5,034 |
| | 大山町 | | | | | 3 | 10,248 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 10,248 |
| | 名和町 | | | | | 1 | 2,112 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2,112 |
| | 中山町 | | | | | 3 | 10,056 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 10,056 |
| | 西伯郡計 | 13 | 80,894 | 16 | 158,541 | 61 | 670,190 | 4 | 62,957 | | | | | | | | | | | | 1 | 4,343 | 95 |
| 日野郡 | 日南町 | 3 | 21,570 | | | 22 | 238,106 | 2 | 8,075 | | | | | | | | | | | | | 27 | 267,751 |
| | 日野町 | 11 | 190,665 | 5 | 24,564 | 59 | 2,146,689 | 4 | 80,961 | 1 | 108,739 | | | | | | | | | | | 80 | 2,551,618 |
| | 江府町 | 2 | 6,480 | | | 16 | 245,376 | 2 | 23,167 | | | | | | | | | | | 1 | 1,198 | 21 | 276,221 |
| | 溝口町 | 6 | 69,707 | 2 | 3,912 | 34 | 694,532 | 1 | 2,904 | 2 | 28,915 | | | | | | | | | | | 45 | 799,970 |
| | 日野郡計 | 22 | 288,422 | 7 | 28,476 | 131 | 3,324,703 | 9 | 115,107 | 3 | 137,654 | | | | | | | | | 1 | 1,198 | 173 | 3,895,560 |
| 郡部計 | 36 | 398,249 | 23 | 187,017 | 193 | 4,020,343 | 13 | 178,064 | 3 | 137,654 | | | 1 | 1,829 | | | | | 2 | 5,541 | 271 | 4,928,697 | |
| 合計 | 38 | 407,563 | 23 | 187,017 | 219 | 4,456,731 | 13 | 178,064 | 3 | 137,654 | 56 | 3,818,944 | 2 | 4,910 | | | | | 5 | 58,400 | 359 | 9,249,283 | |

公共土木施設等被害状況(市町村工事)

| 市町村名 | 工種別 | 河川 | | 砂防 | | 道路 | | 橋梁 | | 急傾斜地 | | 港湾 | | 公園 | | 下水道 | | 街路 | | 公営住宅 | | 計 | | |
|------|------|---------|--------|-----|-----|-----------|---------|--------|--------|------|----|-----|----|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|-----------|---------|
| | | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | |
| 都市部 | 米子市 | 8 | 82,215 | | | 30 | 635,092 | | | | | | | 4 | 248,225 | 31 | 329,034 | 2 | 18,691 | 2 | 49,639 | 77 | 1,362,896 | |
| | 倉吉市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 境港市 | | | | | 19 | 394,210 | | | | | | | 1 | 65,681 | 8 | 170,607 | | | | | 28 | 630,498 | |
| 都市部計 | 8 | 82,215 | | | 49 | 1,029,302 | | | | | | | 5 | 313,906 | 39 | 499,641 | 2 | 18,691 | 2 | 49,639 | 105 | 1,993,394 | | |
| 東伯郡 | 泊村 | | | | | 1 | 25,908 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 25,908 | |
| | 東郷町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 三朝町 | | | | | 1 | 1,578 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1,578 | |
| | 東伯町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 赤碕町 | | | | | 1 | 4,830 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 4,830 | |
| 東伯郡計 | | | | | 3 | 32,316 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 32,316 | | |
| 西伯郡 | 西伯町 | | | | | 83 | 809,948 | 2 | 37,329 | | | | | 1 | 6,027 | 1 | 1,598 | | | | | 87 | 854,902 | |
| | 会見町 | 1 | 2,784 | | | 34 | 133,713 | | | | | | | | | | | | | | | 35 | 136,497 | |
| | 岸本町 | | | | | 18 | 48,830 | | | | | | | | | | | | | | | 18 | 48,830 | |
| | 日吉津村 | | | | | 1 | 13,912 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 13,912 | |
| | 淀江町 | | | | | 3 | 14,444 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 14,444 | |
| | 大山町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 名和町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西伯郡計 | 1 | 2,784 | | | 139 | 1,020,847 | 2 | 37,329 | | | | | 1 | 6,027 | 1 | 1,598 | | | | | 144 | 1,068,585 | | |
| 日野郡 | 日南町 | | | | | 19 | 94,071 | 1 | 1,454 | | | | | | | | | | | 1 | 2,054 | 21 | 97,579 | |
| | 日野町 | | | | | 41 | 577,529 | | | | | | | | | | | | | | | 41 | 577,529 | |
| | 江府町 | 4 | 16,576 | | | 15 | 178,743 | 2 | 23,806 | | | | | | | | | | | | 1 | 19,517 | 22 | 238,642 |
| | 溝口町 | | | | | 11 | 125,664 | | | | | | | | | | | | | | | 11 | 125,664 | |
| 日野郡計 | 4 | 16,576 | | | 86 | 976,007 | 3 | 25,260 | | | | | | | | | | | | 2 | 21,571 | 95 | 1,039,414 | |
| 郡部計 | 5 | 19,360 | | | 228 | 2,029,170 | 5 | 62,589 | | | | | 1 | 6,027 | 1 | 1,598 | | | | 2 | 21,571 | 242 | 2,140,315 | |
| 合計 | 13 | 101,575 | | | 277 | 3,058,472 | 5 | 62,589 | | | | | 6 | 319,933 | 40 | 501,239 | 2 | 18,691 | 4 | 71,210 | 347 | 4,133,709 | | |

第1節 河 川

河川については、米子、根雨土木事務所管内を中心に、51箇所で見守り崩壊、護岸亀裂の被害があった。被害箇所としては、一級河川日野川水系で法勝寺川、野上川をはじめとした38箇所、米子市内の準用河川の南崎津川で3箇所、その他普通河川で被害があった。

また、河川災害箇所の中で、会見町市山地内の朝鍋川において、河川護岸の崩壊があり、隣接する民家の一部に沈下等の被害が生じた。



会見町市山 朝鍋川の護岸崩壊と民家の沈下

第2節 道路及び橋梁

道路については、米子、根雨土木事務所管内を中心に、496箇所で見守り被害があり、山間部では路面亀裂の他、落石・法面崩壊による被害が多く、沿岸部では路面亀裂の他、液状化現象による被害が多く発生した。橋梁本体については、一部で、落橋（西伯町町道赤谷線原田橋の1橋のみ）、橋座・伸縮装置等の破損が見られたものの、全体として、被害は少なかった。

被害を受けた路線としては、震源周辺の唯一の幹線道路である一般国道180・181号で多くの被害を受け、その代替路となる主要地方道西伯根雨線・日野溝口線も前記2路線に次いで多くの被害を受け、道路種別で、一般国道では94箇所、主要地方道では86箇所、一般県道では52箇所、市町村道では282箇所の被害にのぼった。

第3節 砂防、急傾斜地施設

砂防関係施設については、主に県西部地域を中心に河川の流路を形成するコンクリートブロック積等のヒビ割れ、破損など合計26箇所の災害が発生した。

○各施設被害の状況

砂防施設：ブロック積擁壁の目地のずれ・沈下・崩壊が発生したが、ダム本体の安定や機能に問題なかった。

急傾斜地施設：ブロック積擁壁の目地のずれ・開口・破損が主体で被害は少なく、機能に問題があるものは少なかった。

また、施設災害以外の土砂災害では、日野町下黒坂の地すべり災害、岸本町上細見地区のがけ崩れ、日野町本郷地区の山腹崩壊等の災害が発生し地域住民の一部は避難勧告により一時避難する事態も発生した。

土砂災害発生状況

| 発生形態 | | 発生件数 | 人的被害 | | 建物被害 | | | |
|------|---------------------------------|------|------|-----|------|----|------|------|
| | | | 死者 | 負傷者 | 住家 | | | 住家以外 |
| | | | | | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | |
| 土石流 | 日野町 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地すべり | 日野町 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 0 |
| がけ崩れ | 西伯町、米子市、 名和町、溝口町、 日野町、岸本町 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| 計 | | 18 | 0 | 0 | 0 | 1 | 15 | 0 |

第4節 港湾施設

港湾施設については、米子港と重要港湾境港の2つの港湾で被害が発生しており、液状化などにより岸壁、護岸、臨港道路、野積場、緑地等の港湾施設に多くの災害が発生した。

被害の内訳は、米子港で岸壁、物揚場、臨港道路、護岸を中心に21箇所、境港では岸壁、栈橋、臨港道路を中心に35箇所の被害を受けたほか緑地5箇所が被災した。

被害状況としては、岸壁、栈橋、物置場では、施設を構成するL型ブロックなどの沈下や移動により、エプロンの沈下などが発生し、臨港道路では、液状化によるアスファルト舗装の隆起・沈下・亀裂の発生、護岸では、地震による震動と液状化による亀裂や崩壊が発生した。

岸壁のはらみだしや、液状化による地盤の陥没・沈下及び隆起により進入が危険な箇所については、直ちにバリケードによる進入禁止の措置をとるほか、通行不能となった臨港道路の応急復旧措置や噴砂現象により生じた道路、側溝等における堆積土砂の撤去などの応急工事や粉塵対策の散水・路面清掃を実施した。

これらの迅速な応急対策により、境港においては地震発生2日後の10月8日には定期コンテナ船が入港し、何とか荷役作業を行うことができた。

港湾災害は、平成3年（冬期風浪）以来9年ぶりであり、水中部の調査が容易に進まないことと地震による災害が初めての経験であることから、復旧工法等、技術検討に苦慮した。

港湾の被害状況

| 港湾名 | 管理者 | 施設名 | 件数 | 被害額(千円) | 主な被災施設 |
|-------|--------|-----|----|-----------|---|
| 米子港 | 鳥取県 | 港湾 | 13 | 1,207,869 | 岸壁(-6.0m)、岸壁(-5.0m) 岸壁(-4.5m) 臨港道路ほか |
| | | 海岸 | 8 | 366,675 | 彦名地区、安倍地区、内町地区、祇園町地区 護岸 |
| 鳥取県計 | | | 21 | 1,574,544 | |
| 境港 | 境港管理組合 | 港湾 | 34 | 2,242,385 | 昭和北物揚場、臨港道路、マリーナ栈橋ほか |
| | | 海岸 | 1 | 2,015 | 昭和南地区東側護岸 |
| | | 緑地 | 5 | 225,350 | 竹内南地区夢みなと緑地、竹内地区緑地護岸 ほか |
| 管理組合計 | | | 40 | 2,469,750 | |

※境港管理組合には、島根県側の港湾災害として6件、137,442千円あり。



境港 昭和南-13m岸壁の段差



境港臨海道路の液状化

第5節 都市公園施設・街路関係

公園施設については、海浜部に近い公園において液状化により大きな被害をうけ、中浜緑地公園の石組階段、水鳥公園の建築物をはじめとして、米子市、境港市を中心に県内6公園（8箇所）で被災した。

被害の大きかった公園は海浜部が中心で、地盤の陥没、石組み崩壊をはじめ、施設建築物の亀裂、設備に被害が及んでいる。

地盤の陥没については、園路等に亀裂及び穴があき、そこから土砂混じりの水が噴き上げるという典型的な液状化現象によるものであった。湊山公園の米子城跡の石垣については、崩壊・せり出し等が多数発生した。

建築物の亀裂、設備の破損については、建築物壁面に斜めの亀裂が入り水がしみ出すなど建築物の設備が使えない状態となった。屋外においても、地盤の亀裂、沈下により排水管の寸断等も見られた。

また、建築物を支える基礎部分では地盤が沈下したことにより基礎が浮いて杭がむき出しとなったところもあり、危険な状態であった。

これらの危険区域は立入禁止などの措置をとった。

公園施設被害状況

| 事業主体 | 公園名・地区名 | 査定額(千円) | 被災状況 |
|------|-------------------------|---------|--|
| 県 | 東郷湖羽合臨海公園（燕趙園） 東郷町引地 | 1,829 | 修景施設 建物ひび割れ 10箇所 外壁ひび割れ 66m |
| | 米子駅前だんだん広場 米子市明治町 | 3,081 | 平板ブロック 85㎡ |
| 米子市 | 湊山公園（3箇所） 米子市久米町～西町 | 186,092 | 園路舗装 2,993㎡ 広場 1箇所 污水管渠 237m 石組み 444㎡ 等 |
| | 米子市水鳥公園 米子市彦名町 | 62,133 | 野鳥観察所 トイレ施設 36.5㎡ 浄化槽 1箇所 杭破壊 68本 等 |
| 境港市 | 中浜緑地 境港市小篠津町外 | 65,681 | 園路舗装 151m 護岸 337m 親水広場舗装 961㎡ |
| 西伯町 | 西伯カントリーパーク 西伯町能竹 | 6,027 | 駐車場舗装 167㎡ 園路舗装 174㎡ 運動施設 5箇所 等 |
| 計 | 6公園（8箇所） | 324,843 | |

街路施設

| 事業主体 | 路線名・地区名 | 査定額(千円) | 被害状況 |
|------|-------------------|---------|--------------------------|
| 米子市 | 米子駅境線 米子市弥生町 | 6,997 | 自然石舗装等 113㎡ |
| | 歩行者専用道路 米子市末広町 | 11,694 | レンガ舗装 360㎡ 木製舗装 57㎡ 等 |
| 計 | 2路線2箇所 | 18,691 | |

第6節 下水道施設

公共下水道施設では米子市、境港市及び西伯町で被害を受けた。

被災の状況は、終末処理場においては液状化により周辺地盤の沈下とそれに伴う配管や管廊の破断や場内舗装の破壊が多く、また下水道管渠では、マンホールの浮上やマンホールブロックのずれ、管渠のずれやたわみ等の被災が多かった。

公共下水道施設被害状況

| 市町村名 | 施設区分 | 件数 | 査定額(千円) | 主な被災施設 |
|------|----------|----|---------|---------------------------------------|
| 米子市 | 処理場・ポンプ場 | 4 | 94,077 | 内浜処理場、青木処理場 皆生処理場、中央ポンプ場 |
| | 下水道管渠 | 26 | 167,185 | 後藤第一幹線、食品団地污水管 安倍彦名団地污水管、遮集幹線 |
| | 雨水幹線 | 1 | 67,772 | 一番川雨水幹線 |
| | 小計 | 31 | 329,034 | |
| 境港市 | 処理場 | 1 | 35,711 | 境港市下水道センター |
| | 下水道管渠 | 6 | 119,219 | 竹内団地1号污水幹線 中浜1号污水幹線 境港新都市地区污水管他 |
| | 雨水幹線 | 1 | 15,677 | 下ノ川雨水幹線 |
| | 小計 | 8 | 170,607 | |
| 西伯町 | 下水道管渠 | 1 | 1,598 | 東町地区污水管 |
| 合計 | | 40 | 501,239 | |

第7節 公営住宅

米子市において、県営住宅3団地、市営住宅2団地に被害があったのを始めとして、県内9団地において被害が発生した。

公営住宅の被害状況

| 団地名 | 市町村名 | 棟数 | 戸数 | 主な被害状況 |
|----------|------|----|-----|--------------------------------|
| 県営永江団地 | 米子市 | 22 | 384 | 受水槽、外構(舗装、インターロッキング)、上下水道配管、側溝 |
| 県営安倍彦名団地 | 米子市 | 3 | 48 | 外構(舗装、インターロッキング)上下水道配管、側溝 |
| 県営内浜団地 | 米子市 | 2 | 32 | 受水槽、外構(舗装、インターロッキング)上下水道配管、側溝 |
| 県営手間第一団地 | 会見町 | 5 | 10 | スレート瓦の落下、外壁の亀裂 |
| 県営小江尾団地 | 江府町 | 3 | 6 | スレート瓦の落下、外壁の亀裂 |
| 市営安倍彦名団地 | 米子市 | 5 | 88 | 外構(舗装、インターロッキング)上下水道配管、側溝 |
| 市営五千石団地 | 米子市 | 16 | 75 | 増築部分との取り合い部分のズレ、スレート瓦の落下 |
| 町営こぶし団地 | 日南町 | 5 | 11 | 屋根の棟瓦のズレ及び落下 |
| 町営下榎団地 | 日野町 | 4 | 8 | 擁壁の崩壊 |
| 合計 | | 65 | 662 | |

第6章 農林水産業施設等被害

農林水産業被害額は、143億2千5百万円で、昭和62年の台風19号の被害に次ぐ、過去2番目の被害となった。中でも農業被害は70億9千万円と本県農業粗生産額825億3千万円（平成11年）の9パーセントに相当するものとなった。

被害の種類別では、農地・農業用施設（農業用排水路、農道、ため池など）が最大で、64億9千5百万円と、農林水産業被害総額の45%を占めた。

次いで、林業関係が49億8千9百万円、水産関係が22億4千4百万円、農協等施設、農作物、畜産などとなっている。

被害の特徴としては、通常の大雨災害と異なり、農地・森林に亀裂がおびただしく発生したことがあり、大雨、余震等によって林地崩壊、水田漏水など、新たな災害が発生するなどの後遺症が残っている。

地域別に被害状況を見ると、全体で19市町村で被害が発生し、日野地方農林振興局（現在：日野総合事務所農林局）管内が、農林水産業被害額で最も大きな被害となっている。次いで米子地方農林振興局管内、以下倉吉、鳥取地方農林振興局管内の順となっている。

農林水産業被害額の種類別内訳

| 種類 | 被害額(千円) | 比率(%) |
|--------------|------------|-------|
| 農作物(畜産含む) | 201,301 | 1.4 |
| 施設(農協、畜産施設等) | 395,463 | 2.8 |
| 農地・農業用施設 | 6,495,000 | 45.3 |
| 林業 | 4,989,655 | 34.8 |
| 水産業 | 2,244,458 | 15.7 |
| 計 | 14,325,877 | 100.0 |

農林水産業関係被害状況

| 市町村 | 農作物 | 畜産 | 施設 | 農地等 | 林業 | 水産業 |
|------|----------------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|--|----------------------|
| 気高町 | | | 農協施設 1 箇所 | | | |
| 倉吉市 | 梨10.2ha | | 農協施設 1 箇所 | | | |
| 東郷町 | | | 農協施設 1 箇所 | | | |
| 関金町 | 梨1.8ha | | | 農地 6 箇所 施設 2 箇所 | | |
| 東伯町 | 梨4.6ha | | 農協施設 4 箇所 | 農地 8 箇所 施設 3 箇所 | 林産施設 1 箇所 | |
| 赤碕町 | | | | 農地 3 箇所 施設 4 箇所 | | 漁協施設 1 箇所 |
| 米子市 | 梨、白ねぎ、ダイコン、ニンジン、かんしょ24.2ha | | 農協施設15箇所 | 農地38箇所 施設86箇所 | 林地崩壊 2 箇所 | 漁港 2 箇所 |
| 境港市 | 白ねぎ、ダイコン、ニンジン、サトイモ10.6ha | | 農協施設 4 箇所 | 農地23箇所 施設52箇所 | | 漁港 2 箇所、水産施設、漁船他 |
| 西伯町 | | 種豚11頭 豚舎施設 1 件 | 農協施設 5 箇所 その他 5 箇所 | 農地39箇所 施設64箇所 | 林地崩壊34箇所 林道65箇所 林産施設 3 箇所 | |
| 会見町 | 梨3.9ha | | 農協施設 8 箇所 その他 1 箇所 | 農地19箇所 施設26箇所 | 林地崩壊 8 箇所 林道 5 箇所 | |
| 岸本町 | 梨0.5ha | | 農協施設 4 箇所 | 農地 2 箇所 施設21箇所 | 林地崩壊 1 箇所 | |
| 日吉津村 | | | その他 1 箇所 | 施設 5 箇所 | | |
| 淀江町 | 梨1.0ha | | 農協施設 5 箇所 | 施設 4 箇所 | | 漁港 1 箇所 |
| 大山町 | | | | 施設 1 箇所 | | |
| 名和町 | | | 農協施設 2 箇所 | | 林地崩壊 1 箇所 | |
| 日南町 | | | 農協施設 7 箇所 その他 3 箇所 | 農地 8 箇所 施設 8 箇所 | 林地崩壊16箇所 林道10箇所 作業道 1 箇所 林産施設 1 箇所 | |
| 日野町 | | | 農協施設13箇所 その他10箇所 | 農地167箇所 施設56箇所 | 林地崩壊50箇所 林道44箇所 作業道15箇所 | |
| 江府町 | | | 農協施設11箇所 その他 8 箇所 | 農地92箇所 施設47箇所 | 林地崩壊10箇所 林道 1 箇所 作業道 1 箇所 林産施設 1 箇所 | |
| 溝口町 | りんご他1.5ha | | 農協施設 6 箇所 その他 1 箇所 | 農地179箇所 施設109箇所 | 林地崩壊30箇所 林道12箇所 作業道 1 箇所 | |
| 計 | 58.4ha | 種豚11頭 豚舎施設 1 件 | 農協施設86箇所 その他29箇所 | 農地584箇所 施設488箇所 | 林地崩壊152箇所 林道137箇所 作業道18箇所 林産施設 6 箇所 | 漁協施設 1 箇所 漁港 5 箇所 |

第1節 農作物及び畜産関係

農作物関係の被害は、米子市を中心に9市町で発生し、被害面積58.4ヘクタール、被害額2億円に達した。特に、彦名干拓地（米子市）、弓浜干拓地（境港市）では液状化現象（ほ場下からの湧水）による浸水、塩害により大きな被害が発生した。作物別の被害状況は次のとおりであった。

| 主な作物 | 面積 (ha) | 被害額(千円) | 被害市町村 | 被害状況 |
|------|---------|---------|-----------------------------|---------------------|
| 梨 | 23.6 | 33,548 | 米子市、会見町、淀江町、岸本町、東伯町、倉吉市、関金町 | 落果 |
| りんご | 1.5 | 686 | 溝口町 | 落果 |
| 白ねぎ | 10.4 | 80,080 | 米子市、境港市 | ほ場の液状化による、 浸水、塩害 |
| ダイコン | 6.4 | 28,800 | 米子市、境港市 | |
| ニンジン | 13.3 | 53,200 | 米子市、境港市 | |
| かんしょ | 1.5 | 3,600 | 米子市 | |
| サトイモ | 1.7 | 897 | 境港市 | |
| | 58.4 | 200,811 | | |

畜産関係では、西伯町（1箇所）で、豚舎が破損し、中にいた種豚11頭が斃死し49万円の被害となった。

| 区分 | 数量 | 被害額(千円) | 被害市町村 | 被害状況 |
|----|-----|---------|-------|------|
| 種豚 | 11頭 | 490 | 西伯町 | 斃死 |

第2節 施設関係

農業施設の被害は、3億9千5百万円であった。被害の内容は、畜産関係が8千万円で豚舎2棟（延2,466㎡）が変形し、内部が全壊した。農業関係が3億1千5百万円で、選果場、ライスセンター、カントリーエレベーターなど農協共同利用施設等の建物破損、機械破損、小水力発電所の水路破損などの被害があった。

| 区分 | 被害箇所数 | 被害額(千円) | 被害市町村 | 状況 |
|---------------------------|-------|---------|---|-------|
| 【畜産関係施設】 | | | | |
| 養豚施設 | 1箇所 | 80,000 | 西伯町 | 豚舎の破損 |
| 【農業関係施設】 | | | | |
| 農協施設 | 87箇所 | 217,367 | 気高町、倉吉市、東郷町、東伯町、米子市、境港市、会見町、西伯町、岸本町、淀江町、名和町、日南町、日野町、江府町、溝口町 | 建物破損等 |
| その他 (農業用施設・ 活性化施設等) | 29箇所 | 98,096 | 西伯町、会見町、日吉津村、日南町、日野町、江府町、溝口町 | 建物破損等 |
| 小計 | 116箇所 | 315,463 | | |
| 合計 | 117箇所 | 395,463 | | |

第3節 農地・農業用施設関係

農地・農業用施設関係の被害は、14市町村で発生し、田畑の隆起沈下や亀裂崩落など、農地の被害が19億2千8百万円、農道・水路などの農業用施設などの破損が41億9百万円、生活関連施設関係が4億5千8百万円の総額60億3千7百万円にのぼった。

被害の工種別比率をみると、農地・農業用地施設関係のうち、農地が30パーセント、水路が40パーセント、道路が9パーセント、その他（ため池橋梁など）が21パーセントとなっている。特に弓浜・彦名干拓地の被害金額が突出して多く、全体被害額の53パーセントを占めている。

1 農地

被害は、鳥取県西部（米子・日野管内）に集中し、特に米子市（彦名干拓地）、境港市（弓浜干拓地）などは、農地被害だけで、20億円近い甚大なものとなった。

主な被害の状況は次のとおりである。

- (1) 中山間地においては、農地の地表面や畦畔に亀裂が発生し、同時に地面が隆起・沈下した。中には、畦畔が崩落するに至った被害の大きなものもあった。また、農地畦畔にあった空石積が、地震により崩落した。
- (2) 主に彦名干拓地・弓浜干拓地において、シルト（細粒土）と水分を噴き出して沈下・陥没する液状化現象が発生し、作付け前の畑地に大きな被害を与えた。

2 農業用施設

被害は、農道、水路を中心に、鳥取県西部（特に震度の大きかった米子市、境港市、西伯町、会見町、日吉津村、日野町、溝口町など）を中心に発生した。

被害の大きな市町村は、米子市は、水路44箇所9億39百万円、ため池2箇所1億62百万円など、計12億6百万円、境港市が、水路26箇所9億62百万円、ため池1億9千万円など、計11億98百万円などであった。

主な被害の状況は以下のとおりである。

- (1) コンクリート構造物に亀裂が発生、または崩落・転倒し、その機能・効用を失った。
- (2) 道路、水路が隆起・陥没し、昇り勾配・下り勾配が逆転するなどの異常が発生した。
- (3) ため池、集落排水施設において、底樋や斜樋、埋設管が破碎し、漏水が発生した。

農地・農業用施設の被害について

| 区 分 | | 被害箇所 | 被害額(千円) | 被害市町村 | 状 況 | |
|--------------------------|-----------|--|---|--|---|----------------------------|
| 農地・ 農業用 施設 | 農 地 | 584箇所 130.9ha | 1,928,000 | 関金町、東伯町、赤碕町 (県中部3町) 米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、日南町、日野町、江府町、 溝口町 (県西部9市町村) | 亀裂、 隆起陥没、 崩壊等 | |
| | 農業用 施設 | ため池 頭首工 水路 揚水機 道 路 橋りょう | 57箇所 3箇所 204箇所 4箇所 196箇所 7箇所 | 4,109,000 | 関金町、東伯町、赤碕町 (県中部3町) 米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、日吉津村、淀江町、日南町 日野町、江府町、溝口町 (県西部11市町村) | 亀裂、 崩壊、 転倒、 隆起沈下等 |
| | | 小 計 | 471箇所 | | | |
| | 計 | | 1,055箇所 | 6,037,000 | 11市町村 | |
| 生活関連施設 (集排、農村 公園等) | | 17箇所 | 458,000 | 米子市、西伯町、会見町、淀江町 日南町、日野町、溝口町 (県西部7市町) | 勾配異常、 亀裂、 破碎等 | |

特に被害の大きかった彦名・弓浜干拓地は、農地と農道の隆起陥没が激しく車で走行できない状態になり、水路（柵渠）は大部分倒壊し、瓦礫が水路を塞いだため水が流れなくなった。

このような農地・水路被害に対応して、たばこの作付け準備をするため農地の隆起沈下・暗渠排水管の復旧、水路の瓦礫の除去等の応急工事が実施された。

第4節 林業関係

林業関係の被害は、林地崩壊42億2千9百万円、林道施設6億5千5百万円、林産関係施設7千9百万円、作業道2千5百万円、計49億8千9百万円であった。

| 区分 | 被害箇所数 | 被害額(千円) | 被害市町村 | 被害状況 |
|------|-------|-----------|-------------------------------------|-----------|
| 林地崩壊 | 152箇所 | 4,229,390 | 米子市、西伯町、会見町、岸本町、名和町、日南町、日野町、江府町、溝口町 | 斜面崩壊等 |
| 施設 | 林道 | 137箇所 | 西伯町、会見町、日南町、日野町、江府町、溝口町 | 地割れ、路側崩壊等 |
| | 作業道 | 18箇所 | 日南町、日野町、江府町、溝口町 | 地割れ、路肩崩壊等 |
| | 林産施設 | 6箇所 | 東伯町、西伯町、日南町、江府町 | 施設破損等 |
| | 小計 | 161箇所 | 760,265 | |
| 合計 | 313箇所 | 4,989,655 | | |

1 治山

被害は、152箇所、42億2千9百万円に及び、日野郡内106箇所、西伯郡内44箇所、米子市2箇所であった。その中でも、日野町が箇所数で全体の約3分の1を占め(50箇所 1,756百万円)、次に西伯町(34箇所 578百万円)、溝口町(30箇所 1,276百万円))となっている。

被害の内容は、斜面や崖における土砂の崩落、岩塊の落下が多発した。さらに、地震後の降雨により、崩壊の拡大、緩んだ地盤の新たな崩落が発生し、土石流となった地区もあった。

地震による山崩れは、揺れが集中する尾根筋や崖端の凸状の地形に多発した。これは、山間部の地震であり、脆弱な土質、急崖の岩場が広く分布していたため、被害箇所も増大したと考えられる。

2 林道

林道災害は、特に震源地に近い西伯町の鎌倉山線(39箇所 245百万円)と行者山線(14箇所 159百万円)は延長の4分の1が被災し、林道被害額の6割を占めた。

また、林道の機能を補完する作業道も、法面崩壊、路肩崩壊、路線亀裂等被害を受けた。

被害の主な内容は、路面の地割れが最も多く、壁高7mを越える重力式擁壁が水平に滑動、盛土と地山境界部の地割れ、盛土路肩部の沈下、切土法面上部のみの崩落など、雨の被害では見られない被害が発生した。

第5節 水産業関係

水産業関係施設の被害は、共同利用施設5百万円、市場施設10億3千2百万円、漁港施設4億9千万円の、計15億2千7百万円であった。

このほか、冷蔵庫等の施設被害、及び風評による魚価安による被害は3億7千6百万円であった。

1 共同利用施設

境港市の水産加工排水の処理及び市場排水の処理を行う境港水産加工污水处理場において、機械棟が沈下（約15cm）し、これにより配管が破損したほか、歩廊、汚水ポンプの損傷等の被害を受けた。

施設名称：境港水産加工污水处理場

箇所：境港市昭和町12番地19

復旧額：4,978千円

2 市場施設

県営境港水産物地方卸売市場のすべての上屋施設において、床面の段差、亀裂、側溝の沈下等の被害を受けた。

特に、3号、4号、5号上屋（通称かにかご上屋）で被害が著しく、床面の断裂が60cm、隆起が50cmに達する箇所もあり、一部を立入禁止とした。

そのほかの上屋でも段差等により水産物の陸揚げ、卸売り等の業務に支障を来した。

市場施設の被害状況

| 施設名 | 施設規模 | 被害額(千円) | 被害状況 |
|----------|----------|-----------|--------------------|
| 1号上屋 | 3,290.8㎡ | 86,839 | 床面段差、周辺側溝の沈下 |
| 2号上屋 | 3,629㎡ | 52,396 | 床面の亀裂、周辺側溝の沈下 |
| 3・4・5号上屋 | 7,302㎡ | 866,120 | 支柱の傾斜、床面断裂、周辺側溝の沈下 |
| 7号上屋 | 786㎡ | 21,242 | 周辺側溝の沈下、敷地内の亀裂 |
| みさき会館 | 3,670㎡ | 5,664 | 駐車場の陥没、空洞化 |
| 計 | | 1,032,261 | |

上屋床面の断裂状況（3号上屋）



3 冷蔵冷凍施設等

民間業者が所有する冷蔵庫等の施設被害、及び施設被害に伴う生産減、風評による水産物需要減少による魚価安による被害は、20者で3億7千6百万円となった。

4 漁港施設

漁港の被害状況は下表のとおりである。

このうち境漁港では、かにかご岸壁が約120mにわたって湾曲するなど、松葉がにの漁獲期を前に大きな被害を受けた。

漁港の被害状況

| 漁港名 | 漁港管理者 | 被害額 | 被害状況 |
|------|-------|-----------|-----------------|
| 境漁港 | 鳥取県 | 456,377千円 | 岸壁819m、臨港道路172m |
| 皆生漁港 | 米子市 | 4,064千円 | 物揚場158m |
| 崎津漁港 | 米子市 | 7,407千円 | 船揚場26m、臨港道路235m |
| 渡漁港 | 境港市 | 22,843千円 | 護岸60m、防波堤70m |
| 計 | | 490,691千円 | |

境漁港「かにかご岸壁」の被災状況



第7章 水道施設被害

第1節 上水道、簡易水道等

県内の水道施設は、上水道19施設、簡易水道258施設、専用水道32施設、飲料水供給施設90施設、合計399施設である。

この地震では、そのうち、西部地区を中心に9市町の30施設で被害が発生し、水道管の破損などにより2億9千万円の被害があった。

また、断水世帯は5,744世帯（最大時）であった。

上水道、簡易水道等被害状況

| 区分 | 被災施設数 | 被災市町村 | 断水世帯数 | 被害箇所数 | | | | | 概算復旧金額 (千円) |
|---------|-------|---------------------------------|-------|-------|------|-----|-----|-----|----------------|
| | | | | 水源地 | 建物被害 | 導水管 | 送水管 | 配水管 | |
| 上水道 | 4 | 米子市、境港市、西伯町、岸本町、淀江町 | 2,166 | 2 | 8 | 2 | 2 | 92 | 213,900 |
| 簡易水道 | 23 | 西伯町、会見町、岸本町、淀江町、日南町、日野町、江府町、溝口町 | 3,555 | 14 | 4 | 1 | 2 | 40 | 29,850 |
| 飲料水供給施設 | 3 | 岸本町、日野町、溝口町 | 22 | 4 | | | | 2 | 44,150 |
| 計 | 30 | | 5,743 | 20 | 12 | 3 | 4 | 134 | 287,900 |

市町村別断水世帯数

| 市町村 | 断水世帯数 |
|-----|-------|
| 米子市 | 80 |
| 西伯町 | 2,371 |
| 会見町 | 1,120 |
| 淀江町 | 93 |
| 日南町 | 404 |
| 日野町 | 1,029 |
| 江府町 | 529 |
| 溝口町 | 117 |
| 東郷町 | 1 |
| 計 | 5,744 |

(注) 東郷町は水道施設被害なし

第2節 工業用水道

県営日野川工業用水道は、米子、境港両市及び日吉津村の96事業所に給水を行っているが、鳥取県西部地震により配水管の断裂、継手の離脱等により多数の箇所で漏水が発生し、境港市竹内団地と昭和町の一部で一時給水不能な状況となった。

日野川工業用水道 漏水被害箇所一覧

| 漏水箇所 | 区分 | 箇所数 | 給水支障事業所数 | 復旧日時 | 備考 |
|---------|------|-----|----------|--|------------|
| 境港市竹内団地 | 配水支管 | 18 | 13 | 9日16:00 4社 10日20:15 8社 12日18:00 1社 | (仮復旧)敷設替え要 |
| | 水管橋 | 1 | | 9日11:00 | (仮復旧) |
| 境港市 昭和町 | 配水支管 | 3 | 10 | 7日12:00 5社 8日16:40 5社 | |
| 米子市 八幡 | 配水本管 | 2 | — | 送水可能 | (仮復旧)敷設替え要 |
| 米子市 旗ヶ崎 | 配水本管 | 1 | — | 8日 7:50 | |
| 米子市 三旗町 | 配水支管 | 1 | — | 8日16:00 | |
| 計 | | 26 | 23 | | |

第8章 学校施設等被害

第1節 公立学校

公立学校で被害を受けたのは、高等学校20校、中学校27校、小学校76校、養護学校4校、幼稚園4園の合計131校、概算被害金額は8億5314万円であった。なかでも会見小学校では、校舎の柱に多数の亀裂が入り半壊状態となるなど、大きな被害を受け、そのほかの公立学校でも校舎外壁の剥離・亀裂、窓ガラスの破損等の被害があった。この地震による施設の被害及び児童生徒への影響は甚大で、10月7日には県西部を中心に98校が臨時休校の措置をとり、全ての学校で授業を再開したのは10月16日のことであった。

| 区 分 | | 被 害 状 況 | | 被 害 市 町 村 |
|------|-------|---------|----------|--|
| | | 施 設 数 | 被害金額(千円) | |
| 市町村立 | 幼 稚 園 | 4 | 6,180 | 境港市、日南町 |
| | 小 学 校 | 76 | 687,285 | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、東郷町、関金町、東伯町、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、日南町、日野町、江府町、溝口町 |
| | 中 学 校 | 27 | 97,564 | 米子市、倉吉市、境港市、青谷町、東郷町、関金町、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、淀江町、名和町、大山町、日南町、日野町、江府町、溝口町 |
| | 養護学校 | 1 | 1,132 | 米子市 |
| | 小 計 | 108 | 792,161 | |
| 県 立 | 高等学校 | 20 | 57,418 | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、青谷町、東伯町、赤碕町、淀江町、日野町 |
| | 養護学校 | 3 | 3,561 | 鳥取市、米子市 |
| | 小 計 | 23 | 60,979 | |
| 合 計 | | 131 | 853,140 | |

第2節 私立学校

私立学校で被害を受けたのは、私立高等学校・中学校が3校、幼稚園が10園、専修・各種学校が11校であった。被害総額は243,019千円であった。被害は校舎・園舎等に亀裂が入ったものが多かったが、中には地盤の液状化、沈下に伴う陥没があり、被害を大きくした。

児童生徒の被害はなかったが、10月7日は米子市内の高等学校3校が臨時休校の措置をとり、幼稚園についても休園、自由登園の措置をとった園があるなど大きな影響があった。

(単位：千円)

| 区 分 | 所在市町村 | 学校(園)数 | 被 害 額 | 補 助 金 額 |
|----------|-------|--------|---------------------|-------------------|
| 高等学校・中学校 | 米子市 | 3 | 35,499 | 17,748 |
| 幼 稚 園 | 米子市 | 10 | 116,753 | 58,373 |
| 専修・各種学校 | 米子市 | 11 | (17,955) 90,767 | (5,197) 15,920 |
| 計 | | 24 | (17,955) 243,019 | (5,197) 92,041 |

(注) () は医療施設等災害復旧費国庫補助金により復旧したもので再掲

第3節 文化財等

文化財等で被害を受けたのは、国指定等14件、県指定7件、市町村指定18件、その他11件、合計50件、うち被害額が判明しているものは17件、概算被害金額は2億2300万円余であった。被害の多くは、外壁の剥離・亀裂、建物の床の変形等であった。

| 区 分 | 被害件数 | 被害額が判明したもの | | 被 害 市 町 村 |
|-------|------|------------|----------|--|
| | | 件 数 | 被害金額(千円) | |
| 国指定等 | 14 | 11 | 211,243 | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、淀江町、大山町、日野町 |
| 県指定 | 7 | 6 | 12,367 | 米子市、倉吉市、会見町、日南町、溝口町、日野町 |
| 市町村指定 | 18 | — | — | 米子市、境港市、智頭町、東伯町、西伯町、会見町、日吉津村、淀江町、日野町、溝口町 |
| そ の 他 | 11 | — | — | 西伯町、会見町、淀江町、大山町、日野町 |
| 合 計 | 50 | 17 | 223,610 | |

第9章 病院、社会福祉施設等被害

第1節 社会福祉施設

(1) 県立施設

「知的障害者更生施設 西部やまと園」(西伯町)外7施設、西部健康福祉センター(米子市)外3施設(計12施設)に、壁の亀裂、給排水施設の破損等の被害が生じたが、必要な応急措置を行い、平常どおりの施設運営を行った。

(2) 市町村立・社会福祉法人立施設等

「身体障害者授産施設 米子ワークホーム」(米子市)外43施設、保健衛生施設「老人保健施設おしどり荘」(日野町)外3施設、精神障害者小規模作業所「淀江作業所」(淀江町)等外3施設(計52施設)に、壁・床の亀裂、水道管の破損等の被害が生じたが、必要な応急措置を行い、平常どおりの施設運営を行った。

社会福祉施設等被害額

(単位：千円)

| | 身体障害者福祉施設 | | 知的障害者福祉施設 | | 老人福祉施設 | | 児童福祉施設 | | 保健衛生施設 | | 精神障害者小規模作業所等 | | その他施設 | | 計 | |
|------|-----------|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-------|-------|--------|----|---------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 鳥取市 | | | | | | | | | | | | | 1 | 219 | 1 | 219 |
| 米子市 | 4 | 8,975 | 1 | 626 | 1 | 1,026 | 19 | 35,185 | 1 | 6,443 | 1 | 95 | 1 | 11,115 | 28 | 63,465 |
| 倉吉市 | | | 1 | 145 | 2 | 2,557 | | | | | | | 1 | 805 | 4 | 3,507 |
| 境港市 | | | 1 | 420 | 1 | 948 | 1 | 8,783 | 1 | 7,598 | | | | | 4 | 17,749 |
| 東伯町 | | | | | | | 1 | 598 | | | | | | | 1 | 598 |
| 赤碕町 | | | | | | | 2 | 2,984 | | | | | | | 2 | 2,984 |
| 西伯町 | | | 3 | 45,662 | 1 | 230 | | | | | | | | | 4 | 45,892 |
| 会見町 | | | | | 1 | 7,701 | 2 | 5,389 | | | | | | | 3 | 13,090 |
| 岸本町 | | | | | | | 1 | 1,532 | | | | | | | 1 | 1,532 |
| 日吉津村 | | | | | | | 1 | 1,984 | | | | | | | 1 | 1,984 |
| 淀江町 | | | | | | | 3 | 6,080 | | | 1 | 929 | | | 4 | 7,009 |
| 名和町 | | | | | 2 | 3,383 | | | | | | | | | 2 | 3,383 |
| 日南町 | | | | | 1 | 8,486 | | | | | | | | | 1 | 8,486 |
| 日野町 | | | | | | | 3 | 8,519 | 1 | 17,215 | 2 | 1,958 | 1 | 1,854 | 7 | 29,546 |
| 溝口町 | | | | | | | | | 1 | 7,822 | | | | | 1 | 7,822 |
| 計 | 4 | 8,975 | 6 | 46,853 | 9 | 24,331 | 33 | 71,054 | 4 | 39,078 | 4 | 2,982 | 4 | 13,993 | 64 | 207,266 |

第2節 病 院

西部地区を中心に、17病院で、壁の亀裂、水道管・窓ガラスの破損等の被害が生じるとともに、3病院（日野、西伯、済生会境港総合病院）の入院患者188名について、鳥取大学附属病院他に受入要請を行い転院の措置をとった。

病院の被害状況

| 市町村名 | 病 院 名 | 被 害 の 状 況 |
|------|---------------|--------------------------|
| 日野町 | 日 野 病 院 | 受水槽に亀裂、壁の一部タイル崩れなど |
| 西伯町 | 西 伯 病 院 | 天井水漏れ、外壁、廊下、床等に亀裂など |
| 岸本町 | 大山リハビリテーション病院 | 建物数カ所に亀裂など |
| 日南町 | 日 南 病 院 | 外壁、廊下、床等に亀裂など |
| 溝口町 | 溝 口 中 央 病 院 | 建物数カ所にひび割れなど |
| 米子市 | 鳥取大学医学部附属病院 | 病棟～第二診療棟の渡り廊下に一部亀裂、壁一部落下 |
| | 博 愛 病 院 | 水道管破裂、外壁、廊下、床等に亀裂など |
| | 米子中海病院 | 廊下、床等に亀裂など |
| | 山陰労災病院 | 壁等に亀裂など |
| | 高 島 病 院 | 高層棟屋上、外部周りの外壁に亀裂など |
| | 医療法人勤誠会米子病院 | 水道管破裂、病理棟と病棟及び病棟接続部の亀裂など |
| | 広 江 病 院 | 柱、壁、床のひび割れなど |
| | 皆生温泉病院 | 貯水槽破損、エレベータ停止、ひび割れなど |
| 境港市 | 鳥取県済生会境港総合病院 | 旧外来棟、東病棟に亀裂など |
| | 医療法人元町病院 | 外来棟、手術室等にひび割れなど |
| 倉吉市 | 谷 口 病 院 | 建物の一部に亀裂 |
| | 信 生 病 院 | 電気設備停止 |

第10章 その他公共施設の被害

第1節 社会教育・体育施設等

社会教育・体育施設で被害を受けたのは、市町村立100件、県立4件、合計104件、うち被害額が判明しているものは37件、概算被害金額は1億3600万円余であった。県立武道館や船上山少年自然の家等の施設では、外壁等の剥離や亀裂が見られ、多くの被害を受けた。

また、給食センター、教職員住宅等は、被害件数13件、概算被害金額700万円であった。

| 区 分 | | 被害状況 | | 被害市町村 | |
|-------------------|------|--------|--------------------|--|-------------------------------------|
| | | 施設数 | 被害金額(千円) | | |
| 社会教育 ・ 体育施設 | 市町村立 | 100 | (33施設分) 129,380 | 米子市、倉吉市、境港市、関金町、大栄町、東伯町、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、日南町、日野町、溝口町 | |
| | 県立 | 4 | 6,741 | 米子市、赤碕町、西伯町、大山町 | |
| 小 計 | | 104 | 136,121 | | |
| そ の 他 | 市町村立 | 給食センター | 9 | 6,165 | 米子市、東郷町、西伯町、会見町、岸本町、淀江町、日野町、江府町、溝口町 |
| | | 教員住宅 | 1 | 300 | 日南町 |
| | 県立 | 教員住宅 | 3 | 480 | 米子市、境港市 |
| 小 計 | | 13 | 6,945 | | |
| 合 計 | | 117 | 143,066 | | |

第2節 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設は、米子市・鳥取中部ふるさと広域連合・境港市の3施設が被害にあった。

(単位：千円)

| 市町村名 | 被災施設 | 所在地 | 被害状況 | 被害額 (復旧事業費) |
|--------------|-------------------------------|---------------|-------------------------|----------------|
| 米子市 | 米子市富益団地汚水処理場 (コミュニティ・プラント) | 米子市大崎2267-5 | 公共管渠破損 採光ガラス破損 | 16,804 |
| 鳥取中部ふるさと広域連合 | ほうきリサイクルセンター (ごみ処理施設) | 倉吉市巖城1637-9 | 焼却炉内壁一部破損 | 6,596 |
| 境港市 | 境港市浄化センター (し尿処理施設) | 境港市小篠津町3632-1 | 配管の破損、抜け落ち 車道路の陥没、亀裂 | 3,902 |
| 合 計 | | | | 27,302 |

第3節 自然公園等

自然公園施設では、東伯町地内の中国自然歩道において吊橋耐風索のアンカー破損、歩道山腹斜面の崩壊、路側石積みの基礎崩壊があった。

また、奥日野県立自然公園となっている日野町地内の滝山公園、塔の峰公園において、歩道の亀裂、石積み崩壊等があった。

自然公園等被害状況

| 種 別 | 被災箇所数 | 被 害 内 容 | 概算復旧金額 |
|---------|-----------------|------------------------|--------------|
| 自然公園施設等 | 2町 (日野町、東伯町) | 中国自然歩道3箇所 県立自然公園2箇所 | 千円 38,000 |
| 計 | | | 38,000 |

第4節 県営発電所

西部地区の発電所で落石、陥没、通信ケーブル断線等の被害を受けた。

県営発電所被害状況

| 発電所名 | 被 害 状 況 | 概算復旧金額 |
|----------|---------------------------|-------------|
| 新幡郷発電所 | 旧幡郷水路落石、通信ケーブル断線、沈砂池排水路陥没 | 千円 6,490 |
| 日野川第一発電所 | 水圧鉄管巡視路陥没損壊、構内陥没、建屋クラック | 6,300 |

第5節 県庁舎

1 日野総合事務所

- (1) 本館（昭和37年建築 RC 3 F 1,397㎡ 機械・電気室を含む）
 - ① 基礎杭、柱、地中梁、外壁及び内壁にクラック
 - ② 1階の床の沈下（最大45mm）
 - ③ 躯体や壁面全体に相当数のクラック、壁モルタルのはく離（機械・電気室）
- (2) 食堂棟（昭和40年建築 RC 2 F 263㎡）

犬走りコンクリート、厨房内壁にクラック
- (3) 車庫棟（昭和37年建築 S平屋 311㎡）

外部鉄骨造、コンクリートブロック部分にクラック
- (4) 会議室棟（平成5年建築 S 2 F 562㎡）

天井仕上げ材の破損、2階の空調設備（送風口）が落下

2 西部総合事務所本館

- (1) 本館（昭和40年建築 RC 4 F 3,436㎡）
 - ① 玄関の柱2本にクラック、タイル破損及び壁にクラック
 - ② 本館屋上の出口部分にクラック及び柱延長部分にクラック6ヶ所
 - ③ 本館2階～4階便所入口部分の壁にクラック

第6節 県営工業団地

鳥取県営各工業団地の被害状況の概要は以下のとおり。

(1) 竹内工業団地

竹内工業団地における企業用地内では、液状化による噴砂や側方流動による被害が生じた。

噴砂現象については、企業用地全体の約9割程度において噴砂による何らかの被害が発生しており、アスファルト舗装を突き破ったもの、未舗装地の土砂から噴砂したものがあり、建物基礎周辺からの噴砂も多数見受けられた。また、噴砂とともにクラックや目地等の開き等が生じている。なお、噴砂がアスファルトを突き破れなかった所は、アスファルトを押し上げる浮き上がりや道路等の波打ちが生じた。

また、液状化による地盤の不同沈下は全体企業用地の約8割程度で見受けられ、建物の変形、建物周辺部との段差、床面の傾斜、排水路の損傷等の被害が発生した。

さらに、主に西側承水路付近については、液状化による側方流動が生じており、承水路に近接する企業用地は最大で2m程度承水路側に移動した。

(2) 昭和工業団地

昭和工業団地では液状化による噴砂による被害が生じた。

噴砂現象については、企業用地全体の約6割程度において噴砂による何らかの被害が発生しており、アスファルト舗装を突き破ったもの、未舗装地の土砂から噴砂したものがあり、建物基礎周辺からの噴砂も多数見受けられた。また、噴砂とともにクラックや目地等の開き等が生じている。なお、噴砂がアスファルトを突き破れなかった所は、アスファルトを押し上げる浮き上がりや道路等の波打ちが生じた。

また、液状化による地盤の不同沈下は全体企業用地の約8割程度で見受けられ、建物の変形、ブロック塀の傾斜、床面の段差等被害が生じた。

液状化による側方流動は、北西側の新港荷揚場の岸壁で生じているが企業用地への影響はほとんどなかった。

(3) 旗ヶ崎工業団地

旗ヶ崎工業団地では液状化による噴砂による被害が生じたが、竹内地区、昭和地区に比べて被害件数は少ない。

噴砂現象については、企業用地全体の約3割程度において噴砂による何らかの被害が発生しており、アスファルト舗装を突き破ったもの、未舗装地の土砂から噴砂したものがあり、建物周辺からの噴砂も見受けられた。また、噴砂とともにクラックや目地等の開き等が生じた。

なお、噴砂がアスファルトを突き破れなかった所は、アスファルトを押し上げる浮き上がりや道路等の波打ちが生じた。

また、液状化による地盤の不同沈下は全体企業用地の約3割程度で見受けられ、建物の変形等の被害が生じた。

(4) 崎津工業団地

崎津工業団地では液状化による噴砂が生じた。同団地は粗造成の段階であることから沈下被害については顕著に現れていないが、全体的にいくらかは沈下しているものと考えられる。

噴砂現象については団地内に点在しているが、他地区に比べ数は少ない。ただし、クラックについては団地内全体に存在しており、中には幅40cm近くのものもあった。

県営工業団地被害調査結果

| 区 分 | | 宅 地 地 盤 被 害 | | | | | | | ブ ロ ッ ク 塀 | | | | |
|--------------------------|----------|--------------|---------|---------|---------|---------|--------|------------|-----------|------|----------|-----|-------------|
| | | クラック 水平移動 | 陥 没 | 沈 下 | 段 差 | 隆 起 | 噴 砂 | 排水施 設変状 | 湧 水 | クラック | 傾斜 倒壊 | 崩 壊 | フェンス 被 害 |
| 調査地区 | 判定 基準 | 大 | 15cm以上 | 25cm以上 | 50cm以上 | 50cm以上 | 30cm以上 | | | | | | |
| | 中 | 3～15cm | 15～25cm | 20～50cm | 20～50cm | 10～30cm | | | | | | | |
| | 小 | 3cm未満 | 15cm未満 | 20cm未満 | 20cm未満 | 10cm未満 | | | | | | | |
| 竹内地区 〔調査事業所 46箇所〕 | 大 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 中 | 13 | 3 | 26 | 2 | 14 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 小 | 17 | 2 | 9 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 有 | — | — | — | — | — | 40 | 5 | 4 | 6 | 1 | 0 | 0 |
| | 無 | 10 | 40 | 11 | 43 | 31 | 6 | 41 | 42 | 40 | 45 | 46 | 46 |
| 昭和地区 〔調査事業所 101箇所〕 | 大 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 中 | 26 | 0 | 12 | 0 | 4 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 小 | 41 | 9 | 47 | 12 | 8 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 有 | — | — | — | — | — | 63 | 26 | 3 | 5 | 19 | 0 | 6 |
| | 無 | 34 | 89 | 42 | 89 | 89 | 38 | 75 | 98 | 96 | 82 | 101 | 95 |
| 旗ヶ崎地区 〔調査事業所 65箇所〕 | 大 | 1 | 4 | 11 | 0 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 中 | 11 | 1 | 18 | 0 | 2 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 小 | 12 | 7 | 18 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 有 | — | — | — | — | — | 23 | 2 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| | 無 | 41 | 53 | 18 | 64 | 62 | 42 | 63 | 65 | 62 | 64 | 65 | 65 |

第7節 主要観光施設等

(1) 観光施設

県内の観光施設も弓ヶ浜半島及び日野郡を中心に被災し、休業が相次いだ。

主要な観光施設の被害状況について

| 市町村 | 施設名 | 被害状況 | 被災直後の営業方針等 |
|-----|-----------------------|---|---|
| 米子市 | 米子水鳥公園 | 施設全体が傾くなど被害大 敷地が地盤沈下、陥没 | 年内休園 1/1から仮設建物で再開 |
| | 米子美術館 | 展示物の一部が破損 | 10/12から再開 |
| | アジア博物館 | 展示物の一部が破損 | 通常営業 |
| | 山陰歴史館 | 展示物の一部が破損 | 10/12から再開 |
| | 米子コンベンションセンター | ホールの天井の一部が破損 | 通常営業 |
| 倉吉市 | 倉吉ふるさと物産館 | 内装の一部が破損 | 通常営業 |
| | 倉吉博物館 | 照明器具が落下 | 通常営業 |
| | 赤瓦 | 商品の一部が破損 | 通常営業 |
| 境港市 | 海とくらしの史料館 | 展示物の一部が破損 | 10/11から再開 |
| | 夢みなとタワー (みなとまち商店街) | 展望タワーのガラス、構造材等が 破損、照明器具落下、内装の一部 が破損 展示物は亭屋が倒壊したほか、落 下等により破損 | 10/14から低層部のみ開館 (入館料無料) ※12/16全館営業再開 |
| | みなと温泉館 | 建物周囲の地盤が沈下 | 10/18から営業再開 |
| | 境港さかなセンター | 建物周囲の地盤が沈下 | 10/9から営業再開 |
| | ピアガッセ | 半壊 | 12/18から営業再開 |
| | さかいポートサウナ | 内装の一部が破損 | 10/10から営業再開 |
| | 大漁市場なかうら | 建物周囲の地盤が沈下 | 10/9から営業再開 |
| 西伯町 | 祐生出会いの館 | 内装の一部が破損 | 11/1から営業再開 |
| 淀江町 | 淀江ゆめ温泉 | 内装の一部が破損 | 通常営業 |
| | 歴史民族資料館 | 展示物の一部が破損 | 〃 |
| 会見町 | とっとり花回廊 | 展望回廊支柱取付部、ガラス手摺 などが損傷 外部舗装に亀裂 | 10/14から営業再開 (一部規制箇所あり) |
| 日野町 | 滝山公園 | 便所、休憩所などを中心に被害大 | H13末復旧予定 |
| | 金持神社 | 鳥居の一部崩壊 | 復旧済 |
| 溝口町 | 鬼ミュージアム | 入口付近地盤沈下 | 4/28から営業再開 |
| | おにっこランド | 東屋が傾斜、遊具等の一部が損傷 | 10/18から営業再開 |
| | 槻水フィールドステーション | 内装の一部が破損 | 10/16から観光案内のみ再開 12/20営業再開 |

(2) 宿泊施設

宿泊施設については、皆生温泉、大山などの旅館、ホテルで棚から食器が落下したり、内装材の一部が損傷を受けた程度で、全体的に被害の度合いは小さく、大半の施設が通常通りの営業を継続した。

しかし、直後からキャンセルが入り始め、その後も震度6強という地震でかなりの被害が出ているとの風評が流れたことや余震を敬遠してのキャンセルが相次いだ。

第11章 公共機関等の被害

第1節 通 信

1 西日本電信電話株式会社

通信ケーブル 震源地の日野郡内4箇所で崖崩れにより通信ケーブルが被災し、計125回線が不通。
故 障 家屋損傷などにより、利用者宅への電話引込線、宅内配線などの故障が約600件発生
電 柱 被 害 陥没 112本 傾斜 146本
交換所の被害 12ビル

2 ジェイフォン西日本株式会社

- ・ネットワーク設備に異常なし

3 NTTドコモ中国

- ・鳥取県内における被害はなし

(その他対応状況)

- ・西伯町災害対策本部に中国総合通信局(旧中国電気通信監理局)の依頼で携帯電話を20台貸出し
- ・鳥取県災害対策本部に携帯電話40台,衛星携帯電話10台貸出し
- ・携帯電話の通話を確保するため、鳥取県日野町内に臨時の可搬型携帯電話基地局を設置
(期間:10/12~12/24)

4 a u

- ・被害なし

第2節 電 力

中国電力株式会社

電気設備被害状況

(1) 対策本部設置状況

- ・平成12年10月6日(金) 13:30 災害対策準備本部設置(警戒体制)
- ・ “ 13:50 特別災害対策本部(特別非常態勢に変更)
- ・平成12年10月13日(金) 17:00 災害対策本部解除

(2) 被害状況

① 配電関係

| | |
|----------|------------------------------|
| 停電回線数 | 6回線(旭、黒坂発電所引出配電線) |
| 停電戸数 | 約9,300戸(日野町、日南町、溝口町、江府町、岸本町) |
| 電柱折損 | 4本 |
| 電柱傾斜 | 411本 |
| 電線断線 | 4径間 |
| 電線混線 | 22径間 |
| 変圧器傾斜 | 114台 |
| 支線断線、緩み | 53条 |
| 引込線断線 | 40条 |
| 引込線支持点外れ | 391件 |
| 計器脱落 | 9台 |
| 腕金脱落、傾斜 | 11本 |

② 電力関係

[水力発電所]

地震直後に黒坂発電所他3箇所が発電を停止した。特に黒坂発電所は、水圧鉄管の固定台・小支台の変位で水圧鉄管路のズレ等の被害を受け、抜本的な復旧が必要となり直ちに運転を再開できない状況となった。

[変電所]

日野変電所他1箇所の変電所で設備被害を受けた。特に日野変電所では500/220kV主要変圧器2台のうち1台が絶縁碍管破損等の被害を受け、運転できない状態となった。

[送電線路]

鉄塔敷地の地割れ、鉄塔基礎の一部損傷等の損傷があったが、鉄塔が倒壊するような被害はなかった。

第3節 ガ ス

1 米子ガス

地震発生後直ちに災害対策本部を設置した。

○ガス導管の被害状況

本支管：3カ所 供給管：3カ所 内管：29カ所

地震発生後直ちに広報車により「ガス漏洩及び使用」に関する広報を行い、「ガス漏れ通報」「災害特別出動」等の体制を整備した。

地震発生直後より主要幹線の巡回点検を実施し、その後、他のガス事業者の応援も得て全区域のガス導管漏洩調査を実施、安全を確認した。(約240km)

ガス導管の修繕は関連会社等を総動員して修理にあたった結果、応急措置も含めて10月8日には、ほぼ完了した。

集合住宅のガス管漏洩調査を10月10日より開始し、10月19日に完了した。(約240棟)

10月10日、災害救助法の適用に伴い災害特別措置を申請、即日認可を受け、米子市及び報道機関にて広報した。

2 鳥取県エルピーガス協会

(1) 概況

地震発生と同時に、協会が定めた「鳥取県LPガス災害対策要綱」に従って、協会本部に、「災害対策本部」、西部支部に「現地対策本部」を設置し、LPガス災害対策支部マニュアル、同対策スケジュールの定めにより、各会員は消費先の供給・消費設備の点検を行い、保安の確保と二次災害の防止に努めるとともに、LPガスの臨時及び仮設設備に対し供給を行った。

(2) 被害の状況

供給設備（容器からLPガスマーターまで）の被害件数 32件

消費設備（LPガスマーターから消費器具まで）の被害件数 37件

ガスマーターの遮断件数 5,345件

被害を被った販売事業者数 53事業所

供給事業者所在郡市別被害状況

(件)

| 都市別 | 供給設備 | 消費設備 | ガスメータ遮断 | 被害事業者数 |
|-----|------|------|---------|--------|
| 鳥取市 | — | — | 71 | — |
| 岩美郡 | — | — | 28 | — |
| 八頭郡 | — | — | 19 | — |
| 気高町 | — | — | — | — |
| 倉吉市 | — | — | 320 | — |
| 東伯郡 | 2 | — | 331 | — |
| 米子市 | 17 | 10 | 2,750 | 18 |
| 境港市 | 3 | 7 | 728 | 15 |
| 西伯郡 | 8 | 4 | 612 | 5 |
| 日野郡 | 2 | 16 | 486 | 15 |
| 計 | 32 | 37 | 5,345 | 53 |

(3) LPガスの臨時及び仮設設備への供給状況

○鳥取県からの依頼に対する供給

日野町役場関係 山村開発センター 容器20kg×10本
 日野病院 容器20kg×3本 三重コンロ3台
 日野レストラン 容器50kg×2本
 仮設住宅 容器5kg、8kg、10kg、20kg、50kgなど計44本

○協会会員の消費者への暫定的供給

容器 2kg×2本、5kg×2本、8kg×13本、10kg×4本、20kg×103本、50kg×29本
 調整器 15個
 低圧ホース 15本
 ガス給湯器 29台
 ガステーブル 14台
 コンロ 23台
 風呂釜 11台
 業務用レンジ 4台

(4) 安全宣言

協会が定めた「鳥取県LPガス災害対策要綱」第6章第12条に基づいて、平成12年11月2日午後3時、災害発生後の措置が完了したことを認め、鳥取県生活環境部消防課と協議のうえ対策本部等を解散した。

第4節 交 通

○航空機

米子空港

1 被災状況

- ・滑走路横断方向に4箇所のクラック（幅1cmで、2cm程度の段差）
- ・滑走路縦断方向に延長100～200m程度のクラック
- ・滑走路端部及び誘導路に液状化による路面変状
- ・その他多数のクラック発生
- ・無線誘導施設（ローライザー）の停止
- ・進入誘導灯（アプローチライト）2基傾斜

2 運航状況

平成12年10月6日(金)

13:51 滑走路がクローズ（閉鎖）

14:20 羽田空港発（13:15）米子空港着（14:25）の便が鳥取空港にダイバード（代替空港への緊急避難）

羽田空港発米子空港着の4便は鳥取空港の臨時便に振り替え

平成12年10月7日(土)～10日(火)

鳥取空港～羽田空港間を臨時便4便を合わせて7便体制で運航

平成12年10月10日(火)

15:01 滑走路がオープン

平成12年10月11日(水)

羽田空港発（7:15）米子空港着（8:30）より運航再開

○鉄 道

西日本旅客鉄道株式会社

地震発生後、米子支社管内において、合計32本の列車が運転を停止し、そのうち山陰本線と境線は6日夜間に運転を再開したが、伯備線の運転再開は4日後の10月10日となった。

その後も土砂流入による部分運休があり、完全な運行再開は1か月余り後の11月17日であった。

1 主な運休状況等

| 月 日 | 時 刻 | 経 過 等 |
|-----------------------|-------|---|
| 10月6日 | 13:30 | 鳥取県西部地震発生、米子支社内列車運転停止（山陰本線、伯備線等、列車合計32本）、列車状況確認 |
| | 13:40 | 米子支社災害対策本部、現地対策本部（根雨）設置 被害状況調査及び被害箇所修復開始 （20:49山陰本線全線、23:48境線運転再開 伯備線は全列車運転休止） |
| 10月7日 | 12:04 | 余震発生（震度5）米子支社内全列車運転停止、列車状況確認、線路状況等点検（12:20山陰本線（赤碕・荒島間除く）、15:44境線、17:13山陰本線全線運転再開） |
| 10月8日 ～9日 | | 「はくと」、「はまかぜ」、「いなば」増結、増発、運転区間延長（山陰地域と山陽、京阪神地域間の輸送の確保） |
| 10月9日 | 9:00 | JR米子支社災害情報センター設置（利用者への情報提供、御案内） |
| | 18:00 | 伯備線を10月10日13:00を目途に運転再開することを決定 |
| | 21:51 | 安全確認試運転列車の運転 |
| 10月10日 | 7:13 | 伯備線被災箇所上空から調査（ヘリコプターによる調査）、修復状況等最終点検 |
| | 13:29 | 伯備線全線運転再開 |
| | 21:58 | 余震発生（震度5弱）山陰本線（赤碕～荒島）、境線、伯備線で全列車停止、線路状況等点検 |
| 10月11日 | | 山陰本線、境線始発列車から運転再開 |
| | 11:58 | 伯備線全線運転再開 |
| 10月28日 | 16:22 | 伯備線根雨～黒坂間土砂流入発生、全列車運転停止 |
| | 19:24 | “ 大規模な崩壊発生 |
| 10月29日 ～ 11月16日 | | 「やくも」部分運転（出雲市～根雨間、生山～岡山間運転） 「サンライズ出雲」部分運転（東京～生山間、根雨～出雲市間運転） ※生山～根雨間代替バス運行 JR米子支社災害情報センター再設置（11/2～） |
| 11月17日 | 3:25 | 復旧作業終了、安全確認試運転列車運転、復旧状況最終点検 |
| | 6:02 | 伯備線全線運転再開 |

2 被災状況及び復旧人員等

(1) 10月6日の地震

① 被災件数

| 線 区 | 土 木 | 軌 道 | 電 気 | 建 築 | 機 械 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 伯 備 線 | 44 | 52 | 75 | 21 | 2 | 194 |
| 山陰本線 | 5 | 4 | 23 | 29 | 1 | 62 |
| 境 線 | 1 | | 3 | 19 | | 23 |
| 木次線 | 1 | | 2 | | | 3 |
| 合 計 | 51 | 56 | 103 | 69 | 3 | 282 |

※ 伯備線根雨～黒坂（7.6km）間に125箇所の被害

② 復旧人員等（10月6日～11日）

| | |
|----------|--------|
| ・復旧作業 | 3,813名 |
| ・バス代替・案内 | 115名 |
| ・車両検査等 | 67名 |
| ・その他 | 378名 |
| 合 計 | 4,373名 |

(2) 10月28日の土砂崩壊

① 復旧内容

| | |
|---------|----------------------|
| ・崩壊土砂量 | 1,700m ³ |
| ・土砂撤去面積 | 4,415m ² |
| ・土砂撤去量 | 30,000m ³ |
| ・土留柵設置 | 長さ90m×高さ6m |

② 復旧人員等（10月28日～11月17日）

| | |
|----------|--------|
| ・復旧作業 | 1,580名 |
| ・バス代替・案内 | 728名 |
| ・車両検査等 | 16名 |
| ・その他 | 660名 |
| 合 計 | 2,984名 |

3 被害額

| | |
|-----------------|------|
| ・復旧費 | 20億円 |
| ・減収（10/6～11/16） | 5億円 |
| 合 計 | 25億円 |

○バス

1 日本交通株式会社

米子営業所ビルに多大な被害、損害を受けたが、バスの運行状況には異常はなかった。

2 日ノ丸自動車株式会社

(一般路線)

江府町、溝口町、日野町内の路線で被害が大きく、大河原線、柿原線、板井原線、奥渡線、門谷線の計5路線で運休、米沢線で途中折り返し運行、二部線、日光線で迂回運行を余儀なくされた。また西伯町、岸本町、日南町内でも一部区間不通による折り返し運行、迂回運行を行った。

被害は地震発生当日のみにとどまらず、後日の余震、降雨によって道路状況が悪化したため、根雨～生山線、賀野線等で迂回運行、折り返し運行を行った。

(高速バス路線)

米子自動車道、国道180号、181号とも10月6日はすべて不通になったため、東京線、福岡線、広島線は迂回運行をし、岡山線については共同運行会社担当便も含め、6日午後の4便をすべて運休した。

| 路線名 | 10月6日の状況 | 10月7日以降の状況 |
|---------|---|--|
| 境 | JR境線跨線橋通行止のため米子空港經由便は財ノ木地内迂回運行 | 復旧 |
| 八郷 | ガーデンプレイス～小林間通行不能のため折り返し運行 | 復旧 |
| 二部 | 宇代地内落石のため通行止め。荘経由で迂回運行 | 11/4復旧 |
| 日光 | 富江地内崖崩れ、大坂地内道路半壊のため農面道路経由で迂回運行 | 10/20復旧 |
| 米沢 | 御机～鏡ヶ成間通行不可のため運休 | 10/8復旧 |
| 大河原 | 江尾～袋河原間道路損壊のため通行止め、運休 | 10/7～9の間運休。10/10より新しい橋を經由して迂回運行。 |
| 柿原 | 道路半壊のため通行止め。運休 | 10/10復旧 |
| 板井原 | 根雨地内富士見橋通行止め。運休 | 復旧 |
| 奥瀬 | 根雨地内富士見橋通行止め。運休 | 復旧。10/9～10/13の間小川尻～奥瀬間道路損壊のため小川尻で折り返し運行。 |
| 門谷 | 根雨地内富士見橋通行止め。運休 | 復旧 |
| 根雨～生山 | 根雨地内富士見橋通行止めのため日野中学校で折り返し運行 | 10/8～14の間下菅地内土砂崩れのため根雨～真住～農面道～滝山入口～R180～生山の経路で迂回運行 |
| 根雨 | 根雨地内富士見橋通行止めのため根雨駅～根雨間休止。根雨駅で折り返し運行 | 復旧 |
| 印賀 | 本山橋通行止めのため茶屋、矢戸経由で迂回運行 | 復旧 |
| 福栄 | | 10/7～8の間養護老人ホーム～原公会堂間通行不能のためバイパス経由で迂回運行 |
| 賀野 | | 10/10～13の間市山下～市山農協間通行止め。バイパス経由で迂回運行 |
| 上長田 | 三本木橋通行止めのため法勝寺～大木屋間運休 | 10/7賀祥ダム付近で段差、陥没発生。通行止めのため法勝寺～大木屋間運休。10/8 12時まで |
| 米子空港 | 航空便欠航のため運休 | 10/11から平常運行 |
| ウィンズ米子 | | 10/7～8ウィンズ休業のため運休 |
| 花回廊 | | 10/13まで花回廊休園のため運休 |
| 高速米子～広島 | R180、R181通行不可、中国道北房JCT～三次IC間閉鎖のためR54経由で迂回運行 | 10/7～8日12時まで法勝寺経由を根雨経由で迂回運行。 10/8～14の間下菅地内土砂崩れのため根雨～真住～農面道～滝山入口～R180～生山の経路で迂回運行 |
| 高速東京 | 米子道閉鎖のため国道9号、鳥取経由で迂回運行 | 復旧 |
| 高速福岡 | 米子道閉鎖のため、国道9号、54号、三次IC、中国道経由で迂回運行 | 復旧 |
| 高速岡山 | 米子道閉鎖のため午後全便運休 | 復旧。JR伯備線運休のため10/7～11の間に続行便30便運行 |

第3部 対策の実施

第1章 体制

第1節 県災害対策本部

この地震では、県西部地域で最大震度6強が観測されたが、震度5強以上の地震が県内で発生した場合は災害対策本部を自動的に設置することが地域防災計画に定められており、10月6日午後1時30分の地震発生後直ちに災害対策本部会議を第二庁舎第20会議室において開催し、災害対策本部長である知事の指揮の下、消防防災ヘリコプターによる上空からの被災地調査、被災市町村からの情報収集、自衛隊への災害派遣要請、及び被災地支援などの応急対策を行った。

また、西部総合事務所においても地震発生後直ちに災害対策室の設営が行われ、米子市内に出張中であった総務部長を本部長に現地災害対策本部を設置し、情報収集、応急対策の実施、市町村と県本部との連絡・調整を行った。

地震発生後間もなく、森総理大臣から、国の全面支援が伝えられ、6日夕刻には蓮実国土庁総括政務次官が来県され、上空からの被災地調査が行われた。

翌7日には、副国土庁長官を団長とする政府の調査団による現地の調査が行われ、県及び市町村は被害状況を説明するとともに災害の早期復旧、復興について支援を要請した。

災害対策本部長は、この7日以降9日まで三日連続して被災地を自ら回り、被災地の状況をつぶさに把握し、被災者を激励し、応急対策を指揮した。その後も幹部職員を市町村に派遣して市町村を支援するとともに、災害復旧、復興の陣頭指揮をとった。

国への要望も、まず、緊急に支援を必要とする事項について、続いて、新たな支援制度の創設や現行制度の改善について県議会と協調して行った。

そして、災害復興対策を的確に実施するため、11月2日に災害対策本部を切り替えて、知事を本部長とし災害対策本部本部員で構成する鳥取県西部地震災害復興本部を設置した。

発災からの対策等実施経過

| 日 時 | 対 策 等 |
|----------|--|
| 10月6日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 13時30分 地震発生 ・ 13時30分 鳥取県西部地震災害対策本部設置 ・ 13時40分 鳥取県警察本部特別災害警備本部及び各警察署現地災害警備本部設置 ・ 14時29分 陸上自衛隊第八普通科連隊へ災害派遣要請 ・ 14時35分 知事から鈴木正明消防庁長官へ電話 ・ 中川官房長官から激励の電話連絡 ・ 14時40分頃 森総理大臣から知事に支援の電話 ・ 西田自治大臣から激励の電話連絡 ・ 自衛隊鳥取地方連絡部坂田部長が本部へ急行、支援・協力を依頼 ・ 陸上自衛隊第13旅団石田尾幕僚長が本部へ急行、支援・協力を依頼 ・ 18時 蓮実国土庁総括政務次官が東京より急行、ヘリコプターで被災地を上空より視察後、政府の全面協力を表明 ・ 平林郵政大臣が対策本部を激励 ・ 19時 日野町根雨1区及び根雨2区で、23世帯37名に対して避難勧告 ・ 22時35分 米子市、西伯町、日野町に災害救助法を適用 ・ その後、翌1時30分頃まで各市町村からの緊急要請を受け、即対応を指示 |
| 7日(土) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長 被害状況視察(境港市、日野町、西伯町) ・ 扇長官ほか政府調査団が被災地視察 ・ 政府調査団記者会見(本部長同席) ・ とりネットに地震の被害等の情報の掲載を開始 ・ 文字放送に地震の被害等の情報の掲載を開始 ・ 自衛隊災害派遣要請(境港市竹内団地地域における排水溝の土砂の撤去) ・ 自衛隊災害派遣要請(西伯町、会見町及び日野町における損壊した独居高齢者宅等への防雨用シートの展張) ・ 鳥取市他市町村から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・ 自衛隊、他県(岡山県、山口県、広島県、鳥根県)から、給水車による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・ 15時30分 溝口町大坂地区で、2世帯10名に対して避難勧告 ・ 21時 溝口町に災害救助法を適用 |
| 8日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 11時33分 溝口町父原地区で、4世帯18名に対して避難勧告 ・ 12時10分 被害状況視察(西伯町、日南町、溝口町、会見町) ・ 20時40分 境港市、会見町に災害救助法を適用 ・ 21時前後 余震3～5が連続発生。西伯町で自主避難呼びかけ。 ・ 鳥取市他市町村から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・ 自衛隊、他県(岡山県、山口県、広島県、鳥根県)から給水車による応急給水と、それに伴う職員の派遣 |

| | |
|--------|---|
| 9日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長、被害状況調査(江府町、岸本町、米子市) ・ 佐藤陸上自衛隊第八普通科連隊連隊長、安宅航空自衛隊美保基地司令、石上西部消防局長へ、支援、協力のお礼と今後の協力依頼 ・ 自衛隊災害派遣要請(西伯町及び日野町下榎での損壊した独居高齢者、身体障害者宅への防雨用シートの展張) ・ 自衛隊災害派遣要請(西伯町での県職員による緊急調査へのヘリコプター支援) ・ 自衛隊災害派遣要請(溝口町での損壊した高齢者世帯家屋に対するシートの展張) ・ 被災者生活再建支援法適用(境港市) ・ 鳥取市から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・ 自衛隊、中国地方建設局から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣 |
| 10日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震に対する緊急要望(浜崎芳宏県議会議員、山口享県議会議員、鉄永幸紀県議会議員、広田喜代治県議会議員) ・ 鳥取県西部地震に対する申し入れ(米井悟県議会議員、長谷川稔県議会議員) ・ 宮内庁渡辺侍従長を通じ、天皇皇后両陛下から、被災者へのお見舞いと災害復旧関係者へのねぎらいの言葉が届く ・ 常田郵政政務次官が激励のため対策本部へ ・ 被災者生活再建支援法適用(米子市、日野町) ・ 13時 日野町本郷地区で、10世帯40名、7事業所に対し避難勧告 |
| 11日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 8時 溝口町父原地区で、1世帯8名に対しての避難勧告の解除 |
| 12日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震に対する申し入れ(松本芳彬県議会議員) ・ 「り災証明書」の様式等取りまとめ・市町村配布 ・ 自衛隊災害派遣要請(米子市での損壊した独居高齢者宅等への防雨用シートの展張) ・ 被災市町村に対する給水車等による応急給水とそれに伴う職員の派遣(鳥取市、自衛隊ほか) ・ 被災者生活再建支援法適用(鳥取県全域) ・ 14時10分 米子市宗像で、1世帯3名に対し避難勧告 ・ 15時46分 米子市宗像で、2世帯5名に対し避難勧告 |
| 13日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震についての記者会見 ・ 日野町根雨1区及び根雨2区で16時50分、それぞれ20世帯、3世帯に対して避難勧告の解除 ・ 日野町本郷地区で16時52分、10世帯7事業所に対して避難勧告の解除 ・ 18時30分 谷洋一 農林水産大臣 対策本部来訪(被害状況説明及び要望) |
| 14日(土) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長 被害復興状況視察(日野町、西伯町、会見町、溝口町) ・ 夜間の災害対策本部配備体制の縮小 |

| | |
|-----------------------|--|
| 15日（日） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 14時10分 米子市青木で、2世帯8名に対し避難勧告 ・ 本部長、谷 農林水産大臣、相沢金融再生委員長、石破農林水産省総括政務次官とともに、被災地視察 |
| 16日（月） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震に対する国への要望活動（官房長官、国土庁、厚生省） |
| 17日（火） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震に対する国への要望活動（消防庁、自治省、運輸省、建設省、文部省） ・ 16時00分 参議院災害対策特別委員会調査団が被災地視察 |
| 18日（水） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鈴木消防庁長官来訪、被災地視察 ・ 溝口町大坂地区で17時00分、2世帯10名に対して避難勧告の解除 |
| 19日（木） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民主党鳥取県総支部連合会による要望（福間県議会議員、伊藤県議会議員） |
| 20日（金） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 嶋津 自治省財政局長来訪、本部長とともに被災状況視察 |
| 30日（月） ～ 31日（火） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「鳥取県西部地震に関する緊急要望（震災復興に向けた新制度の要望）」の関係省庁への要望 |
| 11月2日（木） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震災害復興本部設置 ・ 11月臨時議会（災害復旧、復興予算） |

第2節 市町村災害対策本部

県内各市町村においても、西部地域を中心に、19市町村で災害対策本部が設置された。設置、解散等の状況については以下のとおりである。

| 市町村名 | 災害対策本部の設置日時 | 災害対策本部の解散日時 |
|------|--------------|-----------------|
| 米子市 | 10月6日 13時40分 | 11月6日 9時00分 ※ |
| 倉吉市 | 10月6日 13時35分 | 10月12日 9時00分 |
| 境港市 | 10月6日 14時00分 | 11月10日 13時00分 ※ |
| 青谷町 | 10月6日 13時35分 | 10月6日 15時10分 |
| 関金町 | 10月6日 13時40分 | 10月6日 20時00分 |
| 東伯町 | 10月6日 13時45分 | 10月9日 12時00分 |
| 赤碕町 | 10月6日 13時40分 | 10月10日 17時00分 |
| 西伯町 | 10月6日 14時00分 | |
| 会見町 | 10月6日 15時00分 | |
| 岸本町 | 10月6日 13時45分 | 11月13日 13時00分 ※ |
| 日吉津村 | 10月6日 13時32分 | 3月31日 |
| 淀江町 | 10月6日 13時45分 | 10月13日 17時00分 |
| 大山町 | 10月6日 13時35分 | 10月27日 17時00分 |
| 名和町 | 10月6日 13時40分 | 10月25日 17時00分 |
| 中山町 | 10月6日 13時45分 | 10月25日 18時00分 |
| 日南町 | 10月6日 13時45分 | 11月9日 17時00分 ※ |
| 日野町 | 10月6日 13時35分 | 11月15日 17時00分 ※ |
| 江府町 | 10月6日 13時48分 | 11月5日 ※ |
| 溝口町 | 10月6日 13時35分 | |

解散日時の※印は、災害復興本部等への移行によるもの。

第3節 県警察災害警備本部

県警察は、県西部で最大震度6強の地震が発生したことを認知した時点で、災害警備本部の設置を決定し、10月6日午後1時40分、警察本部に警察本部長を長とする「鳥取県警察特別災害警備本部」を、県下全警察署に警察署長を長とする「現地災害警備本部」を設置した。

当日は、県警察本部及び各警察署から925名を動員するとともに、中国管区内各県広域緊急援助隊等131名の応援派遣を受け、警備体制を確立して被害状況の調査、被災者の救出救助活動、住民の避難誘導、通行止め箇所等における交通規制等一連の災害警備活動を推進したほか、県、市町村等に警察官を派遣し、関係機関との連絡・連携体制を確立した。

当日の被害状況の調査の結果、地震による被害が県西部の米子警察署、境港警察署、溝口警察署及び黒坂警察署の管内に集中していることが判明したため、当日午後6時に倉吉警察署以東の6警察署の警備体制を「災害警備連絡室」に移行し、県西部の4警察署の管内に重点をおいた警備活動を推進した。

10月15日、余震が日々減衰化傾向を示してきたことから、被災者支援等を中心とした地域安全活動に重点を移した活動を推進するため、警察本部に警察本部長を長とする「鳥取県警察震災総合安全対策本部」を設置した。

10月20日、災害警備活動及び被災者支援活動も一段落したことから、「鳥取県警察特別災害警備本部」を「災害警備連絡室」に、「鳥取県警察震災総合安全対策本部」を「鳥取県警察震災安全対策本部」に移行した。

第2章 救助・救護活動

第1節 災害救助法の適用

家屋の倒壊等により、多くの住民が避難所に避難する等、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、下記2市4町に災害救助法の適用を決定した。

【適用市町】：米子市、西伯町、日野町（10月6日決定）

溝口町（10月7日決定）

境港市、会見町（10月8日決定）

【適用年月日】平成12年10月6日

| 救助区分 | | 米子市 | 境港市 | 西伯町 | 会見町 | 日野町 | 溝口町 |
|-----------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------|----------------|
| 避難所の設置 | 期間 | 10/6 ～10/18 | 10/6 ～11/1 | 10/6 ～10/19 | 10/6 ～10/19 | 10/6 ～11/13 | 10/6 ～11/15 |
| | 箇所数 | 39 | 9 | 21 | 2 | 12 | 13 |
| | 延人数 | 3,768 | 1,824 | 4,492 | 588 | 3,834 | 1,371 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 期間 | 10/6 ～10/12 | 10/6 ～10/12 | 10/6 ～10/17 | 10/6 ～10/15 | 10/6 ～11/13 | 10/6 ～11/19 |
| | 延食数 | 5,445 | 2,821 | 16,598 | 5,032 | 41,003 | 2,495 |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 期間 | 10/6 ～11/29 | 10/6 ～11/3 | 10/6 ～12/4 | | 10/6 ～11/2 | 10/6 ～10/21 |
| | 世帯数 | 101 | 7 | 8 | | 24 | 17 |
| 障害物の除去 | 期間 | | | | | | 10/6 ～10/19 |
| | 世帯数 | | | | | | 2 |
| 応急仮設住宅の設置 | 戸数 | | | | | 28 | |
| | 構造 | | | | | 軽量鉄骨 造平屋建 (組立ハウス) | |

第2節 警察の活動

1 被害調査活動

(1) 県警察本部の調査活動

鳥取県警察特別災害警備本部（県警察本部）においては、各現地災害警備本部（警察署）に対し、被害調査を指示するとともに、県警察ヘリコプター（さきゅう）、交通機動隊白バイ等を出動させ、被害調査を実施した。

また、当日、中国管区内広域緊急援助隊訓練のため来県していた岡山県警察ヘリコプター（わしゅう）が、鳥取空港を離陸し、ヘリテレにより県内主要幹線道路を始め県内各地区の映像を鳥取県警察特別災害警備本部、警察庁等へ送信した。

この結果、地震による災害が県西部地域に集中し、県中部以東では大きな被害もなく、また、国道9号等の県内主要幹線道路も一部を除き通行可能であることなど、地震による被害の概要を早期に把握することができた。

(2) 警察署の調査活動

地震発生直後、各現地災害警備本部においては、パトカー勤務員、交番及び駐在所の勤務員はもとより、警察署内で勤務している署員を動員し、倒壊家屋や大規模な損壊家屋を中心に、住民等の安否の確認と救出救助を第一義とした活動を実施するとともに、家屋等の被害調査を実施した。

負傷者等の調査については、消防署、病院等から負傷者の搬送（入）の状況と負傷程度等について確認した。

また、市町村に警察官を派遣したほか、道路管理者等関係機関と連絡をとり、各種被害情報等の収集、交換を行った。

2 二次被害等の防止

10月6日の本震発生以後、断続的に余震が続いたため、県西部の4警察署に設置した現地災害警備本部は、県内部隊及び中国管区内各県警察広域緊急援助隊等の応援派遣を受け、

- 通行禁止区域、災害危険個所での規制、警戒活動
- 被災地域の被害状況の再点検、情報収集活動
- パトカー、白バイ、徒歩による警戒、警ら活動
- 警察ヘリコプターによる警戒、警ら活動

等の活動を実施した。

また、震度3以上の余震の発生や降雨時等地盤の緩みなどによる二次災害の発生が予測される際には、市町村、道路管理者、消防団等と連携をとって管内の見回り、警戒活動を実施した。

3 救出救助活動

10月6日午後2時30分ころ、広島県警察ヘリコプター（みやじま1号）が、地震による大山登山道の崩落により孤立していた登山者をホイストで吊り上げて救助し、大山山麓まで無事搬送した。

4 地域安全活動

(1) 鳥取県警察震災総合安全対策本部の設置

地震発生後10日を経過した10月15日、余震が減衰化し、避難住民が大幅に減少したことから、それまでの災害警備活動を中心とした活動から、犯罪予防及び被災者支援対策を中心とした活動を行うため、県警察本部に「鳥取県警察震災総合安全対策本部」を、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署に「警察署地域安全対策本部」を設置した。

(2) 被災者支援対策

ア コスモス隊の活動

中国管区内各県警察から応援派遣を受けた女性警察官と本県女性警察官及び少年警察補導員で編成したコスモス隊（41名体制）は、地震発生翌日から県西部の4警察署を拠点に、各避難所、独居老人宅等を巡回して被災者の不安解消や心のケアを中心とした活動を実施した。

鳥取県警察震災総合安全対策本部設置後は、コスモス隊の活動を更に発展させ、保育所等を訪問し、園児を対象とした腹話術による交通安全教育、街頭における通学児童等に対する交通安全指導等を展開した。

イ 地域警察官の活動

交番、駐在所の勤務員等の地域警察官は、地震発生直後から管内の被害状況の確認、独居・高齢者世帯を中心とした地域住民の安否確認活動等を実施した。

鳥取県警察震災総合安全対策本部設置後は、住民への安心感の付与、悪質商法被害予防等を重点として、地域警察官が管内を巡回し、

- 独居老人、高齢者世帯に対する特別巡回連絡
- 被災地域における警戒活動を通じた防犯点検、パトロールカード配布
- 地域安全ニュース、危険箇所マップの作成及び配布
- 各種要望、相談等に対する支援活動

等を実施した。

(3) 犯罪予防活動

機動隊、管区機動隊等を中心とした部隊は、被災地における犯罪防止活動として、パトカー等警察車両による駐留警戒、機動警らを実施したほか、避難等により無人となった民家等における盗難防止を目的とした警戒活動を実施した。

5 交通対策

(1) 交通情報の収集

道路交通の被害状況等については、地震発生直後から

- 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署員による調査
- 警察ヘリコプターからの調査
- 交通監視カメラ等交通管制施設を活用した調査
- 建設省、県土木事務所等との連携による調査

等により情報を収集し、

- 県の東西を結ぶ国道9号には被害がない
- 県中部以東の国道等主要幹線には被害がない
- 道路の被害は、県西部地域に集中している

等の被害概要を早期に把握した。

(2) 緊急対策の実施

ア 高速道路

地震発生後、米子自動車道は、路面亀裂、コンクリート片の落下等により、全面通行止めとなった。

このため、県警察においては、道路交通情報センター等を通じて交通規制の状況や迂回路の広報を行うなどの交通対策を実施した。

イ 一般道路

地震により、県西部の国道等において亀裂、陥没、路肩崩壊の道路損壊や土砂崩れ等が発生し、各所で道路が全面通行止め等となった。

このため、県警察においては、主要交差点、通行止め区間、交通危険箇所等に部隊を投入し、道路管理者との連携の下に、交通規制、警戒活動に当たるとともに、迂回路の広報を行うなどの交通対策を実施した。

(3) 交通部隊の運用

地震発生直後から、交通機動隊の東・中・西部分駐隊の白バイを集中運用し、連日、県西部の4警察署に派遣して、交通情報の収集、流動警戒等に当たさせた。

なお、活動に当たっては、新たな危険箇所の発見に努めたほか、被災住民への声掛け活動を行い、住民の不安解消活動に努めた。

6 警察通信対策

地震発生直後から、鳥取県通信部は、鳥根県通信部等の応援を得て

- 警察無線、有線施設等の保守、点検、障害復旧
- ヘリテレ自動追尾装置の開局、映像伝送
- 衛星通信車の開局

等の活動に当たった。

7 広報活動

県警察においては、地震発生当初、被害情報、交通規制関係情報を、その後、順次、悪質商法関係情報、余震・大雨による二次災害の防止情報等を中心とした広報を県警ホームページ、交番・駐在所速報（ミニ広報紙）、パトカー、防災無線等の各種広報手段を活用して実施し、住民等に対する積極的な情報提供に努めた。

第3節 自衛隊の活動

1 陸上自衛隊第八普通科連隊

10月6日の地震発生時、連隊長以下連隊の大部分は、富士地区において演習中であったが、副連隊長以下約200名の隊員をもって、直ちに普段の訓練どおり派遣の準備を行い、地震発生約30分後には、偵察要員、各機関に対する連絡要員が出発した。

県では、地震発生からわずか1時間足らずで第八普通科連隊に災害派遣の要請を行った。駐屯地においては、県との連絡を保ちつつ自ら情報収集活動を実施し、速やかに要請に応じ、救助活動を実施し、翌日には、連隊主力も合流し本格的救援活動を実施した。

災害派遣の期間は13日間に及び、米子駐屯地は、延べ1,400名、車両450両を動員し、4,000食の炊事支援、145トンの給水、640名の入浴、138棟の屋根のシート覆い、12か所の崖崩れ防止等を行った。

救援活動実施状況

| 月 日 | 活 動 内 容 | 活 動 市 町 村 |
|-------|---|--------------------------------------|
| 10月6日 | 給水支援：6 t 給食支援：1000食 | 境港市、日野町、会見町 日野町 |
| 7日 | 給水支援：25 t 給食支援：1000食 シート張り：6軒 ストーブ貸出：25台 | 日野町、会見町、境港市 日野町 日野町、会見町 会見町 |
| 8日 | 給水支援：14 t 給食支援：2000食 シート張り：82軒 土砂除去：1カ所 | 日野町、会見町 日野町 日野町、会見町 西伯町 |
| 9日 | 給水支援24.5 t 入浴支援67名 シート張り：13軒 | 日野町、会見町 日野町 日野町、西伯町、溝口町 |
| 10日 | 給水支援14 t 入浴支援70名 崖の崩落防止支援12カ所 | 日野町、会見町 日野町 西伯町、溝口町 |
| 11日 | 給水支援15.5 t 入浴支援165名 | 日野町、会見町 日野町 |
| 12日 | 給水支援10.6 t 入浴支援124名 | 日野町、会見町 日野町 |
| 13日 | 給水支援11.4 t 入浴支援63名 シート張り：22カ所 | 日野町、会見町 日野町 米子市 |
| 14日 | 給水支援4.6 t 入浴支援74名 | 日野町 日野町 |
| 15日 | 給水支援2.3 t 入浴支援50名 | 日野町 日野町 |
| 16日 | 給水支援1.7 t 入浴支援22名 | 日野町 日野町 |
| 17日 | 入浴支援5名 | 日野町 |

2 航空自衛隊美保基地

鳥取県西部地震により、美保基地は、滑走路を含め基地施設等に被害を被ったが、その被害復旧作業を実施しつつ、10月7日16時10分に、鳥取県知事からの要請に基づき災害派遣活動実施中の陸上自衛隊第八普通科連隊からの協力要請を受け、次のとおり災害派遣を実施した。

(1) 派遣期間

10月7日 17時 ～ 10月10日 14時10分

(2) 行動区域

鳥取県境港市 竹内工業団地内

(3) 活動状況

| 月 日 | 人 員 | 車 両 | 行 動 の 概 要 |
|-------|----------------------|---|----------------------|
| 10月7日 | 90名 | 大型バス×1 2½tトラック×2 有線整備車×1 バケット×2 ダンプ×2 | 境港市竹内工業団地内に噴出した土砂の除去 |
| 8日 | (午前) 45名 (午後) 45名 | 大型バス×1 2½tトラック×2 バケット×2 ダンプ×2 | |
| 9日 | (午前) 45名 (午後) 45名 | 同上 | |
| 10日 | (午前) 45名 (午後) 45名 | 同上 | |

第4節 避難等の状況

災害対策基本法に基づき、各市町村は、住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため、避難勧告を行った。

市町村による避難勧告の状況

平成13年6月末現在

| | 勧告日時及び対象 | 解除日時及び対象 |
|-----|---|---|
| 日南町 | 10月6日(金) 16時30分 菅沢地区： 3世帯 7名 | 10月8日(日) 10時00分 すべて解除 |
| 日野町 | 10月6日(金) 19時00分 根雨1区： 20世帯 31名 根雨2区： 3世帯 6名 | 10月13日(金) 16時50分 すべて解除 |
| | 10月10日(火) 13時00分 本郷地区： 10世帯 40名 及び7事業所 | 10月13日(金) 16時52分 すべて解除 |
| 溝口町 | 10月7日(土) 15時30分 大坂地区： 2世帯 10名 | 10月18日(水) 17時00分 すべて解除 |
| | 10月8日(日) 11時33分 父原地区： 4世帯 18名 | 10月11日(水) 8時00分 1世帯 8名について解除 10月24日(火) 18時30分 2世帯 3名について解除 (1世帯7名に対しての勧告は継続中) |
| | 11月2日(木) 8時50分 大坂地区： 1世帯 7名 | 11月3日(金) 16時30分 解除 |
| 米子市 | 10月12日(木) 14時10分 米子市宗像： 1世帯 3名 | 12月22日(金) 9時45分 解除 |
| | 10月12日(木) 15時46分 米子市宗像： 2世帯 5名 | 11月16日(木) 13時30分 1世帯 2名について解除 11月16日(木) 15時30分 1世帯 3名について解除 |
| | 10月14日(土) 13時40分 米子市青木： 2世帯 8名 | 11月3日(金) 13時00分 すべて解除 |

第5節 り災証明の発行

地震直後から、被災した家屋について、各市町村でその被害状況の調査を行い、り災証明を発行した。

り災証明は各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金・貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて、被害を証明する唯一のものとして、幅広く活用される。

県では、主に職員に建築職員のいない郡部の町村を対象に、り災証明の発行の技術支援として民間の建築技術者の派遣を行った。

り災証明発行状況

| 市町村名 | 申請件数 (件) | 発行済み件数 | | | |
|------|-------------|--------|-----|-------|--------|
| | | 計 | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 |
| 米子市 | 7,631 | 7,624 | 222 | 1,321 | 6,081 |
| 境港市 | 2,029 | 2,029 | 292 | 487 | 1,250 |
| 西伯町 | 1,347 | 1,347 | 41 | 400 | 906 |
| 会見町 | 743 | 743 | 2 | 44 | 697 |
| 岸本町 | 735 | 735 | 0 | 9 | 726 |
| 日吉津村 | 188 | 188 | 1 | 12 | 175 |
| 淀江町 | 265 | 265 | 0 | 0 | 265 |
| 大山町 | 80 | 80 | 0 | 1 | 79 |
| 名和町 | 9 | 9 | 0 | 1 | 8 |
| 中山町 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 日南町 | 247 | 247 | 0 | 11 | 236 |
| 日野町 | 1,297 | 1,296 | 123 | 417 | 756 |
| 江府町 | 194 | 194 | 0 | 1 | 193 |
| 溝口町 | 1,462 | 1,463 | 162 | 298 | 1,003 |
| 計 | 16,230 | 16,223 | 843 | 3,002 | 12,378 |

第6節 医療分野の対応

日赤医療救護班（1班6名）を被災地に派遣し、西伯町を中心に救護活動（血圧測定等）を実施した。
(10/6 午後3:10~10/7 午前4:15)

鳥取県医師会では、6日15時30分に対策本部を設置、また西部医師会では16時30分に地区対策本部を設置し、事務局を終日勤務態勢とするとともに医療相談窓口を設置した。

また、被災した西伯病院、日野病院、済生会境港総合病院の患者受入を17時に西部医師会長から県西部地域の救急告示病院に緊急要請した。

さらに、入院中の患者については、各引き受け病院への搬送、自宅への一時的退院等により緊急対応が行われたが、震災後の状況として、被災住民の精神的疲労による健康障害が予測されたことから、県の要請により精神科医3名の派遣を行うとともに、ボランティアによるメンタルケアの活動も行った。

第3章 緊急物資等

第1節 生活関連物資

本県では、平成12年6月30日及び7月24日に、県内における災害発生時の被災者救援等に速やかに対応するため、県内の大規模小売店舗事業者等26業者と食料品、衣類、日用品等生活関連物資の調達に関する協定を締結していた。

このため、鳥取県西部地震発生後、被災市町村から防水シート等の支援要請が殺到したが、おおむね、すみやかに協定締結業者から調達し、市町村へ支援することができた。

しかし、仮設トイレ等協定締結業者から調達できない物資もあった。このため、平成12年度末までに西部地震で調達協力実績のあった4業者と新たに協定を締結した。

生活関連物資調達状況

| 物 資 名 | 数 量 | 支 援 先 及 び 数 量 |
|---------------|---------|---|
| 防水シート（ブルーシート） | 8,435 枚 | 米子市 2,000 岸本町 863 江府町 850 日吉津村 300 溝口町 400 会見町 1,126 境港市 393 日南町 500 西伯町 1,000 日野町 1,003 |
| 防水シート留め用ロープ | 30 束 | 境港市 25 会見町 5 |
| 雨カッパ（防水強化品） | 15 組 | 会見町 15 |
| ゴム手袋 | 500 組 | 日野町 500 |
| 荷造りテープ | 150 本 | 日野町 150 |
| 荷造りひも | 142 本 | 日野町 142 |
| スコップ | 100 本 | 日野町 100 |
| ホウキ（内・外） | 100 本 | 日野町 100 |
| ちりとり（内・外） | 100 個 | 日野町 100 |
| インスタントカメラ | 200 個 | 日野町 200 |
| トイレットペーパー | 1,376 個 | 日野町 500 等 |
| 仮設トイレ | 59 棟 | 日野町 45 西伯町 12 境港市 2 |
| ダンボール箱 | 1,500 箱 | 日野町 1,500 |
| 電気ポット及び給水サーバー | 40 個 | 日野町 40 |

| 物資名 | 数量 | 支援先及び数量 |
|------------------|------------------------|--------------------------------|
| 洋式便座 | 5 個 | 日野町 5 |
| 下着(上・下・股引) | 600 着 | 日野町 600 |
| プロパンガス | 10キロ | 日野町 10 |
| 水用ポリタンク (20リットル) | 3,000 個 (県購入1,000個) | 日野町 500 西伯町 475 会見町 25 等 |
| カイロ | 1,110 個 | 日野町 1,110 ※西部県民局対応 |
| 石油ストーブ | 25 台 | 西伯町 25 ※自衛隊が供給 |
| 灯油 | 200リットル | 西伯町 200 ※自衛隊が供給 |

第2節 食 糧

10月7日～27日の21日間、境港市、西伯町、会見町、日野町へ延59,990食の弁当を手配した。

第3節 医療物資等

① 救助用毛布の避難住民等への配布 (10/6～10/8)

(単位：枚)

| 境港市 | 西伯町 | 会見町 | 岸本町 | 淀江町 | 日野町 | 溝口町 | 計 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 150 | 2,010 | 100 | 30 | 150 | 1,260 | 250 | 3,950 |

※県備蓄分 1,530枚 日赤備蓄分 1,920枚 その他 500枚

② 災害用救急医薬品

10/6：西部健康福祉センター、中部健康福祉センターの備蓄医薬品（約2,000人分）を、日野地域保健福祉部へ搬送

10/7：鳥取県医薬品卸業協会に体温計54本、消毒薬55本を日野地域保健福祉部へ搬送依頼。

到着後、日野町役場に提供。また、日野地域保健福祉部から日野町役場へ医薬品セット（55セット、約1,000人分）を提供

10/9：東部健康福祉センター及び中部健康福祉センターの備蓄医薬品等（胃薬、解熱剤、風邪薬、ガーゼ等8種類 約1,000人分）を日野地域保健福祉部へ搬送

第4節 応急給水

県内市町村及び他県などの支援を受け、平成12年10月6日～16日にかけて被災市町村に約500トンの応急給水を実施した。

[応急救援支援市町村等]

県内 鳥取市水道局、米子市水道局、倉吉市水道局、国府町、岩美町、福部村、船岡町、
佐治村、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、
岸本町、大山町、名和町、中山町、江府町

県外 鳥根県、岡山県、広島県、山口県、自衛隊、中国地方建設局

第5節 人員応援

被災市町村における、応急対策、復旧対策を支援するため、県から、市町村へ職員を派遣した。

その総数は、出張による派遣、派遣命令による派遣（第3部第7章参照）などを合わせると、延2,844人・日（13年6月30日まで）となっている。

第4章 現地視察

この地震による被災状況の調査のため、政府調査団をはじめ、国の視察、調査が実施された。

県及び市町村は、被災状況の説明を行い、災害の復旧、復興に対し協力を依頼した。

(1) 鳥取県西部地震への政府調査団

| | | | | | |
|------------------------------|---------------------------|-------|---------------------|---------------|-------|
| 1 日 時 平成12年10月7日 10:50~16:20 | | | | | |
| 2 調査団員 | | | | | |
| I 国土庁長官一行 | | | II 関係省庁調査団 | | |
| 国土庁長官 | 扇 千景 | | 国土庁国土総括政務次官 | 蓮実 進 | |
| 防災局長 | 吉井 一弥 | | 防災企画課防災企画官 | 島田 明夫 | |
| 防災局防災企画課長 | 中北 哲雄 | | 総括政務次官秘書 | 安邊 英明 | |
| 大臣秘書官(国土庁) | 岡 哲生 | | 内閣官房内閣安全保障・危機管理室 | | |
| 大臣秘書官(建設省) | 藤井 健 | | 参事官補 | 谷澤 叙彦 | |
| 防衛庁運用局長 | 北原 巖男 | | 警察庁災害対策官 | 駒野 健二 | |
| 運用局運用課部員 | 田中 万盛 | | 文部省官房文教施設部技術課技術調査官 | 小島 敏行 | |
| 建設省河川局長 | 竹村公太郎 | | 厚生省社会援護局保護課災害救助専門官 | 河原 勝洋 | |
| 河川局防災・海岸課長 | 平尾 寿雄 | | 農林水産省大臣官房総務課災害総合対策官 | 川口 嘉久 | |
| 中国地方建設局長 | 久保田荘一 | | 通商産業省中小企業庁災害対策室長 | 金子 実 | |
| | | | 運輸省港湾局海岸・防災課災害対策室長 | 廣瀬 輝 | |
| | | | 鉄道局施設課長 | 山下 廣行 | |
| | | | 第三港湾建設局長 | 佐藤 清 | |
| | | | 海上保安庁境海上保安部長 | 松浦 和行 | |
| | | | 気象庁地震火山部長 | 内池 浩生 | |
| | | | 鳥取地方気象台長 | 坂田 俊夫 | |
| | | | 郵政省大臣官房企画課課長補佐 | 中川 良司 | |
| | | | 自治省財政局財政課参事官 | 金谷 裕弘 | |
| | | | 消防庁防災課長 | 小熊 博 | |
| | | | 防災情報室課長補佐 | 鈴木 康幸 | |
| | | | 震災対策指導室課長補佐 | 小林 暢広 | |
| 3 日程および調査場所 | | | | | |
| 着 | 調 査 場 所 等 | | | | 発 |
| 10:50 | 米子空港着 概況説明 | | | | 12:00 |
| 12:10 | 境港 竹内工業団地(落橋、液状化) | | | | 12:20 |
| 12:25 | 境港(昭和)4万トンバース(エプロン沈下、液状化) | | | | 12:35 |
| 13:25 | 西伯町役場(災害対策本部) | | | | 13:45 |
| 着 | 調 査 場 所 等 | 発 | 着 | 調 査 場 所 等 | 発 |
| 14:25 | 米子市 安倍彦名団地 | 14:35 | 14:00 | 会見町市山(家屋損壊) | 14:10 |
| | (液状化による家屋損傷) | | 14:50 | 日野町根妻(道路法面崩壊) | 15:00 |
| | 米子空港発 | 14:55 | | 米子空港発 | 16:20 |
| 4 鳥取県随行者 | | | | | |
| 土木部長、土木部参事監、県民局長 | | | 企画部長、道路課長、河川課長 | | |

(2) 参議院災害対策特別委員会視察

日時 平成12年10月17日 8:30~16:35

視察者

| | |
|-----|--------------------|
| 委員長 | 白浜 一良 (公明党) |
| 理事 | 森下 博之 (自由民主党・保守党) |
| 〃 | 谷林 正昭 (民主党・新緑会) |
| 〃 | 加藤 修一 (公明党) |
| 委員 | 景山俊太郎 (自由民主党・保守党) |
| 〃 | 林 紀子 (日本共産党) |
| 〃 | 梶原 敬義 (社会民主党・護憲連合) |
| 〃 | 岩本 荘太 (無所属の会) |

随行者

| | |
|--|---|
| 参議院事務局委員部第六課課長補佐 〃 国土・環境委員会調査室長 〃 国土・環境委員会調査室調査員 農林水産省大臣官房総務課災害総合対策官 建設省河川局防災・海岸課長 | 国土庁長官官房審議官 〃 防災局防災業務課防災情報官 〃 震災対策課計画係長 運輸省港湾局海岸・防災課長 |
|--|---|

鳥取県随行者

| | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 総務部長 農林水産部次長 生活環境部県民生活課課長補佐 | 企画部長 土木部長 農林水産部農政課課長補佐 |
|-----------------------------------|------------------------------|

説明者

| | |
|------------------------|---|
| 米子地方農林振興局長 境港水産事務所長 | 境港管理組合 港湾管理委員会事務局長 運輸省第三港湾建設局境港湾空湾建設事務所長 |
|------------------------|---|

日 程

| 着 | 視 察 場 所 等 | 発 |
|---------|-----------------------------|---------|
| 8 : 30 | 米子空港着 概況説明 | 8 : 50 |
| 8 : 55 | 境港市竜ヶ山 (廃棄物一時保管場所) | 9 : 00 |
| 9 : 10 | 境港市 中浦水門 (道路被害) | 9 : 15 |
| 9 : 25 | 境漁港 (水揚場崩壊) 境港湾 (港湾施設崩壊) | 9 : 45 |
| 9 : 45 | 竹内工業団地 (団地内液状化) | 9 : 55 |
| 10 : 10 | 彦名干拓地 (液状化及び農作物被害) | 10 : 20 |
| 10 : 45 | 西伯町役場 | 10 : 55 |
| 11 : 00 | 賀祥ダム周辺施設 (施設損壊) | 11 : 10 |
| 11 : 40 | 鳥根県内視察 | 16 : 00 |
| 16 : 00 | 鳥取県知事説明 (出雲空港) | 16 : 30 |
| | 出雲空港発 | 16 : 35 |

このほか、谷農林水産大臣、石破農林水産総括政務次官、鈴木消防庁長官、嶋津自治省財政局長などがそれぞれ来県され、視察調査を行われた。

第5章 要望活動

第1節 要望活動

1 第1回要望（緊急要望）

地震災害の復興に向け、緊急に国の支援を必要とする事項について、知事及び県議会議長等が、関係省庁等に対して要望を行った。

期 日：平成12年10月13日～17日

要 望 先：内閣総理大臣、内閣官房、国土庁、文部省、厚生省、農林水産省、運輸省、
建設省、自治省、消防庁、自民党役員 他

要望内容

鳥取県西部地震に関する緊急要望

去る10月6日に鳥取県米子市の南約20キロを震源としてマグニチュード7.3の地震が発生し、鳥取県西部では甚大な被害を被ったところでありますが、政府におかれましては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置され、現地を視察していただくなど、迅速かつ適切な対策を講じていただき誠にありがとうございます。

さて、この「鳥取県西部地震」では、境港市、日野町で震度6強、西伯町、溝口町で震度6弱、米子市で震度5強を観測し、家屋の倒壊、崖崩れや道路崩壊などによる交通機関の遮断、空港及び港湾・漁港関連施設の損壊、さらには液状化現象による臨港道路等の隆起・陥没や干拓地における関連施設の損壊と塩分上昇による農作物被害など、各地で広域的かつ甚大な被害が発生いたしました。その後も余震が断続的に繰り返され、今なお厳重な警戒が必要であります。

このため、鳥取県西部の米子市、境港市、西伯町、日野町などにおいて、多くの家屋や学校が被害を被り、多数の県民や子どもたちが不自由な生活を余儀なくされているほか、余震が続く中、被災者の方々の疲労は重なり、不安な毎日が続いております。

また、大山や皆生温泉など県内有数の観光地ではキャンセルが相次ぐなど、この地域の観光産業が大打撃を受けるとともに、重要港湾であり、かつ全国有数の漁業基地でもある境港を基盤とする水産業も操業休止を余儀なくされるなど、商工業や農林水産業など地域の基幹産業にも甚大な影響が生じております。

当県といたしましては、地震発生後速やかに災害対策本部を設置するとともに、米子市、境港市、西伯町、会見町、日野町、溝口町の6市町に災害救助法を適用し、地元市町村、防災関係機関はもとより、ボランティアの方々などの参加も含め、関係者が一丸となり総力をあげ、災害復興に万全を期しているところであります。

国におかれましては、こうした深刻な状況をご理解いただき、一日も早い災害復興に向け特段のご支援を賜りますよう強くお願い申し上げます。

平成12年10月

I 被災県民の生活支援に向けて

1 住宅金融公庫の融資制度等の特例措置について（建設省）

住宅金融公庫の災害復興住宅融資制度の早期適用及び既借入者に対する償還猶予等の新たな措置をお願いします。

2 災害援護資金の融資条件の緩和について（厚生省）

災害援護資金の融資限度額の増額、貸付利率の引き下げをお願いします。

3 生活福祉資金の融資条件の緩和及び小口資金貸付制度の創設について（厚生省）

生活福祉資金の融資限度額の増額、貸付利率の引き下げを行うとともに、一定の要件を満たす場合には低所得者以外に対しても特例的に小口貸付を行えるよう、特段のご配慮をお願いします。

II 県土の早期復旧に向けて

1 激甚災害指定について（国土庁）

今回の鳥取県西部地震を「災害対策基本法」に規定する激甚災害に指定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の早期適用をお願いします。

2 災害復旧事業の促進について

下記の災害復旧事業の促進について特段のご配慮をお願いします。

(1) 農地・農業用施設災害、林道施設災害、林地災害の早期復旧（農林水産省）

(2) 日本海一の境漁港の被災施設の早期復旧と県営市場施設を災害復旧事業対象として追加又は緊急支援措置の実施（農林水産省）

(3) 公共土木施設等の災害復旧事業の促進（運輸省・建設省）

① 国道180号・重要港湾境港などの道路、港湾、河川、砂防、下水道等の公共土木施設に対する国庫補助制度の拡充や予算の確保及び重点配分

② 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害箇所に対する、国庫補助率の引き上げ、受益者負担金の撤廃などの制度改正及び災害関連緊急事業としての採択

(4) 国の全額負担による美保飛行場（米子空港）の早期復旧（運輸省・防衛庁）

(5) 公営企業会計で整備している野積場等の災害復旧事業について交付税措置のある災害復旧事業債の創設（運輸省・自治省）

(6) 既設公営住宅復旧事業の補助対象の拡大（建設省）

(7) 工業用水道事業費（災害復旧）補助金の採択基準の緩和等（通商産業省）

(8) 学校施設災害復旧事業等の促進（文部省）

(9) 文化財被害の早期復旧への支援（文部省）

(10) 水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業に係る特例措置の創設（厚生省）

(11) 社会福祉施設災害復旧事業の促進（厚生省）

(12) 保健衛生施設等災害復旧事業の促進（厚生省）

(13) 医療施設等災害復旧事業の促進（厚生省）

(14) 自然公園施設の災害復旧工事の採択（環境庁）

3 災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について（厚生省）

災害廃棄物処理に対する国庫補助制度の特例措置について、特段のご配慮をお願いします。

Ⅲ 産業支援と雇用の確保に向けて

1 埋立造成地の液状化対策に係る助成制度の創設について（通商産業省）

既に進出している企業者等に対する液状化災害の復旧及び今後進出してくる企業者等に対する液状化災害予防対策について、助成制度を創設していただくようお願いします。

2 漁業者及び流通業者並びに水産加工業者への緊急支援措置について（農林水産省）

漁業者及び流通業者の減収等と水産加工業者の施設設備の補修・復旧・補償等に対応するための無利子資金、無担保保証制度の創設など緊急支援措置をお願いします。

3 被災地域内の雇用安定対策について（労働省）

被災地域内での雇用安定を図るため、次の措置など各種支援策をお願いします。

(1) 事業所に対する雇用調整助成金制度の適用

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給対象の拡大等

(3) 被災地域の事業所に対する生涯能力開発給付金の支給申請の期間や労働保険料の納付期限の延長等

4 天災融資法の適用について（農林水産省）

天災融資法の適用について、特段のご配慮をお願いします。

5 制度資金等の適時・円滑な運用について（通商産業省・厚生省・農林水産省）

被災事業者の事業が円滑に行われるよう政府系金融機関の制度資金の充実、融資条件の緩和、中小企業信用保険法の保険料率の引き下げ、保証限度額の別枠の設定等の特例措置の実施など、被害の実態を十分に踏まえた制度資金等の運用について特段のご配慮をお願いします。

6 観光関係事業者に対する支援について（運輸省）

観光事業者に対する支援制度等の創設や被災地のイメージアップなどのための観光キャンペーン等観光振興復旧策への支援について特段のご配慮をお願いします。

Ⅳ 地震災害対策の強化に向けて

震度情報の迅速な発表について（自治省、運輸省、科学技術庁）

迅速的確な地震対策を確保し、住民の不安を解消するため、全市町村について震度が発表されるよう、震度計の整備など特段のご配慮をお願いします。

Ⅴ 財政支援

地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政支援措置について（自治省）

災害復旧事業・災害救援活動等の実施には莫大な費用が見込まれ、県及び被災市町村の財政が著しく圧迫されることになることから、県及び市町村に対する財政支援として、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

- (1) 災害救援、災害復旧等の特別の財政需要の特別交付税の算定における十分な措置
- (2) 役場庁舎等の災害復旧事業の財源となる地方債の要望額確保、交付税措置の充実、早期許可
- (3) 普通交付税の繰り上げ交付

2 第2回要望（震災復興に向けた新制度の要望）

緊急要望に続き、地震災害の復興に向けた新たな支援制度の創設や現行制度の改善について、知事が関係省庁等に対して要望を行った。

期 日：平成12年10月30日～31日

（31日は、西部地区の市町村長が同席）

要 望 先：国土庁、農林水産省、運輸省、建設省、防衛庁、防衛施設庁、自民党役員、
県選出国會議員 他

要望内容

鳥取県西部地震に関する緊急要望 －震災復興に向けた新制度の要望－

今回の鳥取県西部地震からの復興に向けた国の支援につきましては、さきに「鳥取県西部地震に関する緊急要望」としてお願いしたところであり、当県といたしましても、現在、各種の支援制度も活用しながら、関係者が一丸となり総力をあげて災害復興に取り組んでいるところであります。

しかし、このたびの被災地の多くは中山間地にあり、これらの地域は県内でも有数の高齢化率の高い地域であるうえに、その財政基盤も脆弱であります。そのため地域の存立基盤を確保するためにも一層の支援が必要となっております。

とりわけ、冬季を前にして高齢被災者の生活基盤である住宅再建は最優先の課題であります。現状では、今後の生活に不安を感じ、地域から住民が流出していくおそれさえあります。

国におかれましては、こうした状況を御賢察いただき、多くの高齢者を含む被災住民の生活再建のための新たな支援制度を創設していただくとともに、激甚災害の指定基準の改正など現行制度の一層の改善に向け、特段の御配慮を賜りますよう強くお願い申し上げます。

平成12年10月

鳥取県知事 片山善博

- I 被災県民の生活支援等に向けた新制度の創設
- 1 住宅関係施策の充実について（国土庁・自治省・建設省）

今回の地震によって中山間地を中心に大きな打撃を受けました。

これらの地域では高齢者率も高く、生活基盤として大切な住宅の再建が困難を極めるなど、深刻な状況が生じており、このままでは、被災者が町外に流失し地域の存立すら危うくなる恐れもあります。

このため、当県では被災地の力強い復興を願い、止むを得ざる措置として、次のような特例的な支援措置を独自に措置したところであります。

ついては、国においてもこの取り組みを全面的にご支援いただきますようお願いいたします。

併せて、国による住宅再建支援制度の早期確立について、特段のご配慮をお願いいたします。

(1) 住宅復興補助金（交付主体は市町村）

- ① 被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する一の建物の建設又は補修を行う者に対し、補助金を交付する
- ② 崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼす恐れのある損壊した石垣・擁壁等を補修した者に対し、補助金を交付する

(2) 利子補給・融資

- ① 住宅金融公庫等災害復興住宅融資への利子補給
融資を受ける者に対し、当初6年間は利息が0パーセントとなるよう県が利子補給を行う
- ② 鳥取県災害復興住宅建設資金の融資
住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、県が上乘せして低利融資を行う

2 民間建築士等の活動に対する補助制度の創設について（国土庁・厚生省・建設省）

被災県民の生活支援に伴い、次の業務を実施する民間建築士等の活動に要する経費に対して、補助制度を創設していただくようお願いいたします。

- (1) 余震による二次災害防止のために行う被災建築物の応急危険度判定に要する経費
- (2) 余震による二次災害防止のために行う被災住宅の石垣・擁壁等の危険度調査に要する経費
- (3) 被災証明の発行に係る技術支援として行う被災家屋の調査に要する経費
- (4) 建物の安全性の確認、補強費用の見積り、工務店の仲介等の住宅相談に要する経費

3 漁業者及び流通業者並びに水産加工業者への緊急支援措置について（農林水産省）

漁業者及び流通業者の減収等と水産加工業者の施設設備の補修・復旧・補償等に対応するための無利子資金、信用保険制度における無担保保険の創設など、緊急支援措置について特段のご配慮をお願いいたします。

4 埋立造成地の液状化対策に係る助成制度の創設について（通商産業省）

既に進出している企業者等に対する液状化災害の復旧及び今後進出する企業者等に対する液状化災害予防対策について、助成制度を創設していただくようお願いいたします。

II 震災復興に向けた現行制度の改善

1 激甚災害の指定基準の改正について（国土庁）

今回のような都道府県単位の局地的な災害についても、都道府県単位で激甚災害の指定が受けられるよう、実情に即した指定基準の改正について、特段のご配慮をお願いいたします。

2 災害公営住宅整備事業の採択要件の緩和について（建設省）

災害公営住宅整備事業の採択要件については全国一律となっておりますが、中山間地等における地域の実情にあわせ、被災者生活再建支援制度に準じた要件にさせていただくようお願いします。

3 土砂災害復旧事業に対する補助制度の充実について（建設省）

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害箇所に対する国庫補助率の引き上げ、受益者負担金の撤廃及び採択基準の緩和など、補助制度の改正について特段のご配慮をお願いします。

4 災害復旧事業債の創設について（運輸省・自治省）

境港などの港湾施設の災害復旧にあたっては、公営企業会計で整備している野積場等の復旧事業についても、地方交付税措置のある災害復旧事業債を創設していただくようお願いします。

5 公共土木施設災害復旧事業対象施設の拡大について（運輸省）

港湾緑地の災害復旧にあたっては、岸壁など他の港湾施設と同様に、公共土木施設災害復旧事業の対象施設としていただくようお願いします。

6 不動産取得税、固定資産税等の特例措置について（自治省）

地震により滅失又は損壊した家屋等の所有者が、それに代わる家屋を取得した場合等における不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税について、次の特例措置を講じられるようお願いします。（阪神・淡路大震災時に適用）

(1) 代替家屋の取得に係る不動産取得税の特例措置

(2) 代替家屋及び償却資産の取得に係る固定資産税の特例措置

(3) 滅失又は損壊した家屋の敷地を住宅用土地としてみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置

7 災害復旧事業債の算定について（自治省）

被災した市町村の負担軽減を図るため、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

(1) 災害復旧事業債の額は、実情に応じた単価や面積により算出すること

(2) 償還期限の10年を15年に延長すること（阪神・淡路大震災時に適用）

8 建て替えが必要となった公共施設に係る地方債の繰上償還の免除について（自治省）

起債で整備した公共施設が地震により建て替えが必要となった場合には、繰上償還を免除していただくようお願いします。

9 災害等緊急時における農振除外及び農地転用手続きの迅速化について（農林水産省）

被災住民の住宅や事業所等の復旧に緊急を要する場合は、農地転用許可の正式手続きは事後処理できるものとし、農業委員会が転用申請書を適当と判断し、受理した段階で住宅等の建設着手を認めることができるようにするなど、農振除外や農地転用手続きの迅速化について、特段のご配慮をお願いします。

10 県営市場施設を災害復旧事業対象として追加することについて（農林水産省）

県営境港水産物市場を災害復旧事業費の国庫補助制度に追加していただくようお願いします。

11 市町村、農協等が所有する農林業関係施設をすべて災害復旧事業の対象とすることについて（農林水産省）

農業構造改善事業で整備した施設のうち、暫定法の適用対象とならないものについて、阪神・淡

路大震災時に講じられた特別措置を、すべての農林業関係施設について実施していただくようお願いいたします。

12 中海干拓地の農業用施設等の災害復旧における支援について（農林水産省）

国営中海干拓事業で造成された、弓浜及び彦名両干拓農地の早期復旧について、特段のご配慮をお願いいたします。

13 工業用水道事業費（災害復旧）補助金の採択基準の緩和等について（通商産業省）

工業用水道事業の経営を圧迫することのないよう、採択基準の緩和について、特段のご配慮をお願いいたします。

14 災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について（厚生省）

半壊家屋の解体に要する経費についても、補助対象としていただくようお願いいたします。

15 水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業に係る特例措置について（厚生省）

水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業について、補助率の引き上げ（阪神・淡路大震災時に適用）等、特段のご配慮をお願いいたします。

Ⅲ その他、地域の実情に合わせた現行制度の改善等

1 既設公営住宅復旧事業の補助対象の拡大について（建設省）

敷地地盤の隆起、沈下による外構施設の損壊等が多数発生しており、これら公営住宅（改良住宅を含む）の敷地及び外構施設の復旧を補助対象事業としていただくようお願いいたします。

2 住宅新築資金等貸付助成事業の特例措置について（建設省）

住宅新築資金等貸付事業により建築・改修された住宅が全半壊した場合、被災者に対し市町村が実施する償還金の減免措置及び償還猶予について、住宅新築資金貸付助成事業の適用（阪神・淡路大震災時に適用）をお願いいたします。

3 観光関係事業者に対する支援について（運輸省）

観光事業者に対する支援制度等の創設や被災地のイメージアップなどのために行う観光キャンペーン等の観光振興復旧策への支援について、特段のご配慮をお願いいたします。

4 融資制度の適時・円滑な運用について（通商産業省・農林水産省）

被災事業者の事業が円滑に行われるよう政府系金融機関の制度資金の充実、既存債務の償還期間の延長、融資条件の緩和、中小企業信用保険法によるてん補率の引き上げ、保証限度額の別枠の設定等の特例措置の実施など、被害の実態を十分に踏まえた融資制度の運用について、特段のご配慮をお願いいたします。

5 事業協同組合の共同施設の災害復旧事業への支援について（通商産業省）

被災地内の事業協同組合の事業が円滑に行われるよう、当該組合が行う共同施設の災害復旧事業に対し、被害の実態を踏まえた支援制度を創設していただきますようお願いいたします。

6 被災地域内の雇用安定対策について（労働省）

被災地域内での雇用安定を図るため、次の措置など各種支援策をお願いいたします。

(1) 事業所に対する雇用調整助成金制度の適用

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給対象の拡大等

7 査定設計委託費に対する補助制度の拡充について（農林水産省・運輸省・建設省）

被災した施設の早期復旧のため、査定設計委託費に対する次の補助制度の拡充について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 農地・農業用施設・林道施設・公共土木施設（道路、港湾、河川、砂防、下水道等）の査定設計委託費について、激甚災害と同様に一般災害も補助対象とすること
- (2) 査定設計委託費に対する補助対象経費について、算定率を引き上げること
- (3) 農村生活環境施設（集落排水施設、農村公園施設、交流施設等）の査定設計委託費について、補助対象とすること

8 被災地住民への健康・福祉相談活動に係る支援制度の創設について（厚生省）

障害者や高齢者、幼児等への健康・福祉相談や巡回訪問活動への支援制度を創設していただくようお願いいたします。

9 災害援護資金及び生活福祉資金の融資条件の緩和について（厚生省）

災害援護資金及び生活福祉資金（災害援護資金）の融資限度額の増額、貸付利率の引き下げをお願いします。

10 社会福祉施設、保健衛生施設及び医療施設災害復旧事業の促進について（厚生省）

社会福祉施設、保健衛生施設の災害復旧事業については、必要な予算額の確保をお願いするとともに、医療施設（社会福祉法人・恩賜財団済生会支部鳥取県済生会境港総合病院）の災害復旧事業については、補助率の引き上げ（阪神・淡路大震災時に適用）について、特段のご配慮をお願いします。

11 国登録文化財の修理に対する特例措置について（文部省）

国登録文化財の修理については、現行制度では設計監理料しか補助対象とされていないので、特例措置として、復旧に要する工事費も補助対象としていただくようお願いいたします。

12 心のケアが必要な児童・生徒に対応するためのスクールカウンセラーの配置要件の緩和について（文部省）

震災後の児童生徒の心のケアのため、地域の実情に応じたスクールカウンセラーの配置が可能となるよう、制度の拡充と資格要件の緩和について、特段のご配慮をお願いします。

13 公立学校施設の災害復旧について（文部省）

公立学校施設の災害復旧に当たっては、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

- (1) 工事の実施設計及び工事監理に要する経費を全額補助対象とすること
- (2) 実施単価にあわせて補助金を交付すること

14 鳥取大学医学部の救急体制の一層の充実について（文部省）

震災直後から、鳥取大学医学部附属病院の全面的な協力のもとで、災害時の救急医療が円滑に行われたところですが、今後一層の充実を図っていただくようお願いいたします。

注：番号にアンダーラインのある項目については、先に一度要望しています。

3 第3回要望

地震災害の復興に向け、更に国の支援を必要とする事項について、知事及び県議会議長等が主要事業の要望と併せて、関係省庁に対し要望を行った。

期 日 平成12年11月16日

要望先 大蔵省、厚生省

要望内容

要 望 書

工業用水道事業費(災害復旧)補助金の採択基準の緩和等について

今回の鳥取県西部地震により、日野川工業用水道の給水区域である米子市及び境港市で多くの漏水が確認され、すでに復旧工事に着手しているところでもあります。

しかしながら、工業用水道事業費補助金の補助採択基準は、補助対象事業費が本復旧費2億円以上のものであることとされています。

つきましては、この採択基準の緩和等について、格別の御配慮をお願いします。

記

- 1 補助採択枠の確保
- 2 採択基準の緩和(本復旧費2億円以上→1億円以上)

平成12年11月16日

鳥取県知事 片山善博
鳥取県議会議長 廣江 式

要 望 書

災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について

今回の鳥取県西部地震では、米子市、境港市、西伯町、日野町などにおいて、多くの家屋や施設が被害を被り、木くずやがれき類など多量の廃棄物が排出されており、それらの処理経費も相当額を要することが見込まれます。

一方、現行の災害廃棄物処理事業費国庫補助制度では、現実には人が住むことができず、修理も不可能であるため解体せざるを得ない半壊した家屋の解体に要する経費が補助対象となっておらず、被災市町村はその財源確保に苦慮しています。

つきましては、1日も早い復興に向け、下記の事項について格別の御配慮をお願いします。

記

半壊家屋の解体に要する経費についても、災害廃棄物処理事業の補助対象とすること。

平成12年11月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県議会議長 廣江 式

4 お 礼

補正予算に震災復興関係が盛り込まれたため、知事が関係省庁にお礼を行った。

期 日：平成12年11月28日

お 礼 先：内閣総理大臣、国土庁、自治省、消防庁、厚生省、運輸省、建設省、
農林水産省、文部省、労働省、通商産業省、防衛庁、自民党役員 他

お礼内容

お 礼

このたびの鳥取県西部地震では、政府におかれましては、地震発生直後から迅速かつ適切な対策を講じていただき誠にありがとうございます。

さらに、今回の補正予算において、鳥取県西部地震からの早期復興に向け格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在当県では、「元気な鳥取県」を全国に発信しながら、一日も早い県土復興に全力を挙げて取り組んでおります。

政府におかれましても、引き続き、震災復興に向け特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成12年11月28日

鳥取県知事 片山善博

第2節 各部局による要望活動

○自治省への要望（市町村振興課関係）

- 1 年月日：平成12年10月30日、11月13日
- 2 要望者：市町村振興課長 他
- 3 要望先：自治省 地方債課
- 4 内 容：災害復旧事業債の算定について

○厚生労働省等への要望（福祉保健部関係）

- 1 年月日：平成12年10月25日
- 2 要望者：福祉保健部長
- 3 要望先：厚生省 社会・援護局 保護課
 - ゝ 地域福祉課
 - ゝ 施設人材課
 - ゝ 児童家庭局 企画課
 - ゝ 健康政策局 指導課文部省 高等教育局 医学教育課

4 内容

- ① 災害救助法の適用についてのお礼
- ② 被災県民の生活支援に向けた新制度の創設
 - (1) 被災地住民への健康・福祉相談活動に係る支援制度の創設について
- ③ 地域の実情に合わせた現行制度の改良
 - (1) 制度資金等の適時・円滑な運用について
 - (2) 災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について
 - (3) 水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業に係る特例措置について
 - (4) 災害援護資金及び生活福祉資金の融資条件の緩和について
 - (5) 社会福祉施設、保健衛生施設及び医療施設災害復旧事業の促進について
 - (6) 災害時医療体制の強化について

第6章 予 算

鳥取県西部地震対策予算については、平成12年10月10日付けで、早急に対応する必要があるものについて、知事専決処分により補正予算を編成した。また、本格的な災害復旧経費については、11月に臨時議会を開催し、また、その後の定例会においても災害復旧、復興のための予算を編成した。

平成12年度

(単位：百万円)

| | 予 算 額 | 主 な 事 業 | |
|---------------|--------|---|---|
| 10月補正 (専決) | 5,000 | 農林水産施設災害復旧費 土木施設応急復旧費 救援対策費 | 1,300 1,000 800 |
| 11月補正 | 27,939 | 被災者向け住宅復興補助金 震災対策商工業復興支援緊急対策事業 農林水産施設災害復旧事業 土木施設災害復旧事業 市町村資金貸付基金繰出金 | 4,000 2,650 3,495 7,327 8,000 |
| 12月補正 | 1,768 | 被災者向け住宅復興補助金 農林水産施設災害復旧事業 土木施設災害復旧事業 地域材利用施設整備促進対策費 | 150 1,113 100 350 |
| 2月補正 | 517 | 被災家屋等解体支援事業 大沢川被災家屋等復興特別対策事業 農林水産施設災害復旧事業 土木施設災害復旧事業 被災者向け住宅復興補助金 (減額相当分については平成13年度当初予算に計上済) | 730 606 600 1,560 △ 2,509 |
| 合 計 | 35,224 | | |

平成13年度

| | 予 算 額 | 主 な 事 業 | |
|------|--------|--|--------------------------------|
| 当初予算 | 17,076 | 被災者向け住宅復興補助金 制度金融費(地震対策分) 農林水産施設災害復旧事業 土木施設災害復旧事業 | 4,523 5,597 991 2,515 |
| 総 計 | 52,300 | | |

第7章 復旧事業の応援体制

災害の早期復旧を図るため、被災関係地方機関に職員を派遣するとともに、甚大な被害を受けた町村等へも職員を派遣した。

派遣人員、期間等は下表のとおりである。

(単位：人)

| 派遣期間 | 県地方機関への応援 | | | 町村等への応援 | | |
|---------------------|--|--|------|--|------------------|------|
| | 応援先 | 応援元(内訳) | 応援人数 | 応援先 | 応援元(内訳) | 応援人数 |
| H12.10.10～H12.12.31 | 根雨土木事務所 | 道路課1、都市計画課1 砂防利水課1、鳥取土木1 郡家土木1、倉吉土木1 | 6 | | | |
| H12.10.12～H12.12.31 | | | | 境港管理組合 | 港湾課1、河川課1 | 2 |
| H12.10.16～H12.12.31 | | | | 西伯町 | 港湾課1、郡家土木1 | 2 |
| | | | | 日野町 | 鳥取土木1、倉吉土木1 | 2 |
| H12.10.23～H12.11.17 | | | | 西伯町 | 林務課1、八頭振興1 | 2 |
| H12.10.23～H12.12.15 | | | | 西伯町 | 林業試験場1 | 1 |
| H12.11.1～H12.12.31 | | | | 西伯町 | 倉吉振興1 | 1 |
| H12.11.1～H13.3.31 | | | | 西伯町 | 市町村振興課1 鳥取振興1 | 2 |
| H12.11.20～H12.12.15 | | | | 西伯町 | 森林保全課1、八頭振興1 | 2 |
| H13.1.1～H13.3.31 | | | | 西伯町 | 鳥取振興1 | 1 |
| | | | | 境港管理組合 | 鳥取土木1 | 1 |
| | 米子土木事務所 | 砂防利水課1、港湾課1 | 2 | | | |
| | 根雨土木事務所 | 道路課2、河川課1 郡家土木1、倉吉土木1 | 5 | | | |
| H13.4.1～H14.3.31 | | | | 西伯町 | 市町村振興課1 | 1 |
| H13.4.9～H13.6.30 | | | | 境港管理組合 | 郡家土木1 | 1 |
| | 日野総合事務所県土整備局 | 管理課1、道路課1 河川砂防課1 | 3 | | | |
| H13.4.23～H13.6.30 | 日野総合事務所県土整備局 | 都市計画課1 | 1 | | | |
| 計 | ○応援先内訳 〔米子土木事務所 2〕 〔日野総合事務所 15〕 〔(根雨土木事務所含む)〕 | | 17 | ○応援先内訳 〔西伯町 12、日野町 2〕 〔境港管理組合 4〕 | | 18 |

備考

- 1 県地方機関への応援は兼務発令による。
- 2 町村等への応援は地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく派遣発令による。

また、上記以外にも、災害直後の復旧支援等のため、多数の職員を被災地に派遣した。

応援先、延べ人数は次の表のとおりである。

1 市町村等への応援

(単位：人)

| 応 援 先 | 延べ人数 |
|-----------|-------|
| 米 子 市 | 43 |
| 境 港 市 | 24 |
| 西 伯 町 | 539 |
| 会 見 町 | 205 |
| 岸 本 町 | 53 |
| 日 吉 津 村 | 28 |
| 淀 江 町 | 1 |
| 名 和 町 | 1 |
| 日 南 町 | 13 |
| 日 野 町 | 672 |
| 江 府 町 | 84 |
| 溝 口 町 | 253 |
| 西部市町村一円 | 8 |
| 日 野 郡 一 円 | 21 |
| 境港管理組合 | 16 |
| 計 | 1,961 |

2 県地方機関への応援

(単位：人)

| 応 援 先 | 延べ人数 |
|----------------|------|
| 西部県民局 | 24 |
| 西部健康福祉センター | 7 |
| 西部健康福祉センター(日野) | 5 |
| 米子地方農林振興局 | 101 |
| 日野地方農林振興局 | 154 |
| 米子土木事務所 | 76 |
| 根雨土木事務所 | 92 |
| 企業局西部事務所等 | 35 |
| 教育委員会西部事務所等 | 69 |
| 計 | 563 |

第8章 激甚災害指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく「平成12年の鳥取県西部地震」にかかる、激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置については、平成13年3月9日の閣議において決定し、3月14日に公布された。

これにより、本県では、下記の市町村が適用の区域となり、特別の財政援助等が行われることとなった。

| 市町村名 | 公共土木施設等 ※1 | 農地等 ※2 | 農林水産業共同 利用施設 ※3 |
|------|---------------|-----------|--------------------|
| 米子市 | | ○ | |
| 境港市 | | ○ | ○ |
| 西伯町 | ○ | ○ | |
| 会見町 | ○ | ○ | ○ |
| 日吉津村 | | ○ | |
| 日野町 | ○ | ○ | ○ |
| 江府町 | | ○ | ○ |
| 溝口町 | | ○ | ○ |

※1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設、公立学校等の災害復旧事業について、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等に基づく通常为国庫補助の嵩上げ

※2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置

農地、農業用施設、林道の災害復旧事業について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく通常为国庫補助の嵩上げ

※3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

農協、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常为国庫補助の嵩上げ

第9章 被害の査定

鳥取県西部地震災害に係る国の査定は、次の日程等を実施された。

1 農地・農業用施設等（農林水産部）

(1) 耕地関係

日程：平成12年11月27日～12月26日

班編成：9班

(2) 林道関係

日程：平成12年11月13日～12月15日

班編成：3班

(3) 水産関係

日程：平成12年12月19日

班編成：1班

(4) 漁港関係

日程：平成12年12月18日～12月21日

班編成：1班

2 公共土木施設（土木部）

(1) 河川・砂防・急傾斜地・道路・橋梁関係

(1次査定)

日程：11月20日（月）～24日（金）

班数：6班

(2次査定)

日程：12月4日（月）～8日（金）

班数：6班

(3次査定)

日程：12月18日（月）～22日（金）

班数：5班

(2) 港湾関係

(1次査定)

日程：12月4日（月）～6日（水）

班数：2班

(2次査定)

日程：12月11日（月）～15日（金）

班数：2班

3 公園・下水道関係

(1次査定)

日程：12月4日(月)～8日(金)

班数：1班

(2次査定)

日程：12月25日(月)～28日(木)

班数：3班

第10章 公共土木施設の復旧

災害発生後、被害状況の把握を至急行い、早期復旧に向けて、年内に災害査定を行う計画を立て、準備を行ったが、その後の余震で被害が増大する事態もあり、被害状況の把握、災害査定的设计書作成等において、苦慮することが多かった。

なお、被害状況の把握、災害査定の準備を行うにあたり、県では被害の大きかった西部の市町村を含めた関係機関に技術職員を派遣し、早期復旧を行う体制を図り、また、コンサルタントをはじめとした建設業界も災害の早期復旧に向けた体制を整えた。

災害査定は、11月20日から第7次まで延べ25班を投入し、12月28日に終了した。

災害復旧の計画として、平成14年3月末までに、約95%の復旧計画としており、災害査定終了後、平成13年の年明け1月下旬から順次、工事発注を始め、平成13年6月末現在で、発注率が約94.7%で、工事進捗率が発注額に対して約36%となっている。

第1節 河 川

河川については、市町村を含めた51箇所5億1千万円の河川災害復旧事業を実施することになっているが、会見町市山地内の朝鍋川において被害をうけた区間は、河道が狭小で蛇行しており、流下能力が不足していることから、洪水等による再度災害を防止するため、河幅を広げる改良復旧を行うこととした。

(下表 単独災害関連事業)

単独災害関連事業

| | | |
|---------|--|------------|
| 河 川 名 | 一級河川日野川水系朝鍋川 | |
| 地 名 | 会見町市山 | |
| 事 業 主 体 | 鳥取県 | |
| 施 行 延 長 | L=117m (うち災害復旧延長L=14.7m) | |
| 主 要 工 種 | 護岸工、落差工、堤外水路工 | |
| 事 業 費 | 209,400 千円 | |
| 内 訳 | 災 害 費 | 23,168 千円 |
| | 関 連 費 | 186,232 千円 |
| 改 良 概 要 | 河道の狭小及び蛇行により、流下能力の不足を解消するため、河道法線の是正と、河幅の河幅の拡幅を行う | |

第2節 道路及び橋梁

地震直後より、全面通行止め・片側交互通行等の交通規制を実施したが、地震直後は混乱した状況下であり、地震後数日を経過してから交通規制を実施した箇所もある。

早急に交通規制の緩和をするため、災害査定前に崩落土砂の撤去及び、仮舗装等による応急工事を行い、交通確保を行っていった。

交通確保の経過については次のようであった。

第1次緊急輸送道路である国道等は、比較的被災が軽微であったので応急工事で対応可能な箇所を震災後約1週間程度で交通を確保し、10月14日時点で片側交互通行のみ8箇所（全面通行止めは無し）となった。その他の地方道等についても、対応可能な箇所を震災後約3週間程度で交通を確保し、10月27日時点で全面通行止め5箇所、片側交互通行11箇所となった。

さらに、度重なる余震や平成12年10月31日～11月2日の豪雨により、地震の影響で地盤のゆるみ等が発生していた箇所において地盤の変状が増大し、落石・土砂崩落等が発生したため、新たに交通規制を実施した。このことは、地震後の2次災害への留意が重要であることを示す事象である。

これらの箇所についても、震災後と同様に順次交通の確保を行った。

道路の規制状況（箇所数）

| 月 日 | 全面通行止め | | | 片側通行止め | | | 大型車通行止め | | |
|------------|---------|----|----|--------|----|----|---------|----|----|
| | 国道 | 県道 | 市道 | 国道 | 県道 | 市道 | 国道 | 県道 | 市道 |
| 10.6 | 鳥取県西部地震 | | | | | | | | |
| 10.7 | 4 | 8 | 2 | 5 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 10.14 | 0 | 7 | 0 | 8 | 12 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 10.27 | 0 | 5 | 0 | 9 | 11 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 10.31～11.2 | 集中豪雨 | | | | | | | | |
| 11.3 | 4 | 9 | 1 | 9 | 10 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 11.11 | 0 | 5 | 0 | 13 | 12 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 1.12 | 0 | 3 | 0 | 9 | 11 | 0 | 0 | 1 | 0 |

道路と橋梁については、市町村を含めて514箇所、77億6千万円の災害復旧事業を実施することになっているが、県道3箇所、市道1箇所において、被害が激甚でしかも広範囲に渡っている道路について、この災害箇所と一連の効用を発揮するため未災箇所を含めて一定計画のもとに改良復旧することで、再度災害を防止する改良事業を実施することにした。

道路災害関連事業について

| | | | | | |
|---------------|---|----------------------|-------------------------------|--|------------|
| 路線名 | 一般国道 180号 | 一般国道 181号 | 一般県道菅 沢日野線 | 市道 住吉14号線 旗ヶ崎団地2号線 旗ヶ崎団地4号線 | |
| 地名 | 日野町本郷 | 溝口町宮原 | 日野町久住 | 米子市旗ヶ崎 | |
| 事業主体 | 鳥 取 県 | | | 米子市 | |
| 道路幅員 (m) | 車道 3.0×2車線 歩道 2.5 | 車道 3.0×2車線 歩道 3.5 | 車道 2.0×2車線 | 車道 3.0~7.0 | |
| 主要工種 | 法面工、擁壁工 舗装工 | 路体盛土、法面工 擁壁工、舗装工 | 補強盛土工、 法面工、舗装工 | 矢板護岸工、 擁壁工、舗装工 | |
| 事業費 | 788,015 千円 | 141,225 千円 | 399,770 千円 | 345,120 千円 | |
| 内 訳 | 災害費 | 388,920 千円 | 97,900 千円 | 211,082 千円 | 252,742 千円 |
| | 関連費 | 399,095 千円 | 43,325 千円 | 188,688 千円 | 92,378 千円 |
| 改良概要 | 被災部分に隣接した脆弱施設（法面、擁壁）の補強、道路構造令の規格に合わせ、道路法線の線形改良及び前後の既設歩道に合わせて歩道を設置 | 道路構造令の規格に合わせ、自歩道を設置 | 道路構造令の規格に合わせ、道路幅員の拡幅、線形改良等を行う | 被災部分に隣接した脆弱施設（矢板護岸、擁壁、舗装）の補強、本路線で進めてきた環境整備に合わせ、環境保全型ブロックを擁壁として設置 | |

一般国道180号の日野町本郷2号における舗装復旧



被災状況



復旧後

第3節 砂防、急傾斜地施設

砂防設備23箇所、急傾斜地崩壊防止施設3箇所について災害復旧事業を実施することとした。

なお、災害復旧事業の他、緊急的に施行を必要とする箇所においては、災害関連緊急事業を実施することとした。

○災害関連緊急砂防事業

山腹部に堆積した大量の流出土砂があり、大雨により土石流が発生する恐れがあり、二次災害が強く懸念される溪流について実施。

○災害関連緊急地すべり対策事業

地すべり現象が地震により活発となり、危険度が増したため、経済上、民生安定上放置しがたい箇所について実施。

○災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

民家直近の斜面に崩壊が発生し、放置すれば次期降雨等により被害を与える恐れがある箇所について実施。

災害関連緊急事業箇所

(単位：千円)

| 事業名 | 事業地区等 | 事業箇所 | 事業費 | 主要工種 |
|------------------|-------|--------|---------|------------------|
| 災害関連緊急砂防事業 | 檜谷川 | 日野町本郷 | 276,000 | 砂防堰堤 |
| | 足谷川 | 日野町本郷 | 192,000 | 砂防堰堤 |
| 災害関連緊急地すべり対策事業 | 下黒坂地区 | 日野町下黒坂 | 286,000 | 集水井、横ボーリング工、鋼管杭工 |
| | 榎市地区 | 日野町榎市 | 321,000 | 集水井、横ボーリング工、鋼管杭工 |
| | 別所地区 | 日野町別所 | 297,000 | 集水井、横ボーリング工、鋼管杭工 |
| 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 | 上細見地区 | 岸本町上細見 | 60,000 | 法砕工 |
| | 尚徳地区 | 米子市青木 | 48,000 | 法砕工、擁壁工 |

第4節 港湾施設

港湾施設の被害は米子港21箇所、境港35箇所の計56箇所、38億1,900万円である。

そのほか公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない緑地施設の被害が境港で5箇所、また貨物の荷捌きや一時仮置きのために使用する野積場等にも多数の被害が生じた。

このため、境港では竹内南地区夢みなと緑地をはじめとする港湾緑地の復旧にあたっては、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業により復旧を行うこととした。

また、野積場等の復旧にあたっては公営企業災害復旧事業により復旧を行うこととした。

災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業及び公営企業災害復旧事業

| 事業名 | 港名 | 施設名 | 件数 | 事業費 | 主な被災施設 |
|--------------------|-----|---------------------------|----|---------|---|
| 災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業 | 境港 | 緑地 | 5 | 225,350 | (竹内地区) 竹内緑地水路護岸 (竹内南地区) 夢みなと緑地 |
| 公営企業災害復旧事業 | 米子港 | 野積場 | 6 | 126,685 | (旗ヶ崎地区) 1号～6号野積場 |
| | 境港 | 上屋 マリーナ ヤード 野積場等 | 18 | 459,401 | (昭和南地区) 外港6号上屋 (竹内南地区) 境港公共マリーナヤード (昭和南地区) 昭和南2号野積場 |

境港内 昭和町-13m岸壁の段差復旧



被災状況



復旧後

第5節 都市公園施設・街路関係

公園施設の復旧は、県で2公園、市町村で4公園（6箇所）を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき約3億2千5百万円で実施した。

各施設の復旧状況は、県事業では東郷湖羽合臨海公園の燕趙園で柱のひび割れ等、米子駅前だんだん広場では広場の亀裂の発生した平板ブロック等の原形復旧を行った。

市町村事業では、米子市湊山公園で液状化による園路等の陥没等、並びに米子城跡の石垣の崩壊等の原形復旧を行った。また、水鳥公園では、観察棟の施設及びその基礎部分の杭に亀裂が入り建物が傾くなどの影響がでたため、杭の一部を打ち直す等の処置を取った。

境港市の中浜緑地では、池に隣接する園路・親水護岸等の復旧を行った。

西伯町の西伯カントリーパークでは、駐車場・広場・園路等の原形復旧を行った。

街路施設の復旧は米子市の2箇所を、都市災害復旧事業の基本方針に基づく都市施設（街路・都市排水施設等）の災害復旧事業として約1千9百万円で実施した。

各施設の復旧状況は、米子駅前の米子駅境線で自然石舗装の復旧、また末広町の歩行者専用道道路でもレンガ舗装の復旧を行った。

第6節 下水道

下水道施設の被害については、干拓地や埋立地のような人工地盤の液状化による被災が主であった。

終末処理場では基礎杭を有しているような主要な施設には大きな被害はなく、建物周りの工業用水管や上水管の破断・その他各種配管の被災や管廊破損及び汚泥掻寄機チェーンの破損等であり下水の処理機能に致命的なダメージを与える被災はなく、仮配管・仮復旧や浸入水箇所の応急処置等の応急工事を行いこれらの被災機器の機能も数日後には復旧した。

又、汚水幹線等の被災は、米子市の後藤第一幹線の陶管施工箇所115mにおいて陶管が破損する被災があったが、その他はマンホールの浮上・マンホールブロックのクラックやズレ及び管渠のクラック・たわみ等の被災が主であり、汚水の流下が全く出来なくなった箇所は全く無かった。

応急工事については、後藤第一幹線は全応急工事を実施したが、その他の箇所については、被災調査と同時に浸入水の多い箇所等について樹脂注入工法等による応急工事を行い、本復旧については査定後に実施した。

後藤第一幹線応急工事概要

| 位 置 | 工 事 内 容 | 復 旧 金 額 |
|-----------------|---|-------------|
| 米子市博労町 ～富士見町 | 管渠復旧延長 L=115m 塩ビ管 φ200 L=115m 小型マンホール設置工 2箇所 組立マンホール 1箇所 管渠補修 2箇所 取付管布設工 51.2m | 千円 9,300 |

第7節 公営住宅

公営住宅の復旧については、国庫補助事業により復旧を行うこととなった。

(単位：千円)

| 団 地 名 | 市町村名 | 国庫査定額 | 復 旧 の 状 況 |
|----------|------|---------|---|
| 県営安倍彦名団地 | 米子市 | 17,298 | ・ インターロッキング構内舗装等外構復旧 ・ 側溝、通路部分等の勾配調整 ・ 受水槽、地中埋設上下水道等設備配管の復旧 |
| 市営安倍彦名団地 | 米子市 | 18,157 | |
| 県営永江団地 | 米子市 | 30,926 | |
| 県営内浜団地 | 米子市 | 4,635 | |
| 県営手間第一団地 | 会見町 | 4,343 | ・ 屋根瓦の復旧 (スレート瓦は銅板によるカバー工法) |
| 県営小江尾団地 | 江府町 | 1,198 | |
| 市営五千石団地 | 米子市 | 31,482 | ・ 落下した外壁はサイディングボード張替 |
| 町営こぶし団地 | 日南町 | 2,054 | |
| 県営下榎団地 | 日野町 | 19,517 | ・ 擁壁補強工事 (擁壁下端に杭を打ちコンクリートで固める工法) |
| 合 計 | | 129,610 | |

第11章 農地・農業用施設・水産施設の復旧

1 農地・農業用施設復旧計画

被害額64億9千5百万円に対し、災害査定の結果、復旧箇所は330箇所、額は36億6千5百万円となった。

県西部地域に被害が集中し、災害査定期間が年末までと決められているため、準備期間がわずかしかなかったため、県は市町村へ技術職員を派遣するとともに、土地改良事業団体連合会及びコンサルタント各社も、緊急の体制を整え、業界を挙げて市町村の要請にこたえた。

災害査定は、11月27日から第6次まで延べ9班を投入し、12月26日終了した。

平成14年3月末までに約90パーセントの復旧を目標とし、平成14年春からの営農活動への影響を最小限とするよう、効率的な復旧を進める。

2 林業関係復旧計画

(1) 治 山

被害箇所152箇所、被害額42億2千9百万円のうち、査定を受けて復旧を決定したものは26箇所、24億3千6百万円であった。

山地災害の本格的な復旧対策については、国庫補助の災害関連事業等により、早急に復旧計画を策定し、11月24日までに24億円の査定決定を受けた。

さらに、人家裏の小規模な崩壊をきめ細かく復旧するため、県単独治山事業の補助率の拡充、採択基準の緩和を図った。

復旧工事は、平成12年度から2カ年で完了する計画である。

(2) 林 道

被害箇所137箇所、被害額6億5千5百万円に対し、査定を受けた結果、復旧箇所、復旧額は70箇所、4億5千4百万円となった。

査定は、11月13日から第1回目が始まり、12月中旬までに計3回の査定を完了した。

本震災は奥地の林道の被害が多かったため、林道災害に伴う住民への被害はほとんどなかったが、民家裏の土砂撤去工事のために通行する林道や、電気通信基地の管理に利用する林道の被災箇所は、緊急に応急仮工事を行った。

13年度で全箇所を復旧する計画である。

災害復旧状況

(平成13年6月末現在)

| 工 種 | 査 定 額 | | 着 工 率 | 進 捗 率 | 備 考 |
|------------|-------|-----------|-------|-------|-----|
| | 箇所数 | 金額 (千円) | | | |
| 農地・農業用施設関係 | | | | | |
| 農 地 | 75 | 492,506 | 93.8 | 46.0 | |
| 農 業 用 施 設 | 250 | 3,058,855 | 39.8 | 59.8 | |
| 生活関連施設 | 5 | 113,284 | 93.2 | 26.5 | |
| 小 計 | 330 | 3,664,645 | 48.7 | 53.9 | |
| 林業関係 | | | | | |
| 林 道 災 害 | 70 | 453,934 | 97.1 | 42.5 | |
| 林 地 崩 壊 | 53 | 2,536,634 | 100.0 | 33.0 | 県単含 |
| 小 計 | 123 | 2,990,568 | 98.4 | 34.4 | |
| 水産関係 | | | | | |
| 漁 港 施 設 | 10 | 490,691 | 82.2 | 17.5 | |
| 小 計 | 10 | 490,691 | 82.2 | 17.5 | |
| 合 計 | 463 | 7,145,904 | 71.7 | 31.2 | |

※ 災害公共のみ

3 水産・漁業関係の被害対策

○県営境港水産物地方卸売市場

市場施設の利便を確保するため、上屋の復旧を下記の計画により、段階的に実施している。

| 時 期 | 復旧工事の内容 |
|---------------|----------------|
| H13. 1～2 | 3・4・5号上屋解体撤去工事 |
| H13. 7～H14. 2 | 3・4・5号上屋建築工事 |
| H13. 6～10 | 2号・7号上屋改修工事 |
| H14. 1～9 | 1号・3号上屋改修工事 |
| H14. 6～10 | 5号上屋改修工事 |

○漁港の復旧

境漁港以外の漁港については、平成12年度中に復旧工事を実施した。

また、境漁港については、漁業活動への影響を最小限に抑えるため、下記のとおり被災岸壁を4つに分割し、3年間かけて順次復旧することとした。

| 時 期 | 復旧工事の内容 |
|----------------|--------------|
| H13. 3～H14. 2 | 3・4・5号岸壁復旧工事 |
| H14. 1～H14. 9 | 1・3号岸壁復旧工事 |
| H14. 10～H15. 2 | 5号岸壁復旧工事 |
| H15. 3～H15. 7 | 6・7号岸壁復旧工事 |

第12章 水道施設等の復旧

第1節 上水道、簡易水道

水道施設の災害復旧に係る災害査定は、12月19日～12月21日及び1月24日～1月26日に実施され、復旧事業を行っている。

水道施設災害復旧状況

| 市町村名 | 水道名 | 査定額(千円) | 被災施設 | 進捗状況 | 事業実施期間 |
|------|------------|---------|---------------|------|-----------|
| 米子市 | 米子市上水道 | 130,450 | 配水管、配水池、ポンプ室等 | 69% | 12,13年度実施 |
| 西伯町 | 西伯町上水道 | 1,648 | 配水管 | 100% | 12年度実施 |
| | 東上簡易水道 | 2,999 | 配水管 | 100% | 12年度実施 |
| 会見町 | 会見簡易水道 | 1,751 | 配水管 | 100% | 12年度実施 |
| 日野町 | 根雨簡易水道 | 2,889 | 配水管、滅菌装置 | 100% | 12年度実施 |
| | 下榎簡易水道 | 4,573 | 配水管、導水管 | 73% | 12,13年度実施 |
| | 下黒坂簡易水道 | 1,461 | 配水管 | 100% | 12年度実施 |
| | 上菅簡易水道 | 1,586 | 配水管、送水管 | 100% | 12年度実施 |
| 溝口町 | 大内簡易水道 | 1,887 | 取水堰 | 100% | 12年度実施 |
| | 根雨原飲料水供給施設 | 41,867 | 取水井、導水管 | 100% | 12年度実施 |
| 計 | 10水道 | 191,111 | | 78% | |

第2節 工業用水道

日野川工業用水道の破損箇所については、直ちに復旧作業に着手し、補修を行った。

特に、竹内地区は液状化現象による被害箇所が多く、断水が続いたため、給水車による給水を行うとともに、早期に給水するため、一部区間について仮配水管を設置する等の応急復旧を行い、12日18時、全事業所が給水可能となった。

応急工事箇所

| 工事種別 | 工事概要 | 箇所名 |
|---------|--|---------------------------------|
| 配水管仮設 | 塩ビ管φ150mm L=250m φ100mm L=700m | 境港市 竹内団地 |
| 止水栓取付 | 止水栓 φ150mm 1箇所 φ200mm 8箇所 φ200mm 1箇所 | 境港市 竹内団地 境港市 竹内団地 米子市 三旗町 |
| 本管止水 | 外面バンド φ1000mm 2箇所 | 米子市 八幡地内 |
| 水管橋仮止水 | φ300mm 1箇所 | 境港市 竹内団地 |
| 給水 | 給水不能となった企業への臨時給水 | 境港市 竹内団地 |
| 応急工事費合計 | 34,680 (千円) | |

仮設的に復旧した箇所についても順次本復旧を行うとともに、現位置での恒久復旧が不可能な箇所については、配水管の布設替えを行った。なお、多くの漏水被害があった竹内地区は、耐震性を高めるため、配水管のループ化を行うこととし、平成13年度施工を予定している。

復旧工事箇所

| 工事種別 | 工事概要 | 箇所名 |
|---------|------------------------|---------------|
| 漏水箇所復旧 | 漏水箇所の止水 | 米子市 旗ヶ崎 他13箇所 |
| 水管橋本復旧 | 水管橋復旧 1箇所 | 境港市 竹内団地 |
| 配水本管復旧 | 配水本管布設替 φ1000mm L=210m | 米子市 八幡地内 |
| 配水支管復旧 | 配水支管布設替 φ200mm L=410m | 境港市 竹内団地 |
| 接続工事 | 止水栓取付箇所の接続復旧 7箇所 | 境港市 竹内団地 |
| 復旧工事費合計 | 115,168 (千円) | (応急工事費は含まない) |

第13章 学校教育施設・文化財等の復旧

第1節 公立学校

地震により被害を受けた学校教育施設（県立学校22校（うち1校は平成13年度繰越分あり）、市町村立（学校組合立）学校105校（うち2校は平成13年度繰越分あり））の、亀裂が入った校舎外壁の補修や破損した窓ガラスの補修等を行った。

平成13年度へ補修工事が繰り越された7校（県立学校2校、市町村立学校5校）についても、会見小学校が校舎を建て替えるなど、復旧へ向け工事が進められている。

災害復旧状況（県立学校教育施設）

（単位：千円）

| 学校名 | 施設区分 | | | | | | | 合計 C+D +E+F | |
|------------|--------|----|---------|-----|--------|----------|---------|-------------------|---------|
| | 建物 | | | | | 工作物 D | 土地 E | | 設備 F |
| | 全・半壊 A | | 補修 B | 計 C | | | | | |
| | 面積 | 金額 | | 面積 | 金額 | | | | |
| 鳥取東高等学校 | | | 568 | | 568 | | 28 | | 596 |
| 青谷高等学校 | | | 2,436 | | 2,436 | | | | 2,436 |
| 倉吉東高等学校 | | | 888 | | 888 | | | | 888 |
| 倉吉西高等学校 | | | 30 | | 30 | | | | 30 |
| 倉吉農業高等学校 | | | 1,183 | | 1,183 | | | | 1,183 |
| 倉吉産業高等学校 | | | 709 | | 709 | | | 45 | 754 |
| 倉吉工業高等学校 | | | 901 | | 901 | | | | 901 |
| 由良育英高等学校 | | | 100 | | 100 | | | | 100 |
| 赤碕高等学校 | | | 200 | | 200 | | | | 200 |
| 米子東高等学校 | | | 2,106 | | 2,106 | 596 | | 185 | 2,887 |
| 米子西高等学校 | | | 2,174 | | 2,174 | 2,601 | 1,320 | 19 | 6,114 |
| 米子南商業高等学校 | | | 1,096 | | 1,096 | | | 207 | 1,303 |
| 米子工業高等学校 | | | 349 | | 349 | | 994 | 36 | 1,379 |
| 淀江産業技術高等学校 | | | 2,323 | | 2,323 | | | 19 | 2,342 |
| 境高等学校 | | | 1,013 | | 1,013 | 704 | | 288 | 2,005 |
| 境水産高等学校 | | | 3,406 | | 3,406 | | 640 | | 4,046 |
| 境港工業高等学校 | | | 622 | | 622 | | | 777 | 1,399 |
| 根雨高等学校 | | | 7,566 | | 7,566 | | | 35 | 7,601 |
| 日野産業高等学校 | | | 746 | | 746 | 2,598 | 273 | 5,394 | 9,011 |
| 鳥取養護学校 | | | 89 | | 89 | | | | 89 |
| 皆生養護学校 | | | 1,055 | | 1,055 | | | | 1,055 |
| 米子養護学校 | | | 2,327 | | 2,327 | 90 | | | 2,417 |
| 計 22校 | | | 31,887 | | 31,887 | 6,589 | 3,255 | 7,005 | 48,736 |

災害復旧状況（市町村立（学校組合立）学校教育施設）

（単位：千円）

| 設置者 | | 施設区分 | | | | | | | 合計 C+D +E+F | |
|-------------------|------|--------|-----|---------|-----|----------|---------|---------|-------------------|---------|
| | | 建物 | | | | 工作物 D | 土地 E | 設備 F | | |
| | | 全・半壊 A | | 補修 B | 計 C | | | | | |
| 面積 | 金額 | | 面積 | | 金額 | | | | | |
| 鳥取市 | 5校 | | | 2,528 | | 2,528 | | | | 2,528 |
| 米子市 | 25校 | | | 39,607 | | 39,607 | 2,713 | 200 | | 42,520 |
| 倉吉市 | 8校 | | | 509 | | 509 | | | | 509 |
| 境港市 | 12校 | | | 49,272 | | 49,272 | 679 | | 647 | 50,598 |
| 青谷町 | 1校 | | | 3,340 | | 3,340 | | | | 3,340 |
| 東郷町 | 4校 | 8 | 898 | 1,005 | 8 | 1,903 | | | | 1,903 |
| 関金町 | 1校 | | | 3,030 | | 3,030 | 30,000 | | | 33,030 |
| 東伯町 | 2校 | | | 5,300 | | 5,300 | | | | 5,300 |
| 赤碕町 | 5校 | | | 2,040 | | 2,040 | | | | 2,040 |
| 西伯町 | 1校 | | | 2,265 | | 2,265 | | | 482 | 2,747 |
| 会見町 | 2校 | | | 3,779 | | 3,779 | | | | 3,779 |
| 岸本町 | 3校 | | | 4,406 | | 4,406 | | 1,641 | | 6,047 |
| 日吉津村 | 1校 | | | 2,986 | | 2,986 | | | | 2,986 |
| 淀江町 | 2校 | | | 4,921 | | 4,921 | 1,652 | | | 6,573 |
| 大山町 | 2校 | | | 4,382 | | 4,382 | | | | 4,382 |
| 名和町 | 4校 | | | 2,477 | | 2,477 | | | | 2,477 |
| 日南町 | 11校 | | | 18,399 | | 18,399 | 1,968 | | 80 | 20,447 |
| 日野町 | 5校 | | | 29,904 | | 29,904 | | | 531 | 30,435 |
| 江府町 | 4校 | | | 11,161 | | 11,161 | | 4,181 | | 15,342 |
| 溝口町 | 5校 | | | 15,491 | | 15,491 | 5,276 | 1,907 | 911 | 23,585 |
| 関金町 倉吉市 中学校組合 | 1校 | | | 600 | | 600 | 300 | | | 900 |
| 米子市 日吉津村 中学校組合 | 1校 | | | 100 | | 100 | | | | 100 |
| 計22市町村 | 105校 | 8 | 898 | 207,502 | 8 | 208,400 | 42,588 | 7,929 | 2,651 | 261,568 |

第2節 文化財等

被害のあった国・県指定文化財のうち、住宅の用に供されている建物で、被害の状況から早急に整備が必要な3件については平成12年度に保存修理を行った。残るものについても、平成13年度に保存修理を行うこととした。

平成12年度

(単位：千円)

| 指 定 区 分 | 名 称 | 事業主体 | 事業費 | 国庫補 助金額 | 県補助 金 額 | 市町村 助成金 | 所有者 負担金 |
|------------|------------|------|--------|------------|------------|------------|------------|
| 国指定 | 重要文化財後藤家住宅 | 後藤氏 | 50,000 | 42,500 | 3,750 | 2,750 | 1,000 |
| 県指定 | 保護文化財高田家住宅 | 高田氏 | 6,575 | — | 3,287 | 1,644 | 1,644 |
| | 保護文化財吉持家住宅 | 吉持氏 | 524 | — | 262 | 131 | 131 |
| 合 計 | | | 57,100 | 42,500 | 7,299 | 4,525 | 2,775 |

平成13年度

(単位：千円)

| 指 定 区 分 | 名 称 | 事業主体 | 事業費 | 国庫補 助金額 | 県補助 金 額 | 市町村 助成金 | 所有者 負担金 |
|------------|--------------------------------|-------------|--------|------------|------------|------------|------------|
| 国指定 | 重要文化財後藤家住宅 | 後藤氏 | 10,000 | 8,500 | 750 | 550 | 200 |
| | 重要文化財木造毘沙門天立像・木 像薬師如来及び両脇侍像 | 長楽寺 | 7,603 | 6,462 | 570 | 571 | — |
| | 重要文化財木造阿弥陀如来及び両 脇侍像 | 大山寺 | 6,140 | 4,912 | 614 | 307 | 307 |
| | 名勝深田氏庭園 | 深田氏 | 13,603 | 11,561 | 1,020 | 510 | 512 |
| | 史跡三明寺古墳 | 倉吉市 | 2,720 | 1,904 | 272 | — | 544 |
| 県指定 | 保護文化財印賀宝篋印塔 | 古市部落 | 1,420 | — | 710 | 270 | 440 |
| | 県指定天然記念物聖神社社叢保存 施設 | 聖神社 | 2,010 | — | 1,050 | 502 | 503 |
| | 県指定天然記念物根雨神社社叢保 存施設 | 根雨神社 | 1,029 | — | 514 | 257 | 258 |
| | 無形民俗文化財福岡神社神事施設 | 蛸舞神事 保存会 | 809 | — | 404 | — | 405 |
| 合 計 | | | 45,334 | 33,339 | 5,904 | 2,967 | 3,169 |

第14章 社会福祉施設等復旧状況

第1節 社会福祉施設

(1) 県立施設

地震により被害を受けた社会福祉施設については、早期復旧を行うとともに、災害復旧費国庫補助金の対象となる施設（5施設）については、国庫補助金を活用し、復旧を行った。

(単位：千円)

| 施設種別 | 施設名 | 被害額 | 復旧状況 | 財源 |
|-----------|------------|--------|------------|----|
| 行政施設 | 西部健康福祉センター | 11,115 | 復旧済 | 単県 |
| | 〃日野地域保健福祉部 | 1,854 | 〃 | 単県 |
| | 福祉相談センター | 219 | 〃 | 単県 |
| | 保育専門学院 | 805 | 〃 | 単県 |
| 知的障害者更生施設 | 西部やまと園 | 41,299 | H13年度中復旧見込 | 国庫 |
| 知的障害者通勤寮 | 境港通勤寮 | 420 | 復旧済 | 単県 |
| 肢体不自由児施設 | 皆生小児療育センター | 3,774 | 〃 | 国庫 |
| 知的障害児施設 | 皆成学園 | 145 | 〃 | 単県 |
| 児童自立支援施設 | 喜多原学園 | 2,155 | 〃 | 国庫 |
| 軽費老人ホーム | 福原荘 | 1,026 | 〃 | 国庫 |
| 特別養護老人ホーム | 西伯有楽苑 | 230 | 〃 | 単県 |
| | 日南石霞苑 | 8,486 | 〃 | 国庫 |
| 合 計 | | 71,528 | | |

(2) 市町村立・社会福祉法人立施設等

災害復旧費国庫補助金の対象施設（社会福祉施設44施設、保健衛生施設4施設）について、国庫補助金を活用し、復旧を行った。

(単位：千円)

| 施設種別 | 施設数 | 被害額 | 復旧状況 |
|-------------|-----|---------|------|
| 身体障害者更生援護施設 | 3 | 5,201 | 復旧済 |
| 知的障害者援護施設 | 3 | 4,989 | 〃 |
| 老人福祉施設 | 6 | 14,589 | 〃 |
| 児童福祉施設 | 32 | 68,899 | 〃 |
| 老人保健施設 | 3 | 32,635 | 〃 |
| 精神障害者社会復帰施設 | 1 | 6,443 | 〃 |
| 合 計 | 48 | 132,756 | |

また、財政基盤の脆弱な精神障害者の小規模作業所やグループホームへ、県と市町で災害復旧に要する経費の助成を行った。

(単位：千円)

| 施設種別 | 施設数 | 被害額 | 復旧状況 |
|--------------|-----|-------|------|
| 精神障害者小規模作業所 | 3 | 2,382 | 復旧済 |
| 精神障害者グループホーム | 1 | 600 | 〃 |
| 合計 | 4 | 2,982 | |

第2節 病院

災害復旧費国庫補助制度（対象施設8病院）を活用し、復旧を行った。

病院の復旧状況（災害復旧費国庫補助事業制度活用分）

(単位：千円)

| 市町村名 | 病院名 | 被害額 | 復旧状況 |
|------|--------------|---------|------|
| 西伯町 | 西伯病院 | 3,426 | 復旧済 |
| 日南町 | 日南病院 | 6,660 | 〃 |
| 米子市 | 博愛病院 | 30,030 | 〃 |
| | 高島病院 | 5,017 | 〃 |
| | 医療法人勤誠会米子病院 | 1,900 | 〃 |
| | 広江病院 | 1,145 | 〃 |
| 境港市 | 鳥取県済生会境港総合病院 | 109,830 | 〃 |
| | 医療法人元町病院 | 1,871 | 〃 |
| 計 | 8病院 | 159,879 | |

また、被災した日野病院については、新病院の整備を進めていたことから、新病院への移転を当初予定より2ヶ月早めて、平成12年11月に移転し、被災により転院していた患者を順次受け入れた。

第15章 その他施設等の復旧

第1節 廃棄物処理施設の復旧

廃棄物処理施設災害復旧費補助金（国庫補助金）により、被災した施設を原形に復旧した。

廃棄物処理施設復旧状況

（単位：千円）

| 市 町 村 名 | 補 助 率 | 被 災 施 設 | 補 助 金 額 |
|--------------|-------|-------------------------------|---------|
| 米 子 市 | 1/2 | 米子市富益団地汚水処理場 (コミュニティ・プラント) | 8,402 |
| 鳥取中部ふるさと広域連合 | 1/2 | ほうきりサイクルセンター (ごみ処理施設) | 3,298 |
| 境 港 市 | 1/2 | 境港市浄化センター (し尿処理施設) | 1,951 |
| 合 計 | | | 13,651 |

第2節 自然公園

被災施設のうち、東伯町内の中国自然歩道3箇所については、環境省補助事業により平成12年度から13年度にかけて復旧を行い、奥日野県立自然公園については、日野町が鳥取県補助事業により平成13年度に復旧を行うこととしている。

第3節 県営発電所

新幡郷発電所の通信ケーブルの断線については、応急対策として、仮設配線に対応した。

旧幡郷水路の落石については、余震が落ち着いた時期に、落石撤去及び水路復旧を行った。

なお、新幡郷発電所の通信ケーブルの本復旧、日野川第一発電所の水圧鉄管巡視路及び構内等の補修については、平成13年度に修繕復旧を行う。

第4節 庁 舎

1 日野総合事務所

被害状況調査を行った結果、特に本館については基礎杭等基幹的部分に損傷を受けており、また、食堂棟及び車庫棟も損傷を相当受けていることから、これらの庁舎を建て替えることにした。

(1) 本館機械・電気室応急的補強工事

① 工 期：平成12年10月12日～12月20日

② 工事費：1,208千円

(2) 庁舎建替事業

① 建 替 場 所：現在地

② 建 替 規 模：庁舎棟 RC造 4階建 延床面積2,500m²

車庫棟 S造 平屋 延床面積290m²

- ③ 事業期間等：解体工事 平成13年度
 建築工事 平成13年度～平成14年度
- ④ 仮 庁 舎：旧日野病院、NTT西日本根雨電話交換所
- ⑤ 概算事業費：14億円程度

2 西部総合事務所

本館玄関タイル復旧等工事

- ① 工 期：平成13年2月20日～3月26日
- ② 工事費：1,301千円

第5節 観光施設

県有の観光施設については、地震直後から応急処置などの対応を図り、本格的な復旧工事には10月下旬頃より着手した。

主要な県有観光施設の被害額（復旧工事概算費）

（単位：千円）

| 施 設 名 | 概算工事費 | 備 考 |
|---------------|--------|-----------------------|
| 夢みなとタワー | 66,260 | 展望タワー各破損箇所、内装、舗装などの復旧 |
| 米子コンベンションセンター | 10,040 | 内外装、設備類の復旧 |
| とっとり花回廊 | 64,400 | 展望回廊など破損箇所の復旧 |

第6節 事業所などの復旧

ほとんどの企業が11日までに操業を開始したが、液状化被害の甚大な境港市内の企業については、操業開始までに時間を要した。

（企業に対する、復興のための支援については、第4部第3章参照）

第7節 電気通信設備の復旧

西日本電信電話株式会社

10月6日の地震発生後、NTT西日本鳥取支店は、直ちに災害対策本部を設置し、設備異常警報の収集・調査を行うとともに、殺到する安否確認・問い合わせ電話への対策にあたった。

鳥取支店は、総勢600人体制で設備点検・復旧、避難所への特設公衆電話の設置、被災者宅の故障修理等にあたり、10月8日夕刻までに復旧を完了した。

避難者との安否連絡などの手段として運用した災害用伝言ダイヤルの利用数は約20万件にのぼり、過去最高を記録した。

| | |
|-------------|---|
| 輻 輳 対 策 | 被災地への電話の殺到による電話網全体の混乱を避けるため被災地への発信を一部規制 |
| 災害用伝言ダイヤル | 地震発生1時間後の6日午後2時30分から運用開始、利用数約20万件 |
| 特 設 公 衆 電 話 | 避難所21箇所に31台の特設公衆電話（無料）を緊急設置 |
| 通 信 ケ ー ブ ル | 震源地の日野郡内4箇所で崖崩れにより通信ケーブルが被災。計125回線が不通となったが、8日正午までにすべて復旧 |
| 故 障 修 理 | 家屋損傷などにより、利用者宅への電話引込線、宅内配線などの故障が約600件発生したが、8日夕刻までに復旧 |

第8節 電力の復旧

中国電力株式会社

支店長を本部長として災害対策本部を設置し、本店災害対策総本部や各所の災害対策本部等の情報連絡をはじめ、復旧方策の検討、支店内の応援体制の確立、資材調達並びに鳥取県等の自治体や報道機関への報告や連絡にあたった。

一時的に約9,300戸が停電したが、健全な配電系統からの切替による送電を行い、発生から1時間52分後には全戸に送電することができた。

その他、余震による二次災害のため全社体制で復旧に臨み、万が一の想定をして全社から42台（15,700kVA）の移動発電機車等を県内に終結・待機させた。また地域のニーズにあった地域支援の施策として、高齢者からの電気相談に早期対応するための鳥取県西部健康福祉センターと連絡体制を確立、日野町内に移動相談所を開設、仮設住宅に街路灯の設置、電気器具の贈呈など支援活動を行った。さらに、公衆感電などの二次災害防止の広報活動や、電気料金については、災害救助法が適用された市町村に電気料金の支払期限の延期、不使用月の電気料金の免除、工事負担金・臨時工事費の免除の特例措置を行った。

第16章 ボランティア活動状況

地震発生直後より、多くのボランティア活動が行われたが、主な状況は次のとおりである。

○災害ボランティア

県内外からのボランティアにより、屋根のビニールシート張り、炊き出し、がれき撤去などの活動が、日野町、西伯町などで展開された。

鳥取県社会福祉協議会内に「鳥取県西部地震鳥取県社協対策本部」(10/6～11/15)を設置し、ボランティア派遣の調整等を実施した。

◎ボランティア活動者延べ人数：

| 市町村名 | 活動者数(うち県外者) | 県外者の内訳 |
|------|-----------------|------------------|
| 米子市 | 583人 (85人) | 山形、東京、京都、大阪 他 |
| 境港市 | 89人 (—) | |
| 西伯町 | 899人 (261人) | 愛知、大阪、広島、鳥根、兵庫他 |
| 会見町 | 203人 (1人) | 岡山 |
| 岸本町 | 101人 (14人) | 兵庫 |
| 日野町 | 3,594人 (1,674人) | 鳥根、岡山、広島、東京、大阪 他 |
| 溝口町 | 440人 (43人) | 鳥根、岡山、広島 |
| 計 | 5,909人 (2,078人) | |

◎ボランティアコーディネーター派遣延べ人数

| | 県内(人) | 県外(人) | 計(人) |
|-----------------------|-------|-------|------|
| 米子市 (10/7～15 9日間) | 49 | 15 | 64 |
| 西伯町 (10/8～14 7日間) | 57 | 29 | 86 |
| 日野町 (10/8～11/12 36日間) | 236 | 180 | 416 |
| 合計 | 342 | 224 | 566 |

※県外は、中国・近畿ブロック社協職員

○砂防ボランティア

県では、災害発生の翌日には鳥取県砂防ボランティア協会(会員28名)に対し、現地点検・パトロールの要請を行った。

協会は、被害が集中した県西部地域のがけ崩れ危険箇所等について県・市町村・地元の点検要請に基づき、2～3人の班編制で4日間にわたる点検・パトロールを実施し、対策等について意見・指導を行った。

米子市他7町で102箇所の土砂災害発生箇所を調査し、対策が必要な47箇所を把握した。

点検日：10月7日(土)、8日(日)、12日(木)、13日(金)

砂防ボランティアによる現地点検結果

| 市 町 村 | 点検箇所数 | 点 検 結 果 | | |
|-------|-------|---------|-----------|-----------|
| | | 異 常 な し | 対 策 が 必 要 | 様 子 を 見 る |
| 米 子 市 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 西 伯 町 | 10 | 3 | 7 | 0 |
| 会 見 町 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 岸 本 町 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 名 和 町 | 18 | 18 | 0 | 0 |
| 溝 口 町 | 20 | 10 | 10 | 0 |
| 江 府 町 | 21 | 14 | 6 | 1 |
| 日 野 町 | 26 | 3 | 22 | 1 |
| 計 | 102 | 53 | 47 | 2 |

○建築士ボランティア（被災建築物応急危険度判定）

発生当日から鳥取県建築士会と準備を始め、翌日から建築士による応急危険度判定を開始した。被害状況を踏まえ、全数調査ではなく、住民要請によるパトロールを重点としたが、被害の大きかった日野町についてはほぼ全戸調査となった。

2週間で3,849件を延べ300人により調査し、危険435件、要注意1,395件の判定を行った。

被災建築物応急危険度判定結果

| 市 町 村 | 調査件数 | 判 定 結 果 件 数 | | | |
|-------|---------|---------------|--------|----------------|------|
| | | 危 険 (立入禁止) | 要 注 意 | 調 査 済 (安 全) | |
| 米 子 市 | 739件 | 30件 | 213件 | 496件 | |
| 境 港 市 | 520件 | 121件 | 165件 | 234件 | |
| 西 伯 郡 | 西 伯 町 | 202件 | 19件 | 85件 | 98件 |
| | 会 見 町 | 114件 | 19件 | 46件 | 49件 |
| | 岸 本 町 | 55件 | 1件 | 13件 | 41件 |
| | 日 吉 津 村 | 33件 | 1件 | 24件 | 8件 |
| | 淀 江 町 | 49件 | 7件 | 20件 | 22件 |
| | 大 山 町 | 15件 | 1件 | 8件 | 6件 |
| | 名 和 町 | 22件 | 0件 | 0件 | 22件 |
| | 中 山 町 | 9件 | 0件 | 0件 | 9件 |
| 日 野 郡 | 日 南 町 | 25件 | 7件 | 12件 | 6件 |
| | 日 野 町 | 1,766件 | 158件 | 709件 | 899件 |
| | 江 府 町 | 16件 | 2件 | 7件 | 7件 |
| | 溝 口 町 | 284件 | 69件 | 93件 | 122件 |
| 合 計 | 3,849件 | 435件 | 1,395件 | 2,019件 | |

今回の応急危険度判定の実施により、市町村役場及び県民に対するPR活動の不足に起因して住民と行政（県と市町村）、3者それぞれの上に様々な誤解とトラブルが発生した。危険度判定による「危険」「要注意」のステッカーが住民に過大な不安を与えたこと等である。

このような不安、誤解を払拭して一刻も早く復旧作業を進められるよう、民間の建築士による個別の巡回相談を実施した。

第17章 災害義援金

鳥取県西部地震により被災された方々に対する義援金を募集するため、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK、県において受付窓口を開設した。(平成12年10月10日～12月8日)

(1) 被災者への見舞金(平成13年6月30日現在)

6,561件 263,990,697円

(2) 県への見舞金(平成13年6月30日現在)

92件 93,256,625円

(3) 義援金の配分

「平成12年鳥取県西部地震」災害義援金配分委員会を設置し、被災者への見舞金として寄せられた義援金について、被災市町村に対し配分を行った。

○第1次配分基準

次の配分単価により被災者へ配分

| 種 別 | 単 価 | 備 考 |
|---------|-------------|----------------|
| 重 傷 者 | 70,000円/人 | 1月以上の治療を要する負傷者 |
| 住 宅 全 壊 | 100,000円/世帯 | |
| 住 宅 半 壊 | 35,000円/世帯 | |

○最終配分基準

① 義援金の使途、配付対象者、配付単価等は、各市町村が独自に決定する。

② 次の積算基準及び3月9日現在の被害件数に応じて各市町村へ配分する。

市町村への配分額積算基準

| | |
|---------|-------|
| 住 宅 全 壊 | 2点/世帯 |
| 住 宅 半 壊 | 1点/世帯 |

③ 少額市町村へは配分しない。

④ 市町村への配分後の残額については、鳥取県社会福祉協議会の災害ボランティア活動振興基金へ積み立てることとした。(平成13年5月15日現在：12,011千円)

【配分委員会委員】

| 構成団体 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-------------|--------|--------|-------------|
| 鳥取県共同募金会 | 配分部長 | 上山 金次郎 | 委員長 |
| 日本赤十字社鳥取県支部 | 事務局長 | 吉澤 正浩 | 副委員長 |
| 鳥取県社会福祉協議会 | 常務理事 | 國頭 修 | 平成12年12月5日付 |
| 日本放送協会鳥取放送局 | 局長 | 坂田 真理夫 | |
| 鳥取県 | 福祉保健部長 | 林 喜久治 | |

【配分額】

(単位：件、千円)

| 市町村 | 最終対象件数 | | | 1次配分 | 最終配分 | 合計 |
|------|--------|------|-------|---------|---------|---------|
| | 重傷者 | 住宅全壊 | 住宅半壊 | | | |
| 米子市 | 8 | 110 | 1,144 | 51,600 | 50,651 | 102,251 |
| 境港市 | 11 | 71 | 285 | 17,845 | 15,735 | 33,580 |
| 西伯町 | 2 | 40 | 392 | 17,860 | 17,646 | 35,506 |
| 会見町 | 2 | 2 | 43 | 1,845 | 1,761 | 3,606 |
| 岸本町 | | | 10 | 350 | 375 | 725 |
| 日吉津村 | | 1 | 12 | 520 | 524 | 1,044 |
| 淀江町 | 1 | | | 70 | | 70 |
| 大山町 | 2 | | 1 | 175 | | 175 |
| 名和町 | | | 1 | 35 | | 35 |
| 日南町 | | | 12 | 420 | 450 | 870 |
| 日野町 | 4 | 119 | 433 | 27,335 | 26,187 | 53,522 |
| 江府町 | | | 1 | 35 | | 35 |
| 溝口町 | | 37 | 182 | 10,070 | 10,490 | 20,560 |
| 合計 | 30 | 380 | 2,516 | 128,160 | 123,819 | 251,979 |

第18章 救援物資の提供

救援物資については、提供物資の保管場所の確保の問題があり、また、被災地で必要のない物品の提供を受けても、せっかくの善意が無駄になるおそれがあることから、次の方法により受け入れた。

- ・災害対策本部救援物資班で、申し出を受付

↓

- ・申し出のあった物資について、市町村等に希望を確認

↓

- ・希望のあった物資について、提供者に希望市町村等に搬送を依頼

| 内 容 | 区 分 | 申 出 件 数 | | 提 供 件 数 |
|-------|--------------|---------|----------|---------|
| 食 糧 | カップ麺、缶詰、飲料水等 | 5 | | 4 |
| 日 用 品 | ざる、ちりとり、炊飯器等 | 3 | | 2 |
| 寝 具 | 布団、毛布 | 2 | | 2 |
| 衣 料 品 | おむつ、作業服、子供服等 | 4 | | 0 |
| そ の 他 | 貸家、家具、温泉入浴等 | 6 | | 0 |
| 計 | | 20 | | 8 |
| | | 県内 3 | 県外 17 | |

第4部 支援施策の実施

第1章 県税及び市町村税の特例措置

1 申告・納税期限の延長

法定納期限までに申告・納税することが困難と認められる被災納税者には、個別の申請によりこの期限を延長した。

| 区分 | 税目 | 件数(件) | 金額(千円) | 備考 |
|------|---------|-------|--------|-------------|
| 県税 | 法人県民税 | 8 | 239 | |
| | 法人事業税 | 8 | 88 | |
| | 個人事業税 | 6 | 329 | |
| | 計 | 22 | 656 | |
| 市町村税 | 法人市町村民税 | 3 | 256 | 境港市、西伯町、名和町 |

2 納税の猶予

納期限までに納税することが困難と認められる被災納税者には、個別の申請により、その納めることができない金額を限度として納税を猶予した。

| 区分 | 税目 | 件数(件) | 金額(千円) | 備考 |
|------|------------|-------|--------|---------------------|
| 県税 | 個人県民税 | 1,014 | 4,385 | |
| | 法人県民税 | 2 | 180 | |
| | 個人事業税 | 8 | 977 | |
| | 不動産取得税 | 10 | 1,478 | |
| | 自動車税 | 11 | 390 | |
| | 鉦区税 | 2 | 171 | |
| | 計 | 1,047 | 7,581 | |
| 市町村税 | 個人市町村民税 | 1,014 | 9,698 | 西伯町、会見町、日野町、溝口町 |
| | 法人市町村民税 | 1 | 65 | 日南町 |
| | 固定資産税 | 8 | 2,093 | 米子市、日南町 |
| | 国民健康保険税(料) | 1,353 | 33,744 | 西伯町、会見町、日南町、日野町、溝口町 |
| | 計 | 2,376 | 45,600 | |

3 減免

被災納税者の個別の申請により、納税することが真に困難な者に対して、税の一部又は全部を減免した。

| 区 分 | 税 目 | 件 数(件) | 金 額(千円) | 備 考 |
|------|---------------|--------|---------|--|
| 県 税 | 個 人 県 民 税 | 4,455 | 20,868 | |
| | 個 人 事 業 税 | 11 | 696 | |
| | 不 動 産 取 得 税 | 47 | 7,074 | |
| | 計 | 4,513 | 28,638 | |
| 市町村税 | 個 人 市 町 村 民 税 | 4,455 | 42,002 | 米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、名和町、日南町、日野町、 溝口町 |
| | 法 人 市 町 村 民 税 | 2 | 5 | 境港市 |
| | 固 定 資 産 税 | 11,750 | 63,217 | 米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、日吉津村、名和町、 日南町、日野町、溝口町 |
| | 都 市 計 画 税 | 397 | 170 | 境港市 |
| | 国民健康保険税(料) | 2,730 | 63,050 | 米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、大山町、名和町、日南町、 日野町、溝口町 |
| | 計 | 19,334 | 168,444 | |

第2章 被災者住宅再建に係る支援

中山間地は特に高齢者率も高く、生活基盤の再建に困難を生じている事例が多いことから、被災者が安心して生活できる基盤整備を支援することによって、被災市町村が活力を失うことなく力強い復興に取り組むことを可能とするため、住宅の建設・補修及び石垣・擁壁の補修等に対して補助を行うこととした。

1 住宅復興補助金

交付主体は市町村であり、県は市町村に対して補助を行うこととし、補助対象の内容下限の設定、本人負担額等、事業の詳細な条件は市町村が定めることとした。

(1) 住宅関連

鳥取県西部地震において被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する住宅の建設・購入又は補修を行う者に対して補助金を交付

| 区分 | 補助対象限度額 | 補助対象範囲 | 負担割合 | 申込実績 |
|-------|---------|--------------------------------|--|-------------|
| 建設 | 300万円 | 住宅の新築、既存の住宅面積の5割以上の建替え又は購入 | 県 2 / 3 ※居住していた市町村内に建設・購入する場合に限る。 | 296件 |
| | | | | 590,500千円 |
| 補修 | 150万円 | 住宅の補修又は既存の住宅面積の5割未満の建替え | 50万円以下 県 1 / 2 50万円～150万円 県 1 / 3 ※敷地内の浄化槽、給排水設備、電気設備、ガス設備の補修等を含む。 | 6,427件 |
| | | | | 2,302,773千円 |
| 液状化復旧 | 150万円 | 液状化によるものの基礎の復旧（地盤補強、住宅の整地等を含む） | 50万円以下 県 1 / 2 50万円～150万円 県 1 / 3 | 188件 |
| | | | | 105,067千円 |

(2) 石垣関連

崩壊により、自己又は他の者の住宅等建物に被害を及ぼしたり、道路・水路等地域住民の生活に支障をきたすと認められる石垣・擁壁を補修する者に対して補助金を交付

| 区分 | 補助対象限度額 | 補助対象範囲 | 負担割合 | 申込実績 |
|------|---------|---------------------------------|---------|-----------|
| 石垣関連 | 150万円 | 被災に係る面積部分のみ。従前の石垣等の復旧に要する工事費まで。 | 県 1 / 3 | 857件 |
| | | | | 304,117千円 |

また、この地震を契機として、今後の自然災害による住宅被害からの再建に資するため、鳥取県被災者住宅再建支援基金を創設した。その概要については、以下のとおりである。

鳥取県被災者住宅再建支援基金について

自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、被災者が生活基盤として中核をなす住宅の再建を速やかに行い、地域の活力を失うことなく、力強い復興を推進して被災前の活力を取り戻し、地域の維持・再生に資するため、県及び市町村が共同で鳥取県被災者住宅再建支援基金（以下「基金」という。）を設置し、被災地域の住宅再建支援を行うこととした。

1 対象とする災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村に協議して指定したもの。

2 基金の概要

(1) 基金は、県・市町村が共同で県に設置する。

市町村の加入については、各市町村の判断で任意とする。県は、加入する市町村が拠出する金額に相当する額を基金に拠出する。

なお、鳥取県が県内市町村と共同して造成する基金額と同額の助成が国から行われ、これが基金に拠出されることを期待する。

(2) 拠出目標金額：50億円

(3) 拠出年数：25年

その間対象となる災害があった場合には、基金総額が50億円に到達するまで。

※国からの拠出金50億円を別途期待

(4) 県と市町村の拠出割合：各1/2

(5) 支給対象：住宅建設及び住宅補修

(6) 補助金額：補助基本額の8割を基金から補助

2割は被災時に別途県と被災市町村で負担

<補助対象限度額>住宅建設 300万円 <補助基本額>住宅建設 300万円

住宅補修 150万円

住宅補修 117万円

※補助対象限度額は、住宅復興補助金と同額。

補助基本額の住宅補修の額は、復興補助金で想定している個人負担額33万円を差し引いた額

3 国全体の制度創設を働きかけ

この制度を全国的規模のものとすることによって、全国各地の被災地域の復興を支援できるよう、国に対して新たな仕組みの創設を働きかけていく。

これが実現した場合には、鳥取県の基金はこれに合流するものとする。

2 利子補給・融資

・住宅金融公庫等災害復興住宅融資への利子補給

住宅金融公庫等災害復興融資を受ける者（利率2.1%）に対し、当初6年間、2.1%の利子補給を行う。

| | | | |
|-------|----|---------|---------------------|
| 融資限度額 | 建設 | 2,080万円 | 35年償還、整地資金を含む |
| | 補修 | 970万円 | 20年償還 |
| 申込実績 | | 127件 | 13年6月末現在 利子補給未開始 |

・鳥取県災害復興住宅建設資金の融資

住宅金融公庫融資等を受ける者に対して、上乘せ融資を行う

| | | | |
|-------|----|-------|-------------------|
| 融資限度額 | 建設 | 400万円 | |
| | 補修 | 200万円 | |
| 融資利率 | | 2.1% | |
| 申込実績 | | 2件 | 13年6月末現在 融資未開始 |

3 公営住宅建設への補助

市町村が行う被災者のための公営住宅整備事業に対し、県単独の嵩上げ補助を行う。

補助率：国庫補助対象経費の1/4

4 県営住宅の家賃減免

1年間家賃を全面減免する。

| | | | |
|------|--------------|---------|--|
| 対象者 | り災証明の交付を受けた者 | | |
| 減免期間 | 平成13年9月末まで | | |
| 申込実績 | 件数 | 38件 | |
| | 金額 | 6,198千円 | |

5 民間賃貸住宅への家賃補助

被災者が民間賃貸住宅に入居した際に行う市町村の家賃補助に対し補助する。

| | | | |
|----------|-----|---------|--|
| 補助率 | 1/2 | | |
| 申込実績 | 件数 | 41件 | |
| | 金額 | 2,111千円 | |
| 13年6月末現在 | | | |

6 民間空家借上げ補助

市町村が民間空家を借り上げて補修し、被災者に賃貸する経費について補助する。

| | | | |
|---------|-------|-------|----------|
| 補 助 率 | 1 / 2 | | 13年6月末現在 |
| 申 込 実 績 | 件 数 | 4 件 | |
| | 金 額 | 527千円 | |

7 被災家屋等の解体

鳥取県西部地震では、居住が困難で、二次災害の危険もあるため解体せざるを得ない被災家屋が多数発生した。このため、生活環境の保全の観点から市町村が被災家屋等の解体を行った。この事業については、国庫補助事業(災害廃棄物処理事業)の対象とならないため、県において補助を行った。

被災家屋等の解体状況

(単位：千円)

| 市 町 村 名 | 解体申請件数 | 事 業 費 | 補 助 額 | 進 捗 率 |
|---------|--------|-----------|---------|-------|
| 米 子 市 | 349 | 295,212 | 147,605 | 93% |
| 境 港 市 | 387 | 315,877 | 157,938 | 90% |
| 西 伯 町 | 198 | 214,555 | 107,277 | 85% |
| 会 見 町 | 90 | 66,534 | 33,267 | 100% |
| 岸 本 町 | 36 | 19,503 | 9,751 | 100% |
| 日 吉 津 村 | 1 | 616 | 307 | 100% |
| 日 南 町 | 31 | 24,951 | 12,475 | 90% |
| 日 野 町 | 322 | 296,726 | 148,363 | 90% |
| 江 府 町 | 23 | 15,882 | 7,941 | 97% |
| 溝 口 町 | 226 | 205,005 | 102,502 | 93% |
| 合 計 | 1,663 | 1,454,861 | 727,426 | 91% |

*12年度で事業が完了しない市町村は13年度に繰り越した。

*進捗率は、平成13年6月30日現在

8 災害廃棄物の処理

鳥取県西部地震では、多くの家屋が被害にあったため、解体した家屋から、木くず・がれき等の廃棄物や壊れた陶器等不燃物が大量に発生したため、臨時収集を行い、災害廃棄物の処理を行った。これは、災害廃棄物処理事業費補助金（国庫補助金）を受け、市町村が実施した。

災害廃棄物の処理

(単位：千円)

| 市 町 村 名 | 事 業 費 |
|---------|-----------|
| 米 子 市 | 274,416 |
| 境 港 市 | 412,533 |
| 西 伯 町 | 99,855 |
| 会 見 町 | 72,464 |
| 岸 本 町 | 12,570 |
| 日 吉 津 村 | 980 |
| 日 南 町 | 13,957 |
| 日 野 町 | 366,552 |
| 江 府 町 | 9,628 |
| 溝 口 町 | 152,130 |
| 合 計 | 1,415,085 |

第3章 企業等に対する支援

1 災害対策特別融資（中小企業に対する金融措置）

県では、被害を受けた企業に対して、早急な復旧と経営安定を図るため、緊急の金融措置を講ずることとし、10月12日から取り扱いを開始した。その概要は次のとおりである。

(1) 平成12年鳥取県西部地震対策特別資金

- ア 目的 平成12年鳥取県西部地震により被害を受けた企業に対して、災害復旧資金を融資することにより、企業の経営の安定に資することを目的とする。
- イ 対象 平成12年鳥取県西部地震により被災したことについて、商工団体の認定を受けた企業（中小企業に限らない。）
- ウ 対象経費 ① 被害の復旧に要する経費（事務所、工場、店舗等の修復に要する経費）
② 当面必要となる運転資金（商品の再仕入れ、手形の決済等に要する経費）
- エ 融資限度 ① 被害の復旧に要する経費 5,000万円以内（特認1億円以内）
② 当面必要となる運転資金 2,000万円以内（特認5,000万円以内）
- オ 貸付利率 当初6年間は無利息。その後は現行金利下で、保証なし0.64%
保証付き0.54%（変動金利）
- カ 貸付期間 10年以内（うち据置2年）
- キ 保証料率 当初6年間は0%。その後は0.4%
- ク 申込期間 平成12年10月12日～平成13年9月28日
- ケ 申込窓口 商工団体（商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会）

平成12年鳥取県西部地震対策特別資金融資実績

市町村別内訳

（単位：件、千円）

| 市町村名 | 件数 | 金額 | 市町村名 | 件数 | 金額 | 市町村名 | 件数 | 金額 |
|------|-----|-----------|------|----|---------|------|-----|-----------|
| 鳥取市 | 2 | 30,800 | 関金町 | 1 | 3,000 | 日南町 | 11 | 110,054 |
| 倉吉市 | 4 | 16,800 | 北条町 | 1 | 5,000 | 日野町 | 60 | 381,114 |
| 米子市 | 444 | 4,883,030 | 西伯町 | 15 | 183,600 | 江府町 | 12 | 55,700 |
| 境港市 | 135 | 2,149,973 | 会見町 | 5 | 104,000 | 溝口町 | 23 | 319,293 |
| 福部村 | 1 | 5,600 | 岸本町 | 24 | 209,750 | | | |
| 鹿野町 | 1 | 12,000 | 日吉津村 | 13 | 103,700 | | | |
| 羽合町 | 4 | 86,000 | 淀江町 | 11 | 96,000 | | | |
| 東郷町 | 4 | 36,000 | 大山町 | 30 | 150,650 | | | |
| 三朝町 | 12 | 184,000 | 名和町 | 4 | 57,200 | 合計 | 817 | 9,183,264 |

(2) 平成12年鳥取県西部地震に係る県制度融資の償還猶予措置

- ア 目的 平成12年鳥取県西部地震に伴う被災により、返済資金の調達が困難となっている中小企業者に対して、県制度融資の既往借入金の償還猶予及び貸付期間の延長を行うことにより、企業の資金繰りの緩和を図る。
- イ 対象 平成12年鳥取県西部地震に伴い償還猶予措置が必要であることを、商工団体が認定した中小企業者で次のいずれの要件にも該当する者。
- ・平成12年10月6日以前に県制度融資を利用し、被災に伴う延滞を除き当該融資につき約定どおり返済している者。
 - ・この措置を受けた後の償還が見込まれる者。
- ウ 措置内容 1年以内の償還猶予及び1年以内の貸付期間の延長
- エ 申込期間 平成12年10月18日～平成13年3月30日

(3) 上記の県の金融措置のほかに、政府系金融機関及び地方銀行の災害融資が創設された。

2 鳥取県工業団地液状化対策推進補助金

鳥取県西部地震による液状化対策を講ずる工業団地の企業に対して、その経費の一部を補助する制度を創設した。

○工業団地液状化対策推進補助金の概要

鳥取県西部地震による液状化対策を講ずる工業団地の企業に対し、その経費の一部を県及び市町村が協調して助成を行う。

| | |
|-------|--|
| 交付先 | 液状化対策を講じる企業に対して支援する市町村 |
| 補助率 | 1/2 |
| 対象用地 | 液状化現象が発生した工業団地（企業局が助成する団地を除く。） |
| 対象事業 | 敷地面積に対する液状化対策を講じる建築面積の割合（建ぺい率）が概ね30%以上の企業に助成する事業 |
| 補助対象額 | 補助基準単価（1,500円/平方メートル）×対象面積 |

3 鳥取県液状化対策推進補助金

鳥取県企業局の所管する工業団地において大きな液状化被害を受けたことから、企業局では震災後速やかに被災企業の復旧支援を行うことを決定し、当該工業団地に既に進出している又は今後進出しようとする企業が液状化対策を講じた場合、その費用の一部を補助するという全国で初の制度を創設した。

そして、「鳥取県営工業団地液状化対策検討委員会」を設置し具体的な液状化対策工法等について取りまとめを行い、その結果を基に説明会を開催するなど各企業に対して助言や指導を行っている。

平成13年5月末現在で、この補助金を利用し液状化対策を講じた企業は1社であるが、既に数多くの企業から問い合わせを受けており、今後着実に液状化対策が進むものと思われる。

4 鳥取大学の支援

鳥取大学工学部から、今回被災された県内企業に対して、技術的な支援、人的な支援の申し出があった。(要請した企業はなし。)

第4章 福祉・保健活動

第1節 住民の健康相談等

震災後の住民に対する健康相談やメンタルケア等に対応するため、健康福祉センター（保健所）、精神保健福祉センター、県立病院等の医師、保健婦、看護婦等が以下の取組みを行った。

また、鳥取大学医学部、国立療養所鳥取病院、鳥取県精神科病院協議会の協力を得て、メンタルケア相談を実施した。

さらに、民生委員、福祉関係職員も高齢者・障害者等に対し福祉相談に取り組んだ。

| 項 目 | 実 施 概 要 |
|--|---|
| 被災地の巡回健康相談 及び家庭訪問 〔米子市、境港市、 西伯町、日野町、 溝口町、岸本町、 日南町〕 | 実施期間：10月7日～27日 内 容：健康福祉センター（保健所）、精神保健福祉センター、県立病院等の医師、保健婦、看護婦等が巡回班を編成し、避難所、高齢者・障害者等の家庭訪問による健康相談・生活指導等を実施 実 績：延 305 人を派遣し、避難所巡回：延 129 か所、家庭訪問：延 1,200件を実施 実施日：11月8日 内 容：地元の要請に基づき、米子市安倍彦名地区の住民の健康相談を県と米子市が共同で鳥取大学医学部の支援を受け実施 実 績：31件 |
| 被災地の巡回福祉相談 〔米子市、境港市、 西伯郡、日野郡〕 | 実施期間：10月11日～31日 内 容：健康福祉センター（福祉事務所）の福祉専門職等が巡回班を編成し、高齢者、障害者等に対する福祉相談を実施 実 績：延90人を派遣 |
| メンタルケア相談窓口 の設置 〔西部健康福祉セン ターに電話相談窓 口を設置〕 | 開設期間：10月9日～11月9日 内 容：個人からの電話相談や市町村・巡回班からの要請に対応し、個別訪問指導も実施（精神科医師及び保健所保健婦が対応） 特記事項：鳥取大学医学部、国立療養所鳥取病院、県精神科病院協議会の支援協力（10月10日～11月6日） 実 績：巡回相談73件、電話相談 131 件 |
| メンタルケア専用相談 電話「震災・心の健康 ホットライン」の設置 〔西部健康福祉セン ター及び日野地域 保健福祉部に設置〕 | 実施期間：11月10日～3月末 内 容：個人からの電話相談に対応し、個別訪問指導も実施（保健所保健婦が対応、精神科医師がバックアップ） 特記事項：鳥取大学医学部、国立療養所鳥取病院、県精神科病院協議会の支援協力（11月10日～） 相談件数：50件 主な相談対応： ○不眠、めまい、体重減など体調不良等を訴える者の症状把握を行い、専門医療機関での受診を勧奨した ○地震の再発不安のある者の相談に応じ、不安感の解消に努めた |
| 子どもの心のストレス 相談の実施 〔西部健康福祉セン ター内で実施〕 | 実施時期：10月13日、14日、21日、28日の4回実施 内 容：精神保健福祉センターの医師、心理判定員等による相談対応 実 績：9件 |

| 項 目 | 実 施 概 要 |
|-------------|---|
| 子どもの心の相談の実施 | 開設期間：10月17日～11月3日（西伯小学校に設置） 11月4日～11月末まで（西伯プラザに設置。土、日のみ開設） 内 容：西伯郡内を対象に児童相談所の心理判定員等による相談対応 実 績：電話相談2件、来所による相談11件 |

《震災対策従事者に対する研修等》

| 項 目 | 実 施 概 要 |
|---------------------|--|
| メンタルケア相談対応者研修会の開催 | 期 日：10月14日、16日、21日、11月29日 対 象 者：保育所保育士、養護教諭、市町村・保健所保健婦等 内 容：県立精神保健福祉センター所長によるメンタルケア対応に関する講義等 |
| メンタルヘルスリーフレット等の作成配布 | 名 称：鳥取県西部地震メンタルヘルスリーフレット 内 容：「震災後のこころとからだ」、「保育所に通われるお子さんをお持ちのご家族の方へ」、「小学校に通われるお子さんをお持ちのご家族の方へ」、「お母さん、お父さん、無理していませんか？」の4種類のリーフレット作成 配 布 先：10月下旬に保育所など関係機関 |
| | 名 称：災害時の心の対応マニュアル 内 容：広島市及び東京都精神保健福祉センター編集のパンフレット 紹 介 先：10月中旬に市町村健康福祉センターなど関係機関 |

《関係団体による震災支援対策》

| 項 目 | 実 施 概 要 |
|------------------------------|--|
| 被災市町村職員の健康相談等の実施 | 対象市町：日野町(10/27)、溝口町(11/6)、西伯町(11/7)、米子市(11/20) (実施日) 内 容：鳥取県保健事業団による被災市町村職員の健康診断、健康相談等を実施 実 績：87人 |
| 被災市町村職員等援助者のための過労防止ホットラインの設置 | 期 間：11月20日～3月31日 内 容：鳥取県臨床心理士会による「震災による教職員・役所職員等援助者のための過労防止ホットライン」の設置 実 績：1件 |

第2節 民生委員の対応状況

被害の大きかった市町においては、地震発生後、民生委員が市町と連携して高齢者世帯等の安否確認を行うとともに、高齢者世帯等のニーズ把握や地震被害につけ込む悪徳業者への注意喚起、被災者に対する助成制度の周知などのため、訪問活動を行った。

第3節 福祉・保健関係 被災者支援施策

| 事業名 | 概要 | 予算区分 | 執行状況 |
|--------------------------------|--|--------------------|--|
| 介護予防拠点整備事業 (日野町高齢者自立支援センター) | 日野町では、震災以後、ひとり暮らし高齢者から夜間における生活が不安であるとの声が上がっている。 こうした高齢者について精神的不安を解消するため、共同生活の場を確保するとともに、地域で支える体制を整備する。 (整備内容) 鉄筋コンクリート造2階建て(450.7m ²) ○グループリビング用居室(6室) ○調理実習室・食堂、趣味活動・研修室、生産活動室、ボランティア室 | 2月補正 | ○予算額135,969千円 (国10/10) |
| 被災地高齢者等生活支援 | ①事業主体：市町村 ②支援の対象者 高齢者世帯、身体障害者手帳や療育手帳の所持者、母子家庭等 ③支援内容 家屋の清掃、整理整頓、家屋の小修繕 ④助成額 ・1世帯当たり10万円 ・ボランティアを活用し、実施する場合：5万円 ⑤負担割合：県1/2 市町村1/2 | 10/10専決 | ○予算額 80,000千円 ○助成額 75,116千円 ○助成件数 1,653件 |
| 被災世帯への見舞金 | 住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対し見舞金を配布する。(単県費) 配布額：1世帯あたり20,000円 | 10/10専決 | ○予算額 70,000千円 ○配布状況 2,808世帯に配布 (56,160千円) |
| 災害援護資金 | ①事業主体：市町村 ②貸付対象者 住居が全壊又は半壊した世帯、療養期間が1ヶ月以上の世帯主等(所得制限有り) ③貸付対象：住宅の改築、補修等 ④貸付限度額 住宅の全壊：350万円、 半壊：250万円等 ⑤負担割合 国2/3 県1/3 ⑥利率：3%→6年間利子を0%とする。 | 11月補正及び 2月補正 | ○予算額 333,480千円 〔11月補正 133,500千円〕 〔2月補正 199,980千円〕 ○貸付決定額 316,680千円 ○決定件数 152件 |
| 生活福祉資金 | ①事業主体：鳥取県社会福祉協議会 ②貸付対象者 ・低所得世帯(所得制限有り) ・障害者世帯・高齢者世帯 ③資金区分及び限度額 ・災害援護資金(150万円) ・住宅資金(全壊：350万円、 半壊：250万円) ④負担割合 国2/3 県1/3 ⑤利率：3%→6年間利子を0%とする。 | 既定予算 →11月補正 | ○貸付決定額 26,954千円 ○貸付件数 14件 |

| 事業名 | 概要 | 予算区分 | 執行状況 |
|--|--|-----------------------|--|
| 生活福祉資金 特例貸付 (小口貸付) | ①事業主体:鳥取県社会福祉協議会 ②貸付対象者 今回の地震で被災し、避難所等に避難している又は避難していた世帯であって当面の生活費を必要とする者 ③貸付限度額 10万円(1世帯1回限り) ④負担割合 国2/3, 県1/3 ⑤利率:3%→6年間利子を0%とする。 | 既定予算 →11月補正 | ○貸付決定額 4,950千円 ○貸付件数 50件 |
| 母子寡婦福祉 資金貸付事業 | ①事業主体:鳥取県(各健康福祉センター) ②貸付対象者 母子家庭の母、寡婦等 ③貸付限度額 ・住宅資金(200万円) ・転宅資金(26万円) ・生活資金(月額10.3万円) ④負担割合 国2/3 県1/3 ⑤利率:3%→6年間利子を0%とする。 | 既定予算 →11月補正 | ○貸付決定件数6件 貸付決定額 906万円 〔住宅資金 38万円〕 〃 200万円 〃 180万円 〃 88万円 〃 200万円 〃 200万円 ※いずれも住宅補修 |
| 【救助対策費】 応急対応経費 | 災害救助法適用市町等及び県が実施した応急対応に要した経費 〔応急仮設住宅 89,672千円 炊き出し(弁当) 51,948千円 救援物資(防水シート等) 46,892千円等〕 ※被災地高齢者等生活支援、被災者への見舞金を含む。 | 10/10専決 及び 2月補正 | ○予算額 560,000千円 〔専決 800,000千円〕 2月補正 △240,000千円 ○執行額 521,481千円 〔・県実施分 352,700千円 ・市町村実施分 168,781千円 ※国庫負担金 108,107千円〕 |
| 【授業料減免等】 ・保育専門学 院授業料 ・県立歯科衛 生専門学校 授業料 | ・全壊、半壊の被害:全額免除 ・上記以外の被害:半額免除 | | ○県立歯科衛生専門学校 →全免1名 12.10~13.3(56,400円) ○保育専門学院 →全免2名 12.10~13.3(56,400円) 13.4~14.3(112,800円) →半免1名 12.10~13.3(28,200円) 13.4~14.3 (56,400円 3名) |

第5章 農林水産業支援

(1) 平成12年度鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金

鳥取県西部地震により著しい被害を受けた農業者が、経営の維持安定のために必要な資金を借り受けた場合に、借入後6年間に限り、金利負担と信用保証料負担が0%となるよう助成を行う。

(通常貸付金利はH12.10時点)

| 区分 資金名 | 資金用途 | 貸付条件 | | | | | |
|----------------|---------------------|---|-------|-------------------------------|------------|-------------|-----|
| | | 償還期間 ()内据置 | 貸付限度額 | 融資率 | 通常 貸付金利 | 助成後 金利負担 | |
| | | 年 | 千円 | % | % | % | |
| 施設 復旧 費等 | 農業近代化資金 (建構築物造成) | 1 農業用建物・構築物の造成、 取得 | 15(3) | 18,000 | 80 | 2.1 | 0.0 |
| | 農林漁業施設資金 (公庫資金) | 1 農林漁業施設等の復旧費 | 15(3) | 3,000 | 80 | 2.1 | 0.0 |
| 2 被害果樹の改植・補植費 | | 25(10) | | | | | |
| 経 営 費 | 自作農維持資金 (公庫資金) | 1 経営再建費、収入減補てん (災害により支出を生じた 経費、販売収入で支出予定 の経費等) | 20(3) | 2,000 | — | 2.1 | 0.0 |
| | | 1 経営再建費、収入減補てん (災害により支出を生じた 経費、販売収入で支出予定 の経費等) | 6(0) | 一般 2,000 果樹、畜産 5,000 | — | 3.35 | 0.0 |

【平成13年6月末現在融資実績】 37,180千円(16件)

(2) ため池等災害復旧工事受託事業

今回の震災では、多数のため池等において被害が発生した。しかし、ため池等の復旧事業には設計・積算及び施工管理に高度な技術を要するが、被災市町村は、技術者が不足し、対応が困難であるため、被災した市町村に代わり、県が復旧事業を実施することで、早急に従前の効用回復を図る。

(事業内容)

市町村からの要請により、県が受託して復旧工事を実施する。

(3) 農地小災害復旧支援事業

激甚災害の指定をされた場合、農地・農業用施設の災害復旧事業の小規模なものについては、13~40万円未満のものに起債制度が適用されるが、指定されない場合、農地災害については起債の対象外となり指定市町村と格差が生じる。このため、指定されなかった市町村の負担を軽減し、復旧の促進と耕作放棄の防止を図る。

(事業内容)

激甚指定外の市町村が実施する1箇所13万円以上の農地災害復旧事業について、市町村が負担する額の1/2を県が市町村へ助成する。

(4) 水産業復興支援緊急対策資金

震災により必要となった施設の補修等に要する経費を融通した金融機関に対し、利子補給を行うことにより、被災した漁業者、水産加工業者、漁協などの金利負担を軽減し、水産業の復興を支援する。

資金の概要

| | |
|------------|-------------------|
| 対 象 者 | 漁業者、水産加工業者、漁協等 |
| 貸付限度額(融資率) | 5,000万円(100%) |
| 貸付期間(据置期間) | 10年以内(3年以内) |
| 金 利 | 当初6年間0%、7年目以降0.6% |
| 保 証 料 | 0% |

融資実績

| | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| ①融資額(18件) | | 232,150千円 |
| ②利子補給額(13~23年) | 県負担1/2 | 18,554千円 |
| | 市町村負担額1/2 | 〃 |
| ③保証料助成額(13~23年) | (全額県費) | 11,637千円 |

(5) 鳥取県漁業信用基金協会への無担保融資枠設定費補助

水産業復興支援緊急資金の融通を円滑にするため、鳥取県漁業信用基金協会に無担保保証制度を創設した。

1被保証人あたりの無担保保証枠 1,000万円

第6章 教育関係支援

第1節 子どもたちの心のケア

地震による影響を受けた子どもたちの心のケアのため、県医師会、県臨床心理士会等の協力を得て、次のような支援策を行った。

| 項 目 | 実 施 概 要 |
|-------------------------------|---|
| 保護者向けパンフレットの配布 | 配布期日：10月20日 内 容：「鳥取県西部地震に係る子どもの心の健康相談について」 ・子どもの心の健康チェックについて(こんなことはありませんか) ・相談窓口の紹介 配布対象：鳥取県西部地区保護者全員 |
| 「非常災害時における子どもの心のケア」(文部省資料)の配布 | 配布期日：10月25日 内 容：学校における子どもの心のケアのため、平成10年度に配布した冊子を追加で配布した。 配布対象：県下の小・中・高・盲・聾・養護学校 |
| 常駐相談の実施(日野中学校に設置) | 実施期間：10月16日～11月7日(土・日・祝日を除く毎日 16日間) 11月8日～12月22日(土・日・祝日を除く週2回) 内 容：臨床心理士を常駐派遣し、日野郡内の児童生徒の心の健康相談を実施 実 績：86件 そ の 他：西伯郡内を対象に西伯プラザで同様の相談対応(福祉保健部) |
| 巡回相談の実施 | 実施期間：10月18日～11月2日 内 容：米子市及び境港市の心のケアが必要な児童のいる小学校9校を中心に臨床心理士が巡回、児童生徒の心の健康相談を実施 実 績：54件 |
| 「心の健康相談窓口」の設置 | 実施機関：10月9日～3月31日 内 容：鳥取県西部地区のヘルスカウンセリングアドバイザー(精神科医・臨床心理士)5名による電話相談対応 実 績：13件 |
| 児童生徒の「心のケア」に関する研修会 | 実施期日：10月17日、19日、23日 実施場所：日野町立日野中学校、西伯町立西伯小学校、米子市明道公民館 対 象：小・中・高等学校の校長、養護教諭、教育相談担当等、心のケアを担当する教員の中から1名(鳥取県西部地区を中心) 参 加 者：90名 |
| 防災教育・災害時の心の健康に関する研修会 | 実施期日：11月8日 実施場所：淀江町中央公民館 対 象：小・中・高等学校の防災教育担当者・養護教諭・保健体育主事等から1名(鳥取県西部地区を中心) 参 加 者：142名 |

第2節 授業料の減免等

地震による被災の支援策として、授業料の減免など次のような支援策を行った。

| 項 目 | 実 施 概 要 |
|---------------------------|--|
| 県立高等学校授業料の減免 | <p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：「授業料減免の取扱いについて、通常の減免の開始時期は減免の決定月であるが、特例として、決定月に関わらず10月を減免開始月とする」(10/13)、「奨学金を受給していても減免出願を可能にする」(10/24) (いずれも各県立高等学校へ通知)</p> <p>実 績：減免措置者141名(全免)、230名(半免) (13年7月25日現在)</p> <p>そ の 他：各高校を通じて申請を受付</p> |
| 高等学校定時制・通信制における教科書学習書の給与 | <p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：就学が困難な生徒に対し、教科書等の給与を行う(10/10 各県立高等学校へ通知)</p> <p>そ の 他：各高校を通じて申請を受付</p> |
| 日本育英会奨学金の緊急採用 | <p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：緊急に奨学金が必要と認められる大学生などに対し、奨学金の緊急採用を受け付ける(10/10 各県立高等学校へ通知)</p> <p>実 績：申請者5名</p> <p>そ の 他：日本育英会鳥取県支部で申請を受付</p> |
| 県育英奨学資金返還金の返還猶予 | <p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：県育英会奨学資金返還金の返還猶予を実施(10/23に該当する地域の現在返還中の奨学生に対し通知)</p> <p>実 績：申請者5名</p> <p>そ の 他：随時、猶予願いを受付</p> |
| 県立高等学校事務職員 の派遣 | <p>実施期間：10月13日～</p> <p>内 容：県立高等学校の事務職員を被害状況調査等の補助として会見町へ派遣</p> <p>実 績：10/13(3名)、10/15(2名)、10/16(2名)派遣</p> |
| 教職員及び生徒のボランティア活動の呼びかけ | <p>実施期間：10月9日</p> <p>内 容：教職員及び生徒がボランティア活動を行う際の連絡先や活動内容、ボランティア休暇制度などの情報提供(各県立学校へ通知)</p> <p>実 績：教員ボランティア休暇取得者(53名)</p> <p>他に休日を利用して活動した教職員、生徒多数あり</p> |
| 県進学奨励資金の返還債務猶予及び年度中途の申請受付 | <p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：県進学奨励資金の返還猶予申請の案内(10/16 県西部の関係者へ通知)、県進学奨励資金の年度中途の貸与申請の受付(10/16 県西部関係市町へ通知)</p> <p>実 績：猶予申請10件</p> <p>そ の 他：今後は、猶予申請書を審査し、適当と認められた時は、猶予の決定をし申請者にその旨を通知</p> |
| 災害見舞金請求関係 | <p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：災害見舞金請求についての通知を全所属・学校へ送付(10/12) 災害見舞金請求についての通知を任意継続組合員へ送付(震度5弱以上に居住する者)(10/13)</p> <p>実 績：申請件数95件</p> <p>そ の 他：福利ととりに災害見舞金について記載(11月中旬)</p> |

第7章 財政支援

第1節 市町村資金貸付金による復旧の支援

1 概要

鳥取県西部地震により被害を受けた市町村が行う災害復旧事業等について、市町村の一般財源の資金不足を補うため県が無利子で融資を行った。

2 対象事業

地震により被害を受けた市町村が、応急対策、災害救助、災害復旧等を実施するために要した経費。実施事業費から、国庫補助金等の特定財源を控除した額を対象とする。

3 制度の内容

(1) 貸付利率 無利息

(2) 償還期間 15年（据置5年）

4 貸付実績（見込み）

（単位：千円）

| 市町村名 | 貸付金額（2001.5.10現在） | 今後貸付予定額 |
|------|-------------------|-----------|
| 米子市 | 1,192,800 | 1,295,100 |
| 境港市 | 590,400 | 245,600 |
| 西伯町 | 277,700 | 609,200 |
| 会見町 | 161,700 | 209,200 |
| 岸本町 | 34,000 | 303,000 |
| 日吉津村 | 18,100 | — |
| 淀江町 | 4,000 | 15,000 |
| 日南町 | 100,000 | 114,500 |
| 日野町 | 1,268,000 | 1,206,900 |
| 江府町 | 190,000 | 160,000 |
| 溝口町 | 436,600 | 491,400 |
| 日野病院 | 94,000 | — |
| 計 | 4,367,300 | 4,649,900 |

5 その他

地震対策に係る資金需要に応えるため、上記貸付金の原資となる基金を平成12年11月2日に80億円積み増しした。

第2節 市町村振興交付金による復旧の支援

1 概要

鳥取県西部地震で被災した施設のうち、地区公民館、飲料用の井戸施設といった公共施設の災害復旧事業で対応できないものを対象に、単県補助による支援を行った。

2 対象事業

地震で被災した地区公民館、井戸等の修繕・改築に対し市町村が補助する事業（補助率1/2）

3 事業実績

平成12年度

(単位：千円)

| 市 町 村 | 事 業 内 容 | 事 業 費 | 交 付 額 |
|---------|--------------------------|--------|--------|
| 米 子 市 | 地区公民館 1カ所 | 844 | 422 |
| 西 伯 町 | 地区公民館 27カ所 井戸等の修繕 7カ所 | 12,852 | 6,426 |
| 会 見 町 | 地区公民館 6カ所 | 1,966 | 982 |
| 岸 本 町 | 地区公民館 2カ所 | 2,030 | 1,014 |
| 日 吉 津 村 | 地区公民館 6カ所 | 1,106 | 553 |
| 日 南 町 | 地区公民館 5カ所 | 1,743 | 871 |
| 日 野 町 | 井戸等の修繕 50カ所 | 20,000 | 10,000 |
| 江 府 町 | 地区公民館 8カ所 | 3,500 | 1,750 |
| 溝 口 町 | 地区公民館 5カ所 | 1,490 | 745 |
| 計 | 公民館 60カ所 井戸修繕 57カ所 | 45,531 | 22,763 |

平成13年度（予定）

(単位：千円)

| 市 町 村 | 事 業 内 容 | 事 業 費 | 交 付 額 |
|-------|---------------------------|--------|--------|
| 岸 本 町 | 地区公民館 2カ所 | 3,093 | 1,546 |
| 会 見 町 | 地区公民館 3カ所 | 1,360 | 680 |
| 西 伯 町 | 地区公民館 10カ所 井戸等の修繕 2カ所 | 6,200 | 3,100 |
| 日 野 町 | 地区公民館 22カ所 井戸等の修繕 50カ所 | 32,500 | 16,250 |
| 江 府 町 | 地区公民館 8カ所 | 8,000 | 4,000 |
| 計 | 公民館 45カ所 井戸修繕 52カ所 | 51,153 | 25,576 |

第3節 地方交付税の特例措置

1 普通交付税の繰上げ交付

普通交付税は、原則として4月、6月、9月及び11月に交付される（定例交付）こととなっているが、大規模な災害があった場合等には、特例として定例交付以外の時期に繰り上げて交付できることとなっている。具体的には、災害発生等の時期により、次期（6、9、11月）定例交付額のうち、公共施設被害額の基準財政需要額に対する割合を指標として、一定の基準により算定された額が、繰上げ交付されることとなっている。

今回の鳥取県西部地震に伴う繰上げ交付の状況は、次のとおりである。

(1) 交付日 平成12年10月24日(火)

(2) 交付額等 市町村分 15億5,700万円

(該当団体9市町、11月交付分の30%に相当する額)

市町村分普通交付税繰上げ交付額

(単位：千円)

| 市町村名 | 繰上げ交付額 | 市町村名 | 繰上げ交付額 | 市町村名 | 繰上げ交付額 |
|------|---------|----------|---------|-----------|---------|
| 米子市 | 383,000 | 会見町 | 134,000 | 日野町 | 204,000 |
| 境港市 | 344,000 | 岸本町 | 50,000 | 江府町 | 58,000 |
| 西伯町 | 181,000 | 日南町 | 65,000 | 溝口町 | 138,000 |
| 合 | | 計 (2市7町) | | 1,557,000 | |

2 特別交付税による財源措置

災害復旧、災害対策に要する経費については、特別な財政需要が生じたという観点から、特別交付税において所要の財源措置がなされた。

交付日 平成12年12月13日(水)及び平成13年3月14日(水)

なお、概要は次のとおりである。

(1) 県分交付額

55億1,509万2千円 対前年36.6%増(伸び率全国第2位)

(2) 本県市町村における交付額の状況(カッコ内は前年度数値)

① 交付総額は、131億9,849万4千円(108億6,530万5千円)で、伸び率は21.5%(16.6%、全国平均5.3%)となり、市町村分も全国第2位の伸び率となった。

② 今回は、鳥取県西部地震の発生に伴い、災害対策関係の算定が大幅に措置されたため、被害の大きかった米子市、境港市並びに西伯郡及び日野郡の町村では交付額が大きな伸び率を示している。

(単位：千円、%)

| 市町村名 | 平成12年度交付額 | 対前年度増減率 | 市町村名 | 平成12年度交付額 | 対前年度増減率 |
|------|-----------|---------|------|-----------|---------|
| 米子市 | 1,432,146 | 49.0 | 名和町 | 177,872 | 6.9 |
| 境港市 | 1,133,064 | 45.1 | 中山町 | 151,654 | 7.5 |
| 西伯町 | 653,090 | 104.8 | 日南町 | 516,768 | 11.6 |
| 会見町 | 246,512 | 102.1 | 日野町 | 623,348 | 152.6 |
| 岸本町 | 180,433 | 42.9 | 江府町 | 270,069 | 17.4 |
| 日吉津村 | 65,931 | 19.1 | 溝口町 | 517,326 | 145.2 |
| 淀江町 | 169,984 | 7.7 | | | |
| 大山町 | 245,598 | 10.1 | 計 | 6,383,795 | — |

第8章 広報活動

第1節 報道機関への情報提供

(1) 概 況

地震発生直後から、各報道機関が災害対策本部室内での取材を開始したが、災害対策本部室近くに記者室がないため、災害対策本部室内に急遽、報道機関用のスペースを確保した。

これにより被害状況等の報道機関に対する情報提供及び記者発表は、災害対策本部室内で直接実施し、本庁舎県政記者室で補完的に情報提供を行なった。(この体制は災害復興本部への移行(11月2日)まで継続)

初日は情報集約体制が混乱し、被害状況速報の提供は、予定時刻(午後4時30分)から大幅にずれ込んだ午後6時30分となった。なお、2日目以降、被害状況速報は定時に、その他の情報については随時、資料提供及び記者発表を行った。

(2) 報道機関へ情報提供の状況

ア. 資料提供(被害状況)

| 期 間 | 提 供 時 刻 (緊急情報は随時) | 備 考 |
|---------------|--------------------------------------|---------------|
| 10/ 6 | 17:00、17:30、18:30、19:00、21:00 | 避難所情報は23:30まで |
| 10/ 7 ~ 10/ 8 | 8:30、12:00、15:00、18:00、21:00 | |
| 10/ 9 ~ 10/10 | 9:00、12:00、15:00、(16:00)、18:00、21:00 | 16:00 支援情報 |
| 10/11 ~ 10/15 | 9:00、(16:00) | 16:00 支援情報 |
| 10/16 ~ 10/27 | 16:00 | |
| 10/28 ~ 11/19 | 16:00 (閉庁日の提供なし) | |
| 11/20 ~ 4/ 6 | 毎週月曜日16:00 | |
| 4/13 ~ | 毎月初日 | |

イ. 記者発表 随時、災害対策本部室内で実施。

ウ. 知事記者会見

| 日 時 | 内 容 | 場 所 |
|-------------|-----------------------|--------|
| 10/13 13:00 | 震災発生から一週間経過しての現状等について | 企業局局長室 |
| 10/17 18:00 | 検討中の住宅再建施策について | 企業局局長室 |

※10/23以降は、県政記者室で実施する定例記者会見の中で実施。

第2節 県政広報の実施

(1) 概 況

「県政だより」による復興に向けた県民の協力を呼びかけるメッセージの折り込み、県政だより、県政テレビによる震災の状況や復興への取組の紹介を行った。

そのほか、行政等による被災者支援情報について、新聞広告、文字放送、県のホームページ「とりネット」へ掲載し、周知に努めた。

(2) 実施状況

ア. 県政だより

| 号 数 | タ イ ト ル | 内 容 |
|------|-------------------|---------------------------|
| 11月号 | (県民向けのメッセージを折り込み) | A 4 版 1 枚 |
| 12月号 | 特集『鳥取県西部地震』 | 被災状況、県の対応状況及び復興に向けた取組等を紹介 |
| 1月号 | 特集『鳥取県西部地震を乗り越えて』 | 復興に向けた県内各地の動きを具体的に紹介 |

イ. 県政テレビ

| 放 送 日 | 番 組 名 等 | 内 容 |
|-------|---------------------|-----------------------|
| 10/16 | 『週刊！とりぽーと』(山陰中央テレビ) | 復興に向けた県内の動き及び知事メッセージ |
| 12/2 | 『とりっ子倶楽部』(山陰放送) | 復興への歩みを住民インタビュー等を交え紹介 |
| 12/6 | 『週刊！とりぽーと』(山陰中央テレビ) | 復興に向けての取組紹介 |

ウ. 新聞広告(県内向け)

| 実 施 日 | 掲 載 紙 | 内 容 |
|-------|-----------------------------|-----------------------|
| 10/18 | 日本海新聞 | 全7段、貸付金、県税の減免など |
| 12/1 | 日本海新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞 | 全10段、各種融資制度の案内 |
| 12/6 | 日本海新聞、山陰中央新報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞 | 全10段、住宅再建のための補助金、融資など |

エ. 新 聞 (お知らせ)

| 実 施 日 | 掲 載 紙 | 内 容 |
|-------|--------|------------------|
| 10/19 | 日本海新聞 | 半5段、住宅等相談窓口のお知らせ |
| 10/20 | 山陰中央新報 | 半5段、住宅等相談窓口のお知らせ |

オ. その他の媒体

| 実 施 日 | 媒 体 等 | 内 容 |
|-------|--------------------------|--------------------|
| 10/7～ | とりネット、文字放送 | 被害状況、支援情報等の情報掲載 |
| 10/18 | 新聞広告 | 支援制度紹介 |
| 10/21 | BSSラジオ 『どどーんと土曜日 新鮮組』 | 復興に向けて知事への電話インタビュー |

カ. その他

「米子震災フォーラム」会場でのパネル展示

(実施時期) 平成13年2月6日～7日

(実施場所) 米子コンベンションセンター「ビッグシップ」

(展示内容) 震災発生から復興への取組を紹介するパネルを展示

第3節 風評被害対策

(1) 概況

震災直後から、いわゆる風評による被害が多く発生したことから、関係課、関係団体等が協力して、風評被害対策を実施した。

(2) 広報課による情報発信事業の実施

(媒体を使った情報発信)

| 実施日 | 媒体等 | 内容 |
|----------|-------------|-----------------------------------|
| 10/16～ | 風評被害対策チラシ作成 | A4判 計75,000枚 |
| 10/26 | 新聞広告 | 全7段、モノクロ、掲載紙（京都新聞・神戸新聞・山陽新聞・中国新聞） |
| 10/29～31 | 大阪地下鉄車内吊り広告 | B3ポスター、1,450枚 |
| 11/3 | 新聞広告 | 全15段、モノクロ、掲載紙（読売新聞） |

(3) 観光課・県観光連盟による情報発信等の実施

| 実施日 | 内容 | 備考 |
|--------|---|---|
| 10/6～ | インターネットを通じた情報提供 (県観光HP掲載、旅行会社へのメール配信) | |
| 10月～ | テレビ・ラジオ番組放送、テレビスポット・旅行雑誌等への広告、大型映像装置でのスポット放映、電車中吊り広告、マスコミ招致など | 関西、中国・四国 |
| 11/6 | 「元気いっぱい！鳥取県」宣言（米子市） | |
| 11/7,8 | 旅館経営者、女将、県などによるキャラバン隊派遣（大阪、神戸、東京でのマスコミ・旅行会社訪問、街頭宣伝） | |
| 11/27 | 鳥取・鳥根観光復興フォーラム開催（米子市） | 運輸省・鳥根県と共同開催 12/4に運輸省による鳥取・鳥根観光対策連絡会議の開催 |

(4) 関係課等による取組の実施

| 実施日 | 実施機関 | 内容 |
|-------|-------------|---------------------|
| 10/28 | 東京事務所、文化振興課 | 神田神保町古本まつりでのPR |
| 11/18 | 大阪事務所 | 甲子園球場「阪神・巨人OB戦」でのPR |

第5部 県議会等の活動

第1章 被災地現地調査

県議会総務教育・福祉環境警察・農林水産・土木商工の各常任委員会は、鳥取県西部地震による被災状況等を把握して、その後の災害復旧に係る県の施策に生かすため、現地調査を実施した。

その日程概要は次の表のとおりである。

1 総務教育常任委員会の現地調査

| 調査日 | 調査場所 | 調査事項 |
|--------|--|------------------------|
| 10月24日 | 災害対策本部西部本部 | ・ 県西部における被災状況及び県の対応の概要 |
| 10月25日 | 県立武道館、北斗高校、あけぼの幼稚園、会見小学校、根雨高校、日野総合事務所、溝口町役場等 | ・ 建物の損壊状況等 |

2 福祉環境警察常任委員会の現地調査及び議長への申し入れ

| 調査日 | 調査場所 | 調査事項 |
|--------|--|--|
| 10月11日 | 災害対策本部、米子警察署 米子市災害ボランティアセンター本部 安倍彦名団地、済生会境港総合病院 境港カニかご岸壁等 | ・ 県西部における被災状況及び県・警察の対応の概要、建物の損壊・ボランティアの活動状況等 |
| 10月12日 | 西部やまと園、西伯町ボランティアセンター、ひまわり保育園、日野病院、明倫小学校等 | ・ 建物の損壊・ボランティアの活動状況等 |

平成12年10月12日

鳥取県議会議長 廣江 弑 様

鳥取県議会福祉環境警察常任委員会

副委員長 初田 勲

鳥取県西部地震災害対策に係る指摘事項について

このことについて、下記のとおり指摘しますので、適切に対応して頂くよう御配慮願います。

記

- 1 日野病院の新病院に係る建築・消防確認を直ちに実施し、一刻も早い移転・開業を図ること。
- 2 各避難住民の要望を的確に把握し、避難所への風呂場の設置等生活対策を早急に図ること。
- 3 り災証明の前の詳細調査において、調査員による不均衡が生じないよう的確に行うこと。

3 農林水産常任委員会の現地調査及び議長への申し入れ

| 調査日 | 調査場所 | 調査事項 |
|--------|--|---|
| 10月20日 | 災害対策本部西部本部 米子市彦名干拓地、境港弓浜開拓地 境漁港、境港水産卸売市場 西伯町法勝寺・能竹・登場・大木屋地内、日野町津地地内、江府町柿原地内、溝口町宇代地内 | ・県西部における被災状況及び県の対応の概要 ・液状化、排水路の損壊状況 ・漁港岸壁、水揚岸壁の損壊状況 ・林道、林地等の被災状況 |

平成12年10月27日

鳥取県議会議長 廣江 弉 様

鳥取県議会農林水産常任委員会
委員長 小谷 茂

鳥取県西部地震に関する申し入れについて

去る10月20日に当委員会が実施した鳥取県西部地震被災地の現地調査に基づき、災害復興について下記のとおり申入れますので、適切に対処していただきますよう要請します。

今回、調査した個所はいずれも地震による被害が大きく、冬を間近に控え、災害に対する一刻も早い復旧と、被災者への行き届いた支援が必要であります。

記

- 1 被災施設等の早期復旧について
 - (1) 激甚災害の指定と早期復旧に必要な予算及び人員の確保
時期を失しない効果的な早期復旧を行なう必要がある

- (2) 彦名干拓地及び弓浜干拓地の液状化現象の調査、対策の検討並びに塩害などからの営農復旧
- (3) 被災を受けた農業施設及び農業基盤関係施設（水路・ため池など）の災害復旧
水路などは来春の耕作時期までには復旧しておく必要がある
- (4) 西伯郡や日野郡を中心とした林道施設、林地及び林産関係施設の災害復旧
とくに、人家の裏山崩壊などは緊急の復旧が必要である
- (5) 境漁港施設及び境港水産卸売市場施設の災害復旧

2 農林水産業への支援について

- (1) 農作物被害に対する農家への支援措置
- (2) 被災を受けた林業関係者への支援措置
- (3) 漁業者及び水産加工業者への支援措置

4 土木商工常任委員会の現地調査及び議長への申し入れ

| 調査日 | 調査場所 | 調査事項 |
|--------|---|--|
| 10月11日 | 災害対策本部西部本部 米子港、安倍・彦名団地、彦名干拓地 境港管理組合、境港外港昭和北地区、境港外港昭和南地区、境港外港竹内地区 米子市本通り商店街 | ・ 県西部における被災状況及び県の対応の概要 ・ 港湾岸壁、建物の損壊状況、液状化状況等 ・ 岸壁の損壊、液状化状況等 ・ 商業経営への影響等 |
| 10月12日 | 西伯町伐株・赤谷地内、会見町役場、会見小学校、溝口町役場、日野町下榎地内 | ・ 建物、道路、橋梁の損壊状況等 |

平成12年10月16日

鳥取県議会議長 廣江 弉 様

鳥取県議会土木商工常任委員会
委員長 小玉正猛

当委員会が実施した鳥取県西部地震の現地調査を踏まえ、下記事項について、申し入れを行いますので、適切に対応していただきますようお願いします。

I 県への要請

1 生活支援

- (1) 激甚災害の指定及び産業基盤（道路、港湾等）の復興、公共施設の復旧費に対する国の補正予算化の要求及び県の予算措置
- (2) 災害復旧、住民支援のための専門家及び県職員派遣による人的支援
- (3) 市町村の災害対策事業への財政的支援
- (4) がけ崩れ、地すべり等の土砂災害箇所に対する受益者負担金の軽減
- (5) 被災住宅（全壊、半壊等）復旧費の支援及び仮設住宅の充実並びに既存融資制度に対する利子補給及び支払猶予延長
- (6) 災害対策関係情報の住民への連絡網（県・市町村職員の被災地の常駐）とその効率的な提供手段（電光掲示板等）の設置並びに被災地における住民への説明会の開催（産業復旧と経営相談、住宅復旧相談等の窓口の充実）
- (7) 災害廃棄物の一時保管場所の確保とその早期処分対策の実施
- (8) 急傾斜地の危険箇所に対する早期対応（指定条件の緩和、再調査）
- (9) 相談窓口の設置による総合的なケア対策（被災住民、従事職員のための公的機関への要請を含む。）
- (10) 生活支援のための新たな無利子貸付制度の創設
- (11) 高齢世帯など定住対策のための助成制度の創設
- (12) ライフライン（電話、水道）の今後の対応のあり方

2 産業復興支援

- (1) 新たな産業復興融資制度の創設（無利子、長期）
- (2) 境港の漁港・港湾施設（カニかご岸壁、耐震バース）の早期復旧
- (3) 竹内工業団地、安部彦名団地、崎津住宅団地等における液状化の被害に対する支援措置及び徹底調査並びに今後の対応
- (4) 商工、観光の売り上げの減少に伴う運転資金並びに施設整備に係る特別融資
- (5) 現行融資制度の軽減措置（利子補給期間の延長、支払猶予）
- (6) 中小企業各種共済、地震保険等共済金、保険金の早期確定と早期支払いの要請
- (7) 県内観光地の震災による風評被害対策

II 国への要請

1 激甚災害の早期の指定による財政支援と早期予算化

第2章 各会派の要望・申し入れ

県議会各会派は、次のような要望・申し入れを知事や総理大臣等に行った。

1 鳥取県議会自由民主党

平成12年10月10日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会自由民主党

会長 浜崎芳宏

県民が、「生きる力」と「働く喜び」を持続するために！

- 1 負傷者及び全壊・半壊被災者等への生活支援に万全を期すこと
 - (1) メンタルケア対策（負傷者・避難者への医師・保健婦の対応体制整備）
 - (2) 災害救助法による災害援助資金・生活福祉資金の更なる低利化の検討
 - (3) 生活復興単県資金の検討（災害救助法適用外）
 - (4) 災害見舞金の早期配付
 - (5) 相談窓口の充実
- 2 国への要請
 - (1) 激甚の早期指定
 - (2) 天災融資措置法の早期発令と農林水産復興
 - (3) 臨時国会での災害復興予算の計上（ライフライン・産業基盤の確保等）
 - (4) 災害市町村への財政支援（交付税前払・特別交付税等）
 - (5) 鳥取県への財政支援
- 3 産業復興
 - (1) 各種共済金・保険金の早期確定と早期支払の実施要請
農業共済・中小企業各種共済・地震保険等
 - (2) 現行制度融資の支払猶予
 - (3) 現行制度融資の予算枠の確保
 - (4) 融資保証枠の確保
 - (5) 新たな産業復興融資制度の創設
 - (6) 相談窓口の充実
 - (7) 埋立地の液状化の徹底調査と対策の早期樹立（竹内工業団地・塩害等）

4 ライフライン・産業基盤の復興

- (1) 市町村の災害対策事業への支援（財政支援も含む。）
- (2) 市町村への人的支援（派遣）の強化
- (3) 市町村の住民支援事業（住宅確保・生活不安解消・健康対策等）への支援
- (4) 県の災害対策事業の早期予算化と実施（予算の専決）

援助物資・住宅・道路・橋梁・治山・河川・港湾水産施設等

5 臨時県議会の早期開会

当面の災害対策の目処が立ち次第、臨時県議会を招集すること

平成12年10月13日

内閣総理大臣 森 喜 朗 様

（自治大臣、建設大臣、国土庁長官、農林水産大臣）

鳥取県議会自由民主党

会長 浜 崎 芳 宏

10月6日に発生した鳥取県西部地震につきましては、迅速なる対応をしていただき、厚くお礼申し上げます。

依然として続く余震のため、被災住民は避難生活を余儀なくされ、公共施設等の復旧も目処が立たない状況であります。

県といたしましては、住民生活の安定確保と被災地域の早期復興に向けて、全力を上げて取り組んでおりますが、国におかれましても一層の御支援を賜りたく、下記のとおりお願い申し上げます。

記

- 1 「災害対策基本法」に規定する激甚災害に指定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の早期適用をお願いします。
- 2 鳥取県及び県内被災市町村に対する普通交付税の前払及び特別交付税措置等による格別の財政支援をお願いします。
- 3 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の早期発令をお願いします。
- 4 国道等のライフラインの早期復旧並びに港湾施設等の産業基盤の確保を図るため早期予算化をお願いします。
- 5 農地塩害対策事業を災害復旧事業で対応できるようお願いします。

平成12年10月14日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会自由民主党

会長 浜崎芳宏

県民が、「生きる力」と「働く喜び」を持続するために！

鳥取県西部地震が発生して以来、県議会自由民主党議員は手分けをして、現地被災状況を調査したところである。

その結果、県民が「生きる力」と「働く喜び」を持続するためには、生活基盤の中心となるべき住宅の再建が最も緊急の課題であることで、各議員の認識が一致した。

特に、中山間地域においては、このまま放置すると過疎の更なる進行につながり、地域一帯の生活基盤の崩壊が危惧される状況である。

また、米子市、境港市においては、中小零細企業が抱える経済不況、水産業の不振の最中での被災により、経済再建に向けた意欲の減退が懸念される場所である。

このような状況の中、被災住民の復興に対する意欲を喚起するために、以下のとおり、第二回目の緊急要望を行うものである。

記

1 被災住宅の新築、補修工事(全壊、半壊を問わず。)に対して、工事費の頭金に相当する程度の額を補助する鳥取県独自の制度を創設すること。

ただし、新築の場合は、同一地域内に新築するものとする。

2 液状化対策

(1) 安倍彦名団地及びその他の住宅団地の液状化対策を緊急に講じること。

(2) 埋立て農地に対しては、国並びに鳥取県で土壌改良を行うこと。

3 中小企業及び農林水産災害対策制度融資においては、金利0、保証料0で対応すること。

4 激甚災害に必要な被害額の積み上げを早急に行い、一日でも早く国の指定が受けられるよう努力すること。

なお、災害復旧事業を早期に実施するため、国の補正予算の確保を図ること。

5 県内観光地の震災による風評被害対策を早急に講じること。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会会派「信」

会長 松田一三

鳥取県西部地震に関する要望について

去る10月6日に発生した鳥取県西部地震は、県西部を中心とした各地に多大な被害をもたらし、地震被害からの復興と生活支援が急務となっていることから、下記のとおり要望します。

記

- 1 交通・建築物・上下水道等の公共建造物の早期修復を行なうこと。
- 2 生活及び農業用水路の早期修復と代替水路の確保を図ること。
- 3 上水道（井戸水・湧水利用）の水源（水系）変動に伴う緊急代替措置を行なうこと。
- 4 山林・耕地等の崩壊修復及び亀裂等の調査を行うこと。
- 5 液状化により陥没・傾斜した家屋に対する家屋被害対策を行なうこと。
- 6 埋立農地の液状化による塩害対策を行なうこと。
- 7 観光・宿泊等の「風評被害」対策を行なうこと。
- 8 漁業・農業（梨・柿等）の被害対策を行なうこと。
- 9 漁業者に対する無利息の融資制度を創設すること。
- 10 復旧・支援策の住民への説明の徹底を図ること。
- 11 FEMA（米国連邦緊急事態管理庁、Federal Emergency Management Agency）に範をとり、災害救助隊の導入を図ること。
- 12 震災直後電話がかかりにくい状態を解消するため、通信網の再点検を行なうこと。
- 13 液状化に対応した全般的な土地造成指針（ガイドライン）を制定すること。

平成12年10月27日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会社会・住民連合
会長 足立光徳

鳥取県西部地震災害対策に対する要望について

先に発生した鳥取県西部地震は、西部地域に多大な損害を与え、今も残る余震の中で、被災住民の不安は増大し、地域住民の生活と安全は未だ確保されていない状況となっております。

鳥取県議会 社会・住民連合は、こうした被災地住民や県民の要求を踏まえ、一日も早い県西部地区の復興を願い、下記事項を要望します。

記

- 1 被災者への生活支援に係る融資の緩和と利子補給を措置されたい。
- 2 被災者への精神的ケア及び相談窓口を充実されたい。
- 3 弱者及び障害者、低所得者に対し特段の配慮がなされるよう施策を充実されたい。
- 4 住宅融資の条件緩和及び利子補給と円滑化を図られたい。
- 5 液状化に伴う被害の復旧と今後の対策を実施されたい。
- 6 商工業に対する特例融資の創設と支援策を講じられたい。
- 7 農林水産業に対する支援を強力に行われたい。
- 8 被災者及び被災地への公的支援を拡充されたい。
- 9 激甚災害の指定に向け、国に対し強力に要請されたい。
- 10 被災地の市町村に対し十分な支援が行われるよう努力されたい。
- 11 地震観測地点の見直し及び計測器の増設により、的確な情報提供を行われたい。
- 12 災害復旧に乗じた悪徳業者の阻止指導を図られたい。
- 13 観光地などの風評被害への対応を強力に実施されたい。
- 14 高等学校の授業料免除及び奨学資金等の条件緩和を図られたい。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片山善博様

公明党鳥取県議会議員団

団長 山崎建治

鳥取県西部地震による災害復旧対策および産業・経済、生活基盤等の早期再建をめざして

10月6日(午後1時30分頃)、地震発生以来、県の迅速かつ的確な対応は被災者・被災地域の不安と困惑を和らげる上で、おおいに効果があったと評価し、敬意を表するところです。

とはいえ、被災者・被災地域の闘いはこれからが本番です。安心と希望を見出せる更なる施策の速やかな実現を切望するところです。

県の速やかな対応を良とするところですが、現段階で特に留意すべきと思われる事項につき、以下要望いたします。

I 産業経済基盤の復旧整備

1、境港、港湾の復旧

- かに籠岸壁、40000 t パース他

2、竹内工業団地の復旧

- 土壌改良(液状化防止対策)
- 道路、用水路等の基盤再整備

3、幹線道路の復旧整備

4、被災企業・事業所に対する再建支援

- 復旧・補償等に対応する無利子資金や無担保保証制度等の支援
- 各種現行制度の条件緩和や円滑かつ弾力的な運用
- 雇用安定対策

5、農林水産業に対する支援

- 漁業者、水産加工業者、農業者、林業者の減収等に対する緊急支援
- 干拓地における塩害防止対策および排水路の補修に対する支援

II 生活支援

1、個人住宅の新築・補修にかかわる助成制度の創設

2、県住宅供給公社の造成地における液状化防止対策と補償

- 3、大沢川放水路改修と被災家屋に対する補償
- 4、被災による生活困窮者に対する救済処置と経済支援
- 5、被災者に対するメンタルケア
- Ⅲ 公共建築物の早急な復旧
 - 被災小中学校、高等学校の校舎、敷地の復旧
 - 日野病院の迅速な移転、西伯病院の復旧整備、福祉施設の復旧整備
- Ⅳ 地域防災対策の一層の充実
 - 災害情報の告知等、整備の遅れている市町村の解消
 - 備蓄体制の充実
 - 自治体とボランティアの連携強化
- Ⅴ 被災市町村に対する財政支援策の充実
- Ⅵ 観光施設の積極的推進

5 日本共産党鳥取県議員団

平成12年10月25日

鳥取県知事 片山善博様

日本共産党鳥取県議員団
団長 松本芳彬

鳥取県西部地震対策に関する申し入れ

地震による被害はひろがっており、被災者の健康、生活、営業など全般にわたって重大な影響が出ています。

不要不急の大型プロジェクトを中止し、基金を取り崩し、被災者の生活再建のため全力を尽くされるよう、緊急申し入れに加えてつぎの点を申し入れます。

1.

- ① 憲法25条の見地から「住宅」などに対する国の公的保障や助成制度を確立するよう政府に求めること。
- ② 災害救助法は西部地震にあった全地域を指定するようひきつづき国に強く求めると共に県として独自の支援(指定自治体と同等の)をおこなうこと。

2. 住宅について

県が全壊300万円、半壊150万円の助成の方針を示されたことは評価します。しかし低所得者、ローン支払い中の世帯の実態は、これでは家を建て直し、また改修することは困難です。

こうした中で溝口町は、年収250万円以下について町が住宅を建設し、そこに住みつづけられるようにする方針を出されました。

こうした状況下で鳥取県として

- ① 老人だけの世帯、母子、寡婦世帯、現在ローンの支払いの中で新たな借金による住宅建設の不可能な方も、一定利用でき、住宅建設ができるようにするため、助成金額の引き上げをすること。
 - ② 県営住宅を住んでいるところに建設すること。
 - ③ 石垣も様々です。400～500万円かかるところもあり、状況に見合った助成をし、安全確保、二次災害をふせぐこと。
3. 震災による心労、過労により病気の方が出ています。被災による心のケア支援をおこなう長期の体制等について具体化し情報(どこで受診できるかを含め)を全被災者に早く知らせ、支援すること。
4. 小企業は直接の被害と共に、地元商店街は「パッタリと客足がとまった」といわれているように消費不況に追いうちで年末を控え、深刻な状況である。
- ① 政府の中小企業安定化特別保証制度の借り増し返済猶予・返済期間の大幅延長。
 - ② その他の現行融資の支払い猶予、利子補給期間を延長すること。
 - ③ 出前営業相談体制を強化し、共に再建にとりくむこと。
5. 農業共済に入っていない赤梨(8～9割もの被害)など農業被害を救済すること。
6. 皆生温泉をはじめ、旅館、ホテルの予約キャンセルによる11億円をこえる被害へのきめ細かな対策。
7. 県住宅供給公社の造成した住宅地被害への責任を明確にし、救済のため早期の対応をすること。
8. 崎津住宅団地の環状道路、歩道・側溝補修の市負担分は県が負担すること。
9. 赤線、青線(道路)の改修は国の負担とするよう要求すること。
10. 大沢川の暗渠放水路上の米子市上後藤6区～9区、旗ヶ崎5区、8～9区の49戸の被害について責任を負うこと。
11. 長期にわたる不眠不休の救済業務に当たられた県職員の健康管理、心のケアに万全を期すこと。
12. 被災市町職員にも同上の配慮を。
13. 市町村への職員の派遣は、自主的、要請にかかわらず、人件費を求めないこと。

平成12年10月13日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会カレッジ

代表 長谷川稔

鳥取県西部地震に対する申し入れ

米子市、境港市、西伯町、日野町、溝口町、会見町における被害状況について、今回調査活動をおこなった結果、今後の対応について下記の事項について申し入れます。

- ① 災害援助法では、対象が限定され、また、今後、余震や雨で被害が拡大する可能性があり、激甚災害法の申請を進めること。
- ② 今回の地震は液状化現象などにより、使用不能な住宅が多く実情は建て替えが必要となり、「被災者生活再建支援法」の適用を申し出ること。
- ③ 仮設住宅の必要戸数を的確につかみ、早期に着工すること。
- ④ 新築の日野病院の開設予定を可能な限り早めることにより、患者、利用者の安心を図ること。
- ⑤ 境港港のカニかご岸壁の改修、及び竹ノ内団地の本格的な復旧整備を図ること。
- ⑥ 彦名、富益など県住宅供給公社の造成した住宅地について、公社として被害の対応窓口に当たること。
- ⑦ 彦名干拓地で液状化した水田、畑地の復旧について、中海淡水化中止に伴う本格水源確保の問題と任せて抜本的措置を講じること。
- ⑧ 建物の解体、住宅内の片付けから出るガレキの処理について、搬入先の確保など便宜を図ること。尚、その際家電製品のフロン抜き取りなど環境問題に配慮した対応をとられること。
- ⑨ この度の県の迅速で、市町村と一体となった対応は好感をもたれている。
今後、引き続き協力体制をとると同時に、国へ市町村の被害状況申請に当たっては、キメ細かく拾い上げ特別交付税措置に万全を期すこと。
- ⑩ 県は観光施設をはじめ、県内の旅館、ホテルは平常通り営業しており、受け入れ体制が整っていることをPRすること。

第3章 臨時会・定例会

第1節 全員協議会等

1 議会運営委員会

10月27日、鳥取県西部地震による災害対策についての臨時会を11月2日に召集したい旨知事から議長に申し出があり、10月27日午前11時15分から議会運営委員会を開催し、執行部から提出予定議案の説明を受け、議事日程等を協議した。なお、地震被害に関する請願、陳情に限り、当該臨時会に付議することに決定した。

2 全員協議会

10月27日午前11時37分から全員協議会を開催し、片山知事から鳥取県西部地震による被害の状況、災害の応急復旧対策について概要説明が、平井総務部長から被害状況の報告と補正予算の概要について詳細説明が、池上企画部次長から国への緊急要望の状況について説明が行われた。

主な論議事項は次のとおりである。

- (1) 補正予算の財源の対応について
- (2) 被災者向けの住宅復興対策について
- (3) 市町村の財政負担について
- (4) 激甚災害指定の見通しについて
- (5) 土地の液状化被害への対応について

3 各会派説明会

10月27日午後1時から各会派に提出予定議案について執行部から説明が行われた。

第2節 11月臨時会

11月臨時会の審議状況等を議事順序に従って記載すると次のとおりである。

1 本会議

11月2日午前10時17分開会、会期を1日と決定し、議案第1号として災害復旧費や被災者向け住宅復興補助金等総額279億3,904万円の平成12年度一般会計補正予算並びに議案第8号として、災害復旧について緊急を要する応急工事費等総額50億円の平成12年度一般会計補正予算の専決処分の承認についてなど8議案を上程し、片山知事から提案理由の説明があった後、暫時休憩した。

2 常任委員会

本会議休憩の間に付議案予備調査の各常任委員会が開催され、それぞれ所管別に説明を受けた後、質疑を行った。

主な論議事項は次のとおりである。

○総務教育常任委員会

- (1) 私立学校災害復旧費補助事業について
- (2) 私立高等学校生徒授業料減免事業について
- (3) 鳥取県西部地震風評被害対策事業について
- (4) 県立施設災害復旧事業について
- (5) 震災対策業務職員経費について
- (6) 市町村資金貸付基金への繰出金について
- (7) 市町村振興交付金について
- (8) 専修学校等奨学資金貸付事業費について

○福祉環境警察常任委員会

- (1) 災害援護資金の貸付について
- (2) 社会福祉施設等の災害復旧事業費について
- (3) 備蓄費について
- (4) 小規模作業所等の災害復旧費について
- (5) 生活福祉資金等の利子補給について
- (6) 自然公園施設の災害復旧について
- (7) 公衆浴場の災害復旧支援について
- (8) 鳥取県災害対策本部及び西部本部の運営に要する経費について
- (9) 震度計の整備について
- (10) 災害警備活動に要する経費について
- (11) 警察施設の災害復旧費について
- (12) 交通安全施設の災害復旧費について

○農林水産常任委員会

- (1) 被災した耕地及び林道、治山、漁港各施設の復旧について
- (2) 農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費に対する助成について
- (3) 農業者、漁業者及び水産加工業者等が復旧等のために資金借入した場合の金利、保証料の助成について
- (4) 激甚指定外市町村の農地小災害復旧事業に対する助成について
- (5) 大沢川周辺の被災状況等調査について

○土木商工常任委員会

- (1) 被災者向け住宅復興事業について
- (2) 液状化技術的検証・対応策検討事業について
- (3) 2次災害対策について

- (4) 公共施設の耐震補強について
- (5) 震災対策商工業復興支援緊急対策事業について
- (6) 観光面での風評被害の防止対策について
- (7) 震災の影響に伴う雇用対策について
- (8) 商店街の震災復興対策について
- (9) 工業団地における液状化被害について
- (10) 被災者向けの住宅復興助成事業に対する市町村の財政負担の軽減措置について

3 本 会 議

午後1時49分再開し、議案第1号から第8号について、質疑を行った。

主な論議事項は次のとおりである。

○石黒豊議員（自由民主党）

- (1) 鳥取県西部地震・激甚災の指定について
- (2) 各種融資制度の周知方法について
- (3) 住宅再建支援策について
- (4) 被災者の心のケア体制について
- (5) 道路等の復旧整備について
- (6) 商港、漁港の復旧について
- (7) 液状化対策に対する県の対応について
- (8) 緊急融資制度について
- (9) 市町村の財政負担に対する県の支援策について
- (10) 小規模災害復旧事業に対する配慮について
- (11) 倒壊家屋改築補助への県の財政負担について

○福間裕隆議員（会派「信」）

- (1) 鳥取県西部地震・市町村の財政支援について
- (2) 被災状況把握のための調査費に対する補助について
- (3) 市町村独自の公共施設被害に対する補助について
- (4) 商工業復興支援緊急対策事業の弾力的な対応について
- (5) 信用保証協会の認定のあり方について
- (6) 安部彦名団地の被害に対する対応について
- (7) 大沢川周辺の被害に対する対応について
- (8) 災害査定調査期間の延長について
- (9) 被災高齢者住宅改修資金の金融機関の貸し渋りについて
- (10) 避難場所の安全度について

- (1) 地震発生後の県の対応について

○杉根修議員（社会・住民連合）

- (1) 鳥取県西部地震・町村の対応に対する感想について
- (2) 激甚災の指定について
- (3) 住宅復興の支援策について
- (4) 住宅損壊の判定について
- (5) 児童生徒の心のケアに当たる臨時講師の採用について
- (6) 生活支援策について
- (7) 住宅修繕代金支払いの公的機関での保証について
- (8) 地震専門家の意見を参考にした防災対策について
- (9) 防災体制の見直しについて

○長岡和好議員（公明党）

- (1) 鳥取県西部地震・大沢川周辺被災状況調査の完了時期について
- (2) 被災者向け住宅復興補助事業について
- (3) 液状化対策について
- (4) 公共施設の被害調査に対しての県職員の派遣について
- (5) 家屋損壊の判定基準について
- (6) 住宅復興補助制度の地方負担に係る県貸付金の取り扱いについて
- (7) 住宅団地の土地改良について
- (8) 児童生徒の心のケアについて
- (9) 行政に携わる者の姿勢について

○大谷輝子議員（共産党）

- (1) 鳥取県西部地震・市町村資金貸付金の要望状況について
- (2) 大沢川周辺の被害状況調査について
- (3) 社会福祉施設の被害について
- (4) 住宅の原状回復のための対策について
- (5) 住宅再建についての市町村の負担について
- (6) 石垣、擁壁修繕に対する補助金の増額について
- (7) 土地改良事業負担金について
- (8) 大沢川周辺の被害状況調査について
- (9) 住宅のあっせんについて
- (10) 竹内工業団地の液状化について
- (11) 震災対策商工復興資金について

○長谷川稔議員（カレッジ）

- (1) 鳥取県西部地震・災害救助法適用除外地域に対する手当てについて
- (2) 液状化に対する住宅供給公社の責任について
- (3) 住宅再建資金対策について
- (4) 擁壁補修事業について
- (5) 竹内工業団地への送水対策について
- (6) 水産加工業者への操業支援について
- (7) 地震による埋設農薬施設への影響調査について
- (8) 瓦れき処理について
- (9) 災害時における医療体制の充実について
- (10) 原子力防災対策について
- (11) 県独自の防災の日の設定について
- (12) 家屋損壊の判定基準について
- (13) 復興対策本部の今後の取り組みについて

以上の質疑が行われ、終結後知事提出議案8件と震災関係の陳情11件を、それぞれの所管の常任委員会に付託し、暫時休憩した。

4 議会運営委員会

本会議休憩の間に議会運営委員会が開催され、本会議の常任委員長報告において、鳥取県西部地震の現地調査について報告することが了承された。

5 常任委員会

議会運営委員会終了後、本会議休憩の間に付託案件審査の各常任委員会が開催された。

6 本会議

午後7時13分再開し、各常任委員長から委員会の審査結果及び鳥取県西部地震の現地調査について報告が行われ、採決の結果、知事提出議案8件は委員長報告のとおり起立全員で原案のとおり可決、承認し、議案第1号に対する附帯意見を付することについても起立全員で決定し、陳情11件も委員長報告のとおり全員異議なく採択、趣旨採択と決定した。

第3節 12月定例会

12月4日開会の12月定例会の本会議における災害に関する主な論議事項は次のとおりである。

【12月6日】

○初田勲議員（自民党）

- (1) 鳥取県西部地震の残された課題・初動体制について
- (2) 救援物資について
- (3) 住宅復興支援策について
- (4) 県の財源確保について
- (5) 市町村への財政支援について
- (6) ボランティアの整備充実について

【12月8日】

○杉根修議員（社会・住民連合）

- (1) 西部地震からの課題について

○山崎建治議員（公明党）

- (1) 鳥取県西部地震を踏まえた今後の防災対策について
- (2) 活断層の調査について
- (3) 液状化対策について
- (4) 公共施設の耐震補強工事について
- (5) 市町村の防災体制に対する知事の所見について
- (6) 鳥取県内の土砂災害危険個所対策について
- (7) 防災拠点としての学校の位置づけについて

○大谷輝子議員（共産党）

- (1) 震災復興について
- (2) 住民の安全を守る対策・激甚災の指定について
- (3) 液状化被害に対する県の責任について
- (4) 農業被害の復旧支援について
- (5) 復旧に要する測量設計コンサル料の町負担軽減について
- (6) ため池、水路の早期復旧について
- (7) 山林崩落危険個所の早急な工事促進について
- (8) 県道の復旧見通しについて
- (9) 被災地への県営住宅の優先的建設について
- (10) 被災農村地域での地産地消の取り組みについて
- (11) 住宅復興補助金と財政支援について

- (12) 高圧線鉄塔の地震による被害対策について
- (13) 島根原子力発電所の防災対策について
- (14) 市町村に対する財政支援について
- (15) 赤線、青線について

【12月11日】

○石黒豊議員（自民党）

- (1) 鳥取県西部地震の防災復旧対策・自衛隊活動に対する評価について
- (2) 鳥取空港における自衛隊輸送機の慣熟飛行について
- (3) 重要港湾境港の耐震バースの整備について
- (4) 地震対策特別融資の実効性について
- (5) 臨港道路の整備について
- (6) 地震被災企業に対する金融支援策の継続について

○川上義博議員（自民党）

- (1) 個人住宅復興基金の創設について
- (2) 地震被害家屋修繕費の査定について
- (3) 地震被災住宅支援対策について
- (4) 防災ヘリコプターの運航経費について

○長岡和好議員（公明党）

- (1) 中山間地域の活性化対策について

【12月12日】

○米井悟議員

- (1) 原子力防災対策の整備について
- (2) 鳥取県西部地震による住宅崩壊とシックハウス病について

【12月18日】

議員提出議案第7号「被災者の住宅再建に対する支援制度の創設を求める意見書」が追加上程され、採決の結果、起立全員で原案のとおり可決された。

平成12年12月18日

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣 様
国土庁長官
衆・参両院議長

鳥取県議会議長 廣江 弼

被災者の住宅再建に対する支援制度の創設を求める意見書

平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震においては、幸いにして死者はなかったものの、中山間地域を中心として、多数の住宅に甚大な被害が生じている。住宅は、生活に必要不可欠なものであり、被災者は一刻も早い住宅の再建を望んでいるが、被災地の多くは過疎地域で、被災者には高齢者が多いことから、住宅の再建には困難を極め、被災者は今後の生活に不安を感じていた。

このため、本県では、地域の活力を維持する観点から、市町村とも協力の上、被災者の住宅再建に対する補助制度を独自に設けたところであるが、この補助金には多額の財源を要し、本県及び市町村の財政に深刻な影響を与えている。

そもそも自然災害は、全国どこでも発生する可能性があり、その被害も一地方にとどまらないものである。また、被害金額も非常に大きくなるため、地方公共団体だけで対処することは極めて困難である。

よって、政府におかれては、被災者の生活に必要不可欠な住宅の再建に対する国の支援制度を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第4節 2月定例会

3月23日、議員提出議案第2号「被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書」が追加上程され、採決の結果、起立全員で原案のとおり可決された。

平成13年3月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
国土交通大臣

鳥取県議会議長 廣江 式

被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書

本県では、平成12年10月6日の鳥取県西部地震の教訓を踏まえ、自然災害に伴う住宅再建に対して公的支援を行うために、市町村の協力も受けて、被災者住宅再建支援基金を創設することを検討している。

しかし、自然災害からの地域の再建は、地方自治体だけに責任があるのではなく、国にも責任があることから、国において、全国規模の基金を創設することが望ましいところである。

よって、政府におかれては、被災者の住宅再建に対する公的支援制度に関し法律を整備するとともに、全国規模の基金を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

鳥取県西部地震関連支援対策一覧

平成13年3月末までに行った対策

〔住宅関係〕

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|---------------------------------------|---|----|
| 鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金 (住宅環境課) | <p>補助対象の内容・下限の設定・本人負担額等事業の詳細な条件については市町村の定めたところによる。</p> <p>1 住宅関連 鳥取県西部地震において被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する一の建物の建設又は補修を行う者に対し、補助金を交付する。</p> <p>(1) 建設〈補助対象限度額〉300万円 〈負担割合〉県2/3 ※居住していた市町村内に建設する場合に限る。</p> <p>(2) 補修〈補助対象限度額〉150万円 〈補助率〉50万円未満の場合：県1/2 50万円以上の場合：県1/3</p> <p>(3) 液状化〈補助対象限度額〉150万円 〈補助率〉50万円以下の負担割合：県1/2 50万円超150万円以下の負担割合：県1/3</p> <p>〈補助対象範囲〉 液状化によるものの基礎の復旧（地盤補強、宅地の整地等を含む） ※(1)及び(3)又は(2)及び(3)の組み合わせで適用できる。</p> <p>2 石垣関連 崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼすおそれのある損壊した石垣・擁壁等を補修した者に対し補助金を交付する。 〈補助対象限度額〉150万円 〈補助率〉県1/3</p> | |
| 鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金利子補給事業 (住宅環境課) | 住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受ける者に対し、当初6年間、上限2.1%の利子補給を行う。 | |
| 鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業 (住宅環境課) | <p>住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、上乗せ融資を行う。</p> <p>〈融資限度額〉 建設400万円（20年償還・据え置きなし） 補修200万円（10年償還・据え置きなし） 〈利率〉2.1%（当初6年間無利子）</p> | |
| 鳥取県西部地震被災者向け民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 (住宅環境課) | <p>被災者（り災証明書の「り災世帯の構成員」）が、民間賃貸住宅に入居した際に市町村が行った家賃補助に対し、補助金を交付する。</p> <p>〈事業主体〉市町村 〈補助対象経費〉市町村の家賃補助額 〈補助限度額〉3万円/戸・月 家賃の1/2 〈補助率〉県1/2</p> | |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 | | | | | | | | |
|---|---|---------------|-------|----------|-------|-------------|-------|--------------|-------|--|
| 鳥取県西部地震被災者向け 空き家活用型家賃負担軽減 事業 (住宅環境課) | <p>市町村が民間空家を借り上げて補修し、被災者に賃貸する経費について、補助金を交付する。</p> <p>〈事業主体〉市町村</p> <p>〈補助対象経費〉</p> <p>①市町村が民間空家を補修する経費</p> <p>②市町村が①の空家を借り上げた額と、被災者へ貸し付けた際の入居者負担額との差額</p> <p>〈補助限度額〉</p> <p>①の経費：50万円</p> <p>②の経費：1ヶ月あたり3万円</p> <p>〈補助率〉</p> <p>①及び②のいずれも県1/2</p> | | | | | | | | | |
| 災害援護資金 | <p>1 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居が全壊または半壊した世帯 ・世帯主が1ヶ月以上の負傷をされた方等 <p>2 対象事業 住宅の改築、補修等</p> <p>3 貸付限度額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住居の全壊</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">家財の1/3以上の損害</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">世帯主が1ヶ月以上の負傷</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> </table> <p>4 償還期間 10年以内(据置3年以内)</p> <p>5 利率 3%(当初6年間は無利子)</p> <p>※ 世帯人員により所得制限あり</p> | 住居の全壊 | 350万円 | 住居の半壊 | 250万円 | 家財の1/3以上の損害 | 150万円 | 世帯主が1ヶ月以上の負傷 | 150万円 | |
| 住居の全壊 | 350万円 | | | | | | | | | |
| 住居の半壊 | 250万円 | | | | | | | | | |
| 家財の1/3以上の損害 | 150万円 | | | | | | | | | |
| 世帯主が1ヶ月以上の負傷 | 150万円 | | | | | | | | | |
| 生活福祉資金の中の災害援護資金 (福祉保健課) | <p>1 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者世帯(所得が生活保護基準の概ね2倍以内 →例 単身200.4万円) ・障害者世帯(身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯) ・高齢者世帯(日常介護を要する65歳以上の者の属する世帯) <p>※ 上記の災害援護資金の貸付対象世帯を除く。</p> <p>2 対象事業 住宅の改築、補修</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住居の全壊</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住居の一部破損</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> </table> <p>3 事業主体 鳥取県社会福祉協議会</p> | 住居の全壊 | 350万円 | 住居の半壊 | 250万円 | 住居の一部破損 | 150万円 | | | |
| 住居の全壊 | 350万円 | | | | | | | | | |
| 住居の半壊 | 250万円 | | | | | | | | | |
| 住居の一部破損 | 150万円 | | | | | | | | | |
| 母子寡婦福祉資金 (子育て支援課) | <p>1 貸付対象者 母子家庭の母、寡婦、40歳以上の配偶者のない女子</p> <p>2 貸付の対象</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住宅の改築、補修等住宅資金</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">転居費等転宅資金</td> <td style="text-align: right;">26万円</td> </tr> </table> <p>3 事業主体 鳥取県(各健康福祉センター)</p> | 住宅の改築、補修等住宅資金 | 200万円 | 転居費等転宅資金 | 26万円 | | | | | |
| 住宅の改築、補修等住宅資金 | 200万円 | | | | | | | | | |
| 転居費等転宅資金 | 26万円 | | | | | | | | | |
| 優良木造住宅助成事業 (住宅課) | <p>県産材を利用した優良な木造住宅を建設(購入)する者に対して1戸あたり30万円を助成。</p> | | | | | | | | | |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|---------------------------|---|----|
| 優良分譲住宅供給助成事業 (住宅課) | 県住宅供給公社が供給する地域優良分譲住宅の購入者に対し、住宅金融公庫借入利率の1%を当初5年間利子補給する。 | |
| 県営住宅の家賃減免 (住宅課) | 家賃の全額減免(1年間) 敷金の徴収猶予(1年間) | |
| 被災家屋等解体支援事業 (循環型社会推進課) | 被害を受けた市町村が生活環境保全上特に必要として実施する被災家屋等の解体に係る経費に助成。 補助率1/2 | |

〔生活・福祉・医療関係〕

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|--------------------------|---|----|
| 被災地の高齢者等の生活支援 (長寿社会課) | 被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母等で自宅の清掃、小修繕等が困難な場合、自宅での生活が可能となるよう支援する市町村に対し助成する。 負担割合：県1/2、市町村1/2 助成額：1世帯あたり10万円(特認20万円) ボランティアを活用して実施 1世帯あたり5万円(特認10万円) | |
| 被災世帯への見舞金 (福祉保健課) | 住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対し見舞金を支給する。 支給額：1世帯あたり20,000円 | |
| 生活福祉資金 (福祉保健課) | 1 貸付対象者 ・低所得者世帯(所得制限有り) ・障害者世帯・高齢者世帯 上記災害援護資金の貸付対象世帯を除く。 2 資金区分及び限度額 生活資金(月額10.3万円) 住宅資金(全壊：350万円、半壊250万円) 福祉資金(30万円)等 3 事業主体 鳥取県社会福祉協議会 | |
| 母子寡婦福祉資金 (子育て支援課) | 1 貸付対象者 ・母子家庭の母・寡婦・40歳以上の配偶者のない女子 2 資金区分及び限度額 生活資金(月額10.3万円：母子家庭となって5年未満の者) 住宅資金(200万円) 転宅資金(26万円) 3 事業主体 鳥取県(各健康福祉センター) | |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|--------------------------------------|--|----|
| 上記災害援護資金等利子補給 (福祉保健課) (子育て支援課) | 災害援護資金、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金について、6年間(据置期間を含む)利子補給を行う。(通常3%→0%) 災害援護資金(県1/2、市町村1/2) 生活福祉資金、母子寡婦福祉資金(県10/10) | |
| 社会福祉施設等災害復旧事業 (福祉保健課) | 被災した社会福祉施設の原形復旧に要する経費に対する補助。 1 事業主体：市町村、社会福祉法人等の施設設置者 2 補助率：国1/2、県1/4 3 対象施設：社会福祉施設 | |
| 医師・保健婦による健康相談(健康対策課) | 要請のあった町で、医師、保健婦による健康相談を実施。 | |
| 子どもの心の相談窓口設置 (子育て支援課) | 地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の心理判定員等が相談に応じる。 設置場所：西伯小学校 要請により家庭・学校・保育所等訪問。 | |
| 鳥取県西部地震心の健康相談事業 (体育保健課) | 災害に起因すると考えられる児童の心身の変調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を受ける。 | |
| 被災者生活再建支援金 (防災危機管理課) | 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊しやむなく解体した世帯に対して、生活必需品等の購入又は修理のための経費として支援金を支給。 <支給限度額> 37.5万円から100万円 ※世帯収入、世帯主の年齢等により支給額が異なります。 | |
| 「震災・心の健康ホットライン」 (健康対策課) | 心のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施。 1 実施期間 平成13年3月31日まで 2 相談時間 午前8時30分から午後5時まで 3 実施機関 米子保健所、米子保健所根雨支所 | |

〔商工業・サービス関係〕

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|------------------------|--|------------------------------|
| 震災対策商工業復興支援対策事業(経営商業課) | | |
| 平成12年鳥取県西部地震特別対策資金 | 被害を受けた企業を支援するための特別資金 限度額：復旧経費 5,000万円以内(特認1億円) 運転資金 2,000万円以内(特認5千万円) 貸付期間：10年以内(据置2年) 貸付利率：保証無0.64%、保証付0.54%当初6年間無利息 保証料率：0.4%当初6年間は0% | 申込期限 平成13年 9月28日 まで |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|------------------------------|------|------|-----|-------------------------|------------------------|-------|----------|----------|------|------------------------|--|--------|------|---------|------|-------|--|-------|------|--|--|
| 利子補助金 | 融資の実行の日から6年間、末端金利を無利息とするため、県と市が金融機関に対して補助を行う。 市部-県1/2市1/2、郡部-県10/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用保証料軽減補助金 | 融資の実行の日から6年間、信用保証料を0%とするため、県が鳥取県信用保証協会に対して補助を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県制度融資の償還猶予措置 (経営商業課) | 被災を受けた中小企業が平成12年10月6日以前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、償還猶予措置を実施する。 (措置内容) 1年以内の償還猶予及び1年以内の貸付期間延長 | 申込期限 平成13年 3月30日 まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業経営健全化資金 (経営商業課、商工団体) | 一般的運転資金 (手形決済や商品仕入れに要する経費) 貸付限度額：一般 50,000千円 組合等 60,000千円 償還期間：7年 据置1年 担保保証人：金融機関が定める 末端利率：保証無2.43% 保証付2.05% 信用保証料：0.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業設備資金 (経営商業課、商工団体) | 一般的設備資金 (設備の更新修繕等に要する経費) 貸付限度額：経費の8/10以内で50,000千円特認あり 償還期間：12年 据置2年 担保保証人：金融機関が定める 末端利率：貸付期間 10年以内 保証無2.43% 保証付2.05% 10年超え 保証無2.70% 保証付2.31% 信用保証料：0.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小口無担保保証融資 (経営商業課、市町村、 商工団体) | <table border="1" data-bbox="646 1816 1561 2316"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般小口</th> <th>特別小口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>従業員20名 (商業サービス10名)以下</td> <td>従業員20名 (商業サービス5名)以下</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>15,000千円</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">設備7年 据置1年 運転5年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>担保不要</td> <td>担保保証人不要</td> </tr> <tr> <td>末端利率</td> <td colspan="2">1.82%</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">0.6%</td> </tr> </tbody> </table> | | 一般小口 | 特別小口 | 対象者 | 従業員20名 (商業サービス10名)以下 | 従業員20名 (商業サービス5名)以下 | 貸付限度額 | 15,000千円 | 10,000千円 | 償還期間 | 設備7年 据置1年 運転5年 据置6月 | | 担保・保証人 | 担保不要 | 担保保証人不要 | 末端利率 | 1.82% | | 信用保証料 | 0.6% | | |
| | 一般小口 | 特別小口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 従業員20名 (商業サービス10名)以下 | 従業員20名 (商業サービス5名)以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付限度額 | 15,000千円 | 10,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 償還期間 | 設備7年 据置1年 運転5年 据置6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保・保証人 | 担保不要 | 担保保証人不要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 末端利率 | 1.82% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用保証料 | 0.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------|------|------|-------|-------------------------|------------------------|----------------------|----------|--|-----------|------------------------|---|--------|-------|----------|----------|-------|---------|-------|------|----|--|------|------|--|--|
| 同和地区中小企業特別融資 (経営商業課、市町村、 商工団体) | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>一般小口</td> <td>特別小口</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>従業員20名 (商業サービス10名)以下</td> <td>従業員20名 (商業サービス5名)以下</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>15,000千円</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">設備7年 据置1年 運転6年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>担保不要</td> <td>担保保証人不要</td> </tr> <tr> <td>末端利率</td> <td colspan="2">1.82%</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">0.6%</td> </tr> </table> | | 一般小口 | 特別小口 | 対象者 | 従業員20名 (商業サービス10名)以下 | 従業員20名 (商業サービス5名)以下 | 貸付限度額 | 15,000千円 | 10,000千円 | 償還期間 | 設備7年 据置1年 運転6年 据置6月 | | 担保・保証人 | 担保不要 | 担保保証人不要 | 末端利率 | 1.82% | | 信用保証料 | 0.6% | | | | | | |
| | 一般小口 | 特別小口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 従業員20名 (商業サービス10名)以下 | 従業員20名 (商業サービス5名)以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付限度額 | 15,000千円 | 10,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 償還期間 | 設備7年 据置1年 運転6年 据置6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保・保証人 | 担保不要 | 担保保証人不要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 末端利率 | 1.82% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用保証料 | 0.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業者等設備資金 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構) | <p>経営基盤の強化を図るための設備導入に資する経費を貸し付ける。</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:経費の1/2以内で 40,000千円</p> <p>償還期間:7年 据置6月</p> <p>担保保証人:担保要 保証人2名</p> <p>末端利率:0%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業者等設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構) | <p>経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリース</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:60,000千円</p> <p>割賦払期間:7年 据置6月 リースは3~7年</p> <p>担保保証人:保証人2名</p> <p>割賦利息:2.5%</p> <p>リース料:1.394~2.992%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業ハイテク設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構) | <p>経営基盤の強化又は経営革新を図るための設備の割賦販売</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>一般枠</td> <td>リストラ枠</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>経営基盤の強化を図る企業</td> <td>経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>従業員21名~80名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり</td> <td>従業員300名以下</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと </td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>60,000千円</td> <td>80,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">7年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>割賦利息</td> <td colspan="2">2.5%</td> </tr> </table> | | | 一般枠 | リストラ枠 | 対象 | 経営基盤の強化を図る企業 | 経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業 | 貸付対象者 | 従業員21名~80名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり | 従業員300名以下 | 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと | | 貸付限度額 | 60,000千円 | 80,000千円 | 償還期間 | 7年 据置6月 | | 保証人 | 2名 | | 割賦利息 | 2.5% | | |
| | 一般枠 | リストラ枠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象 | 経営基盤の強化を図る企業 | 経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付対象者 | 従業員21名~80名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり | 従業員300名以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付限度額 | 60,000千円 | 80,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 償還期間 | 7年 据置6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証人 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割賦利息 | 2.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|----|------|-------|-----|-------------------------|------------------------|-------|--------------------------------------|-----------|------|---|--|--------|----------|----------|------|---------|--|-------|------|--|------|------|--|--|
| 同和地区中小企業特別融資 (経営商業課、市町村、 商工団体) | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般小口</th> <th>特別小口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>従業員20名 (商業サービス10名)以下</td> <td>従業員20名 (商業サービス5名)以下</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>15,000千円</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">設備7年 据置1年 運転6年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>担保不要</td> <td>担保保証人不要</td> </tr> <tr> <td>末端利率</td> <td colspan="2">1.82%</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">0.6%</td> </tr> </tbody> </table> | | 一般小口 | 特別小口 | 対象者 | 従業員20名 (商業サービス10名)以下 | 従業員20名 (商業サービス5名)以下 | 貸付限度額 | 15,000千円 | 10,000千円 | 償還期間 | 設備7年 据置1年 運転6年 据置6月 | | 担保・保証人 | 担保不要 | 担保保証人不要 | 末端利率 | 1.82% | | 信用保証料 | 0.6% | | | | | |
| | 一般小口 | 特別小口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 従業員20名 (商業サービス10名)以下 | 従業員20名 (商業サービス5名)以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付限度額 | 15,000千円 | 10,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 償還期間 | 設備7年 据置1年 運転6年 据置6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保・保証人 | 担保不要 | 担保保証人不要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 末端利率 | 1.82% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用保証料 | 0.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業者等設備資金 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構) | <p>経営基盤の強化を図るための設備導入に資する経費を貸し付ける。</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:経費の1/2以内で 40,000千円</p> <p>償還期間:7年 据置6月</p> <p>担保保証人:担保要 保証人2名</p> <p>末端利率:0%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業者等設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構) | <p>経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリース</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:60,000千円</p> <p>割賦払期間:7年 据置6月 リースは3~7年</p> <p>担保保証人:保証人2名</p> <p>割賦利息:2.5%</p> <p>リース料:1.394~2.992%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業ハイテク設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構) | <p>経営基盤の強化又は経営革新を図るための設備の割賦販売</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般枠</th> <th>リストラ枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>経営基盤の強化を図る企業</td> <td>経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>従業員21名~80名以下(商業サービス5名~20名以下) 特認あり</td> <td>従業員300名以下</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと </td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>60,000千円</td> <td>80,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">7年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>割賦利息</td> <td colspan="2">2.5%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 一般枠 | リストラ枠 | 対象 | 経営基盤の強化を図る企業 | 経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業 | 貸付対象者 | 従業員21名~80名以下(商業サービス5名~20名以下) 特認あり | 従業員300名以下 | 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと | | 貸付限度額 | 60,000千円 | 80,000千円 | 償還期間 | 7年 据置6月 | | 保証人 | 2名 | | 割賦利息 | 2.5% | | |
| | 一般枠 | リストラ枠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象 | 経営基盤の強化を図る企業 | 経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付対象者 | 従業員21名~80名以下(商業サービス5名~20名以下) 特認あり | 従業員300名以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付限度額 | 60,000千円 | 80,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 償還期間 | 7年 据置6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証人 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割賦利息 | 2.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

〔農林水産業関係〕

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|-----------------------------------|---|----|
| 鳥取県西部地震被害農業者 対策特別資金 (経営指導課) | 借入後6年間に限り、金利負担と保証料負担が0%になる よう助成を行う。 利子補給：県1/2 市町村1/2 保証料補助：県10/10 | |
| 水産業復興支援緊急対策資 金 (水産課) | 鳥取県西部地震により被災した漁業者、水産加工業者、漁 協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に対し利子補給を 行うとともに、信用保証料の負担がなくなるよう保証料を助 成する。 | |
| 果樹災害対策利子補給事業 (生産流通課) | 果樹災害を受けた農家が翌年度の再生産を図るために農協 等から借り受けた資金に対し全農ととりが行う利子補給に 助成する。 事業主体：全農ととり 補助率：1/3 | |
| 林業改善資金 (被害森林整備資金) (林政課) | 被害森林所有者等に対し、被害森林の整備に必要な資金を 無利子貸付 | |
| 大沢川被災家屋等復興特別 対策事業 (耕地課) | 鳥取県西部地震により、大沢川暗渠埋設時に掘削した範囲 に基礎の全部又は一部のかかる家屋等で、被害を受けた者の 住居等の復興を図るために助成を行う。 補助率：(基礎) 県1/2 市1/2 (基礎以外の家屋) 県1/4 市1/4 (地盤改良) 県1/2 市1/2 ※ただし、住宅復興事業の補助対象を超える部分が対象 | |

〔その他〕

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|-----------------------------|---|----|
| 県税の減免 (税務課) | ・不動産取得税、個人事業税の減免 申告等の書類の提出期限延長 徴収金の徴収猶予 | |
| 私立学校生徒授業料減免補 助金 (総務課) | 非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定 限度以内の方 ・全壊、半壊の被害 17,000円/人・月 上記以下の被害 8,500円/人・月 | |
| 私立学校災害復旧費補助事 業 (総務課) | 被害を受けた私立学校を早期に復旧するために要する経費 を助成する ・復旧経費の1/2の助成 融資の借入金利息を今後6年間助成 | |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|--|---|----|
| 鳥取県専修学校等奨学資金 申込 (同和対策課) | 県内の同和関係者の子等で、専修学校又は各種学校に進学後、経済的理由で修学が困難な者に対して奨学金を無利子で貸与する。 貸付限度額(月額)…49,000円 ※災害等に基づく経済的理由により年度中途において修学が困難となったときは、年度中途における奨学金の貸与の申請を受理。 | |
| 鳥取県専修学校等奨学資金 返還猶予 (同和対策課) | ※災害その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときは、奨学金の返還を猶予する。 | |
| 保育専門学院授業料減免 (子育て支援課) | 非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 | |
| 県立歯科衛生専門学校授業料減免 (医務薬事課) | 非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 | |
| 県立看護専門学校授業料減免 (医務薬事課) | 非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 | |
| 県立高等学校授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免 (高等学校課、各県立高等学校) | (授業料) 非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 (入学料及び入学選抜手数料) 非常災害により資産が著しく損なわれた方 ・被害の程度を問わず全額 | |
| 高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の給与 (高等学校課、各県立高等学校) | り災により経済的に就学が困難な方への教科書等の給与(1年以内にり災により住居に半壊・半焼以上の被害を受け、その際教科書等を紛失・消失したもの) | |
| 日本育英会奨学金の緊急採用(日本育英会、各学校) | 家計を支えている人が、火災・風水害等により家計が急変したため、緊急に奨学金が必要とみとめられるときの緊急採用 | |
| 日本育英会奨学金の返還猶予(日本育英会) | 奨学金の貸与を受けた者が、火災、風水害等の災害にり災したときの返還猶予 | |
| 鳥取県育英奨学資金返還金の返還猶予(高等学校課) | 奨学資金の貸与を受けた者が、火災、風水害等の災害にり災したときの返還猶予 | |

| 事業名 (担当課・連絡先) | 事業内容 | 備考 |
|----------------------------------|--|----|
| 鳥取県進学奨励資金の返還猶予 (同和教育課) | 奨学金の貸与を受けた者が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときの返還猶予 | |
| 鳥取県進学奨励資金の年度中途申請の受理 (同和教育課) | 災害等に基づく経済的理由により年度の中途において就学が困難となったとき、年度中途における奨学金の貸与の申請を受理する | |
| 介護福祉士等修学資金の返還猶予(福祉保健課) | 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったときの返還猶予 | |
| 理学療法士及び作業療法士修学資金の返還猶予 (医務薬事課) | 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったときの返還猶予 | |
| 看護職員修学資金の返還猶予 (医務薬事課) | 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったときの返還猶予 | |
| 鳥取県西部地震文化財緊急助成 (文化課) | 被災した国・県指定文化財について保存修理する事業に対して助成を行う。 ・国指定文化財 負担割合：国70～85% 県15～7.5% 市町村・所有者15～7.5% ・県指定文化財 負担割合：県1/2、市町村・所有者1/2 | |
| 平成12年鳥取県西部地震被害対策資金 (市町村振興課) | 被害を受けた市町村が応急対策、災害救助、災害復旧等を実施するのに要する経費を無利息で貸し付け。 償還期間15年(据置5年) | |
| 市町村資金貸付基金への繰出金(市町村振興課) | 平成12年鳥取県西部地震被害対策資金の資金需要に対応する基金造成のため繰出を行う。 | |
| 市町村振興交付金 (市町村振興課) | 地区公民館等の修繕、改築や井戸の修繕に要する経費を市町村が助成する場合に、その経費の1/2を助成する。 | |
| 緊急地域雇用特別交付金事業 (労働雇用課) | 県又は市町村(補助事業)の民間企業等への委託事業に対する助成金 (委託した民間企業等が失業状態にある者を新規に雇用する場合) | |
| 公営住宅建設への補助 (住宅環境課) | 被災者の居住の安定を図るため、市町村が行う公営住宅整備事業に対し、県単独の嵩上げ補助を行う。 〈事業主体〉市町村 〈補助対象経費〉災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するために整備する公営住宅の建設費等 〈負担割合〉国1/2、県1/4、市町1/4 ※但し、災害公営住宅整備事業に該当した場合は、 国2/3、県1/6、市町1/6 | |

平成12年 鳥取県西部地震の記録

平成13年10月発行

編集・発行 鳥取県防災危機管理課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
電話(0857)26-7111

印 刷 (有)タクミコーポレーション
〒680-0911 鳥取市千代水1丁目85



古紙配合率100%再生紙を使用しています